

平成28年度自己点検・評価報告書

2017年5月
東北福祉大学

目 次

第 1 章 理念・目的	1
第 2 章 教育研究組織	7
第 3 章 教員・教員組織	10
第 4 章 教育内容・方法・成果	20
第 5 章 学生の受け入れ	62
第 6 章 学生支援	67
第 7 章 教育研究等環境	74
第 8 章 社会連携・社会貢献	81
第 9 章 管理運営・財務	88
第 10 章 内部質保証	93

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性

〈1〉大学全体

東北福祉大学は「行学一如」を建学の精神に掲げ、その教育の理念は「自利・利他円満」の哲学を基調とし、人間力、社会力をもつ人材を輩出してきた。すなわち、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と定められている。使命は本学に期待される普遍的役割として認識している。

このような建学の精神および教育理念に基づき、本学では、理論と実践を融合し、調和しえる人材の育成にあたり、学ぶことの重要性和同時に学びえたことを広く社会に還元し、さまざまな場で実践できる技量の研鑽を積み重ねてきており、これは、学部・学科、大学院共通に貫かれている理念でもある。

各学部・学科の人材養成に関する目的については、学則に明確に規定されている。通信教育部においては、通信教育部学則において通学学部学則と同様の内容の目的が記載されている。また、大学院の人材養成に関する目的は、大学院学則第1条に規定されている。

本学は、現在4学部9学科2研究科で構成されているが、いずれの学部学科、大学院も本学の理念・目的に沿っている。

従来、福祉の理解は、昭和26年に制定された「社会福祉事業法」段階のものであり、特定の階層・人びとを対象としていたが、平成12年6月に改正された「社会福祉法」では、「地域社会を構成する一員」に対して、「日常生活を営み、社会・経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」を保障するために行われる「福祉サービス」と位置づけていることから理解されるように、社会の構成員が等しく受けることのできる安定した生活環境の支援と理解されている。すなわち、福祉は4学部9学科を包摂するのであり、この意味において、大学に期待される使命との整合性がみられる。

実績や資源からみた理念・目的の適切性に関しては、以下の3点が挙げられる。第1点は、国家試験等の合格実績である。2016（平成28）年度の実績は新卒でみると社会福祉士52.7%（通信教育部52.6%）、精神保健福祉士66.7%（通信教育部71.9%）、看護師96.1%、保健師94.4%、作業療法士98.0%、理学療法士100%となっている。第2点は本学の理念・目的を表した就職実績である。2015（平成27）年度就職者における業種別就職割合は、社会福祉施設・保健医療機関32.5%、企業36.6%、教員14.5%、公務員団体13.2%となっている。

第3点は、大学の目的・使命に基づき附属施設および関連施設の設置である。本学では、附属施設として「せんだんホスピタル」「感性福祉研究所」「芹沢銈介美術工芸館」「音楽堂：けやきホール」等を設置するとともに、関連施設としては、各種福祉施設を有しており、それら施設においては、学生の実習の場（行学一如としての臨床の場）として機能

している。

学則第 1 条の目的・使命にもあるように、本学は「国際社会並びに地域社会の発展に貢献」することを使命としてきた。このなかで、国際交流をすすめるとともに地域共創教育にも力を入れてきた。さらに、上述したように附属施設および関連施設の整備によって、また、これを実習施設としても活用しながら、地域社会に貢献できる人材の養成にも励んできた。

なお、本学は機能分化論の位置付けとしては、地域貢献を中心とした社会貢献機能を有した幅広い職業人養成を行う教育機関である。

以上のことから、本学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されている。

〈2〉学部

(ア) 総合福祉学部

本学部においては、建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会の発展に貢献できる人材育成の目的に基づいて、教育研究上の目的は「多角的視野から教育・研究に取り組み、知識、技術、社会的実践力を錬磨し、福祉社会の実現に資する人材の育成を目的とする」と学則に明確に定めている。

社会福祉学科（通信教育課程を含む）は、「人間理解のための深い教養と福祉の専門知識を修得し、福祉領域における問題解決能力を有する人材を育成する」と定めるとともに、教育目標としては、「現在の福祉環境を多面的に理解し、幅広い教養と深い専門領域を学修することによって、社会の発展に寄与できる人、それぞれのライフステージのなかで全ての人びとの「幸せ」（福祉）と「安心」を追究できる人、生活問題を主体的に解決できる人、このような人材を養成」することと教育目標として明記している。

福祉心理学科（通信教育課程を含む）は、「人間理解の基礎となる心理学的視点や理論・方法を学び、人々の抱える心理的問題を分析・解決できる人材を育成する」ことを教育研究上の目的とし、教育目標は「福祉心理学科では教育目標として「人々の幸福の追求や生活の質の向上のために心理学の知識や技術を生かすことができる人材の養成」を掲げている。

福祉行政学科は、「「福祉」の視点を土台として、地域社会及び住民の福祉の向上に貢献する高い志と強い責任感・倫理観をもち、地域の諸問題に主体的に対応できる幅広い基礎能力を有する人材を育成する」と教育研究上の目的を定め、教育目標としては「高い職業意識・市民への奉仕の精神をもつ、他者をも守る防災・減災の基礎知識を有する、地域の安全・安心・福祉を担える、官民協働。地域共創をマネジメントできる人材養成」を掲げている。

また、「行学一如」の建学の精神を背景として、通学課程の学生のみ履修できるが、1年次から関連法人の施設等で実習しながら、理論と実践の融合を図る「実学臨床教育」プログラムを開講し、個性化を図っている。

(イ) 総合マネジメント学部

本学部においては、建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会の発展に貢献できる人材育成の目的に基づいて、「人間活動におけるマネジメントの知識と能力をもち、リーダーシップを発揮しうる人材を育成することを目的」として定めている。このような目的に基づき、各学科では個別に以下の目的を定めるとともに、教育目標をもつ

て教育を行っている。

産業福祉マネジメント学科では、「主として産業界にあって、経済的な効率経営に加えて、福祉的経営の視点も考慮することにより健全な経営を実現できる人材を育成する」と教育研究上の目的を定め、「現代の産業社会を福祉の視点で捉え、「福祉」の概念を企業活動で実現させていくための能力と技術を学び、産業社会の健全な発展につながるための各種マネジメントやリーダーシップを発揮できる人材の育成」を教育目標として掲げている。

また、情報福祉マネジメント学科は、「豊かで活力ある福祉社会を実現させるため、経営に資するマネジメント能力や情報科学の活用力を兼ね備えた人材を育成する」と定め、教育目標としては、「情報化社会の諸問題に対する積極的な取り組みを示し、すべての人に豊かな情報生活を提供する学科です。重要な情報を早く正確に獲得し、その重要性を判断・評価して、発信・伝達するために必要な技術や知識の修得を目指す」ことが明記されている。

(ウ) 教育学部

本学部においては、建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会の発展に貢献できる人材育成の目的に基づいて、「豊かな教養と人間性を基礎に据え、保育・教育への熱意、高度な専門性、研修意欲等を備え、乳幼児・児童・生徒の保育・教育に柔軟に対応できる人材を育成する」と定められている。

そして、教育学部の教育研究上の目的は「乳幼児・児童・生徒の発達の特性を活かした教育を研究するとともに、自らの実践を省察する能力を有する人材育成を目的とする」と規定している【資料 1-2】。また、教育目標を「「学ぶ楽しさ」と「知る楽しさ」を伝えることができる専門職として、乳幼児・児童・生徒の発達特性を理解し、乳幼児・児童・生徒や保護者を受容的に支援しながら、自らの学びを土台に自らが考えたことや実践したことについて省察する能力を有する人材を育成する」と定めている。

建学の精神である「行学一如」を体現するため、学びとともに「実践」を強く意識し、理論に裏打ちされた実践力のある人材育成をも目的とする。さらに、東日本大震災以降、学校の安全・安心が強く求められている今、防災を強く考えられる「高い職業意識」は必須であり、これは教育の理念に謳われる「利他」の一形態である。

なお、教育学部は平成 27 年度に開設されたため卒業生輩出の実績は無い。その前身の一つである子ども科学部子ども教育学科では、こうした理念や人材育成の目的に基づいた教育を受け、多くの卒業生を、保育者・教員として輩出している。

(エ) 健康科学部

本学の建学の精神、教育の理念に基づき、本学部の教育研究上の目的は、「ヒューマニティやノーマライゼーションを基本に、人間を全人的に捉え、『生命の尊厳』『人としての尊厳』を基盤にもつ人材を育成することを目的とする」ことである。

保健看護学科の教育研究上の目的は、「すべての人を対象として、ヒューマンケアの思想を、保健・看護の現場で実践できる能力を有する人材を育成する」ことであり、「1. 豊かな人間性を養う、2. 命の尊厳を見る、3. 自律性、主体性を発揮する、4. 科学的根拠に基づく専門的知識と技術を備える」ことを教育目標に据えている。

リハビリテーション学科の教育研究上の目的は、「専門職となる医療現場に加え、『保健・福祉現場における地域リハビリテーション』を視野に入れた、健康増進・障害予防に

関わるヘルスケアなど『理論と実践の融合』による調和のとれた人材を育成する」ことであり、教育目標は「創造性、専門性、主体性、協調性、人間性、社会性を涵養すること」である。

医療経営管理学科の教育研究上の目的は、「保健・医療・福祉の経営に役立つ管理的知識と医学的知識を有し、医療情報を活用しうる専門的な人材を育成する」ことであり、教育目標は、「医療で必要な専門的事務職、医療福祉を支える医療事務職を育成」を掲げている。

以上の本学部並びに各学科の理念・目的、目標は、大学が掲げる建学の精神および教育理念に即した内容となっており、適切に設定されている。

〈3〉大学院

（ア）総合福祉学研究科

＜通学課程・総合福祉学研究科＞

本研究科の目的は、「建学の精神に則り、社会福祉に関する清深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的とする」と大学院学則に明確に定めている。さらに教育目標として「研究の過程で科学的思考能力、実践的研究能力を身につけ、ジェネラルな視点を持つスペシフィックな研究者・高度専門職業人の養成」を謳っている。

本研究科修士課程は社会福祉学専攻と福祉心理学専攻で構成されるが、両専攻とも「福祉」を公分母におき、広義の社会福祉に携わる人材養成を目的とすることを明確に定めている。社会福祉学専攻博士課程では、社会福祉に関連する分野についての修士課程を修了した人を対象に、さらに研究者として高等教育機関や社会福祉に関連する研究所等において自立した研究活動を行うに必要な研究や組織の修学を目的とすると定めている。

＜通信制大学院＞

通信制大学院では、教育研究と人材養成の目的を「主として、通信の方法による正規の課程として開設し、より高度で専門的な学術の理論及び応用を教授研究する」と通信制大学院学則第 1 条において明確に定めている。社会福祉学専攻においては、「高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成」を目的とし、また、福祉心理学専攻では、「研究者及び心理学の科学性と専門性をもとにした援助が行える人材の養成」と、専攻ごとに明確化している。

（イ）教育学研究科

本研究科は、本学の「行学一如」「自利・利他円満」という建学の精神・理念に基づいた「福祉」「教育」分野を中心とした学部教育を土台としている。教育研究と人材養成の目的は、「教育学研究科教育学専攻においては、教育方法の基本的な概念・方法・技術・特別支援教育の研究を基底に、高度な専門知識を有する学校教育に関わる人材の育成、研究者の育成を目的とする」と定めている。特に「小中高等学校教育・特別支援教育」分野の専門性を備えた教員と特別支援教育研究室等の教育研究施設を資源として、小学校から高等学校、そして特別支援学校の教員を数多く輩出し、東北を中心とした日本の教育界に大きな貢献をしてきたという実績をあげている。したがって、本大学院の「共生社会」に資する教育研究及び人材の育成という目的・理念は、これまでの実績や資源からも適切に設定されている。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的の、大学構成員（教職員および学生）への周知及び社会への公表

〈1〉大学全体

大学・学部・研究科等の理念・目的は、大学構成員（教職員および学生）に対しては、学生便覧（STUDENT HANDBOOK）、大学院便覧および大学案内（With You）、大学ホームページ（<http://www.tfu.ac.jp/>）等を中心として周知を図っている。さらに学生は、全学共通として展開される1年次必修科目「禅のこころ」や各種宗教教育科目、各種仏教行事等を通じて、特に意識せずとも、本学の理念に触れることが可能になっている。

教職員に対しては、年度初めの教授会や学科毎に開催される学科会議において周知している。学生に対しては、入学式や新入生のオリエンテーション、在校生の新学年ガイダンス等の場において、学長、副学長等からの講話としてあるほか、入学後のリエゾンゼミⅠ（基礎演習）の授業のなかにおいて、第1回目に「本学の教育について」として理念・目的を含めた本学教育の特徴が講義され周知している。

また、教職員・学生用のポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）では、理念・目的をはじめ学生便覧、学則等の閲覧・ダウンロードが可能となっており、大学構成員は閲覧が可能となっている。さらに、学内に、たとえば、本学の東日本大震災への取り組みのパネルなどの掲示がされており、本学の理念が多くの人々に触れる機会が多くある。

さらに、本学を取り巻くステークホルダーに対しては、ホームページ、大学案内、年数回開催されるオープンキャンパス、高校での出張講義、入試ガイドを中心的な媒体として、本学の建学の精神、教育理念、目的等を公表している。本学の保護者に対しては「大学通信」、同窓生に対しては「後援会報」等を発行して、理念・目的等を外部からみてもわかりやすく公開・周知を図っている。その結果、2017（平成28）年度の入試においても、募集定員を超える応募者があり、周知・公表に関しては、有効であった事がうかがえる。これらのことから、適切に周知・公表されている。

〈2〉全学部

全学部における各学科の教育研究上の目的・教育目標は、全学的な方針に沿って、ホームページ、大学案内、入学試験要項等に掲載し、広く社会に向けて公表している。また、各学科の新入生ガイダンス、履修ガイダンス、初回リエゾンゼミ等では全教員出席のもと、学部理念について学部長あるいは学科長が講話を行い、学生と教員への周知を図っている。また、教職員に対しては、年度初めの教授会や学科毎に開催される学科会議において周知している。

なお、社会福祉学科、福祉心理学科の通信教育課程では、社会人が多いという特性を踏まえ、ホームページ、募集要項など広く内外から閲覧・周知できるようにしている。また、毎月発行している通信教育部の機関誌“with”では、新入学生に向けて学科長が大学、学部の理念に触れた文章を掲載し学生、教職員への周知を行なっている。

〈3〉大学院

(ア) 総合福祉学研究科

＜通学課程・総合福祉学研究科＞

研究科全体、各専攻の教育理念・目的は、大学の方針に沿って、大学院便覧、ホームページ、入学試験要項等にて周知し、社会に公表している。

教職員に対しては、年度初めに各研究科委員会にて周知徹底を図っている。学生に対しては新入生オリエンテーション、専攻ガイダンス等で周知している。また主として本学学部からの進学者に対しては、学内での入学試験説明会で周知している。

<通信制大学院>

通信制大学院の理念・目的については、あらゆる機会を通して公表を行っている。通信制大学院の特性を踏まえて、通信制大学院 HP、『募集要項』等で通信制大学院の趣旨を3つのポリシーとして公開している。学内構成員に限らず、広く内外から閲覧・周知が可能となっている。

(イ) 教育学研究科

大学院学則に教育研究上の目的があり、ホームページで公開して大学構成員に対する周知及び社会への公表を行なっている。また、大学ホームページの「大学院教育学研究科」サイトで、3つのポリシーと共に、教育研究上の目的、目指す人材育成像、カリキュラムの特色などをわかりやすく図式化しながら明記し公開している。さらに、大学、大学院等全体を紹介するパンフレット「With You」や教育学研究科のポスターやパンフレットに理念や目的そして目指す人材育成像を明記し、東北を中心とした各県の教育委員会や主な大学、公立小中高等学校、特別支援学校などに配布し広く社会に公表している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性についての定期的な検証

本学の理念・目的の適切性の検証は、内部質保証システムにより、定期的・体系的に行なわれている。

平成 28 年度に教育研究上の目的や教育目標の見直しを行なっており、平成 29 年度初めに、見直し後のものをホームページ等で公表予定である。

2. 点検・評価

本学において、大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されており、大学構成員および社会に対して周知・公表を適切に行っている。そして、定期的検証は、内部質保証システムにおいて実施されており、緒に就いた段階であるが適切に行なわれている。

平成 27 年度の「改善すべき事項」であった構成員への周知方法の有効性の検証については、現在、アンケートにより検証しているが、今後さらにアンケート内容を改善して有効性の検証の精度を上げて周知方法の改善につなげていく。

また、今後、大学の生き残りを賭けた大学改革の観点からも理念・目的の適切性を検証する。

第2章 教育研究組織

1. 現状説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織の理念・目的に照らして適切性

東北福祉大学は、明治8年に曹洞宗専門学支校として出発した。戦後、昭和33年には東北福祉短期大学を設置し、昭和37年には東北福祉大学社会福祉学部として設置認可を受け、今日に至る発展の基礎を築いた。

本学は、「行学一如」という建学の精神と「自利・利他円満」という教育の理念に基づき、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と掲げ、また、大学院学則第1条では「建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的」としている。これらは理論と実践との調和を図ることのできる人材育成を意味するとともに、社会へ貢献しうる人材養成を目的として、これまで教育・研究に努めてきた。

この基本理念のもと、上述したように、本学は昭和37年に「社会福祉学部社会福祉学科」の設置が認可されると、その後、昭和40年には「産業福祉学科」、昭和46年には「社会教育学科」、昭和49年には「福祉心理学科」の開設認可をそれぞれ受け、さらに、昭和51年には「社会福祉学専攻修士課程」の大学院設置が認可され、社会福祉学に関わる理論と実践の総合的教育・研究に取り組む高等教育機関として、その社会使命と役割を担ってきた。

また、IT (Information Technology) 革命が進行する社会要請に応えるべく、かつ、情報化の遅れが指摘される社会福祉分野に、福祉の知識と高度な情報技術を持った人材供給を目的に、平成12年には「情報福祉学科」を開設し、同時に、広い視野に立って教育・研究に取り組む姿勢を確認する意味から、学部名称を「社会福祉学部」から「総合福祉学部」へと変更した。平成14年には、大学院組織を「大学院総合福祉学研究科」へと名称を変更するとともに、従前の「社会福祉学専攻修士課程」に加えて「社会福祉学専攻博士課程」、 「福祉心理学専攻修士課程」を新たに設置した。また、同年には通信教育部の設置認可を受けて、「社会福祉」・「社会教育」・「福祉心理」の3学科を設置するとともに、通信制大学院「総合福祉学研究科」において「社会福祉学専攻」及び「福祉心理学専攻」からなる修士課程を設けた。

さらに、乳幼児期から老年期までのライフサイクルを対象として研究・教育する「総合福祉学部」に対して、乳幼児期から少年期に至る成長過程の「保育・教育」を特に研究する「子ども科学部子ども教育学科」を平成18年4月に増設すると共に、福祉を基本として保健・医療の融合を目指した看護実践を担うことができる人材を育成することを目的とした健康科学部「保健看護学科」を設置した。

その後、福祉社会の実現のためにも基本的運動機能や応用的動作能力の回復と共に、生

活習慣病の予防に関わるヘルスケアを担うことができる人材を養成する目的から、平成 20 年度には健康科学部内に「リハビリテーション学科」（作業療法学専攻、理学療法学専攻）及び「医療経営管理学科」を増設し、同年には国際化、情報化が一層高度化するなかでの確に対応できる人材養成を行うために、総合福祉学部の「産業福祉学科」及び「情報福祉学科」を総合マネジメント学部「産業福祉マネジメント学科」と「情報福祉マネジメント学科」へと改組・再編した。

そして、平成 27 年度から、より高度な知識と技能を身につけ、さまざまな教育課題の解決に貢献できる教育者を育成するために、「社会教育学科」と「子ども教育学科」を統合・再編し「教育学部教育学科」（初等教育専攻・中等教育専攻）および「大学院教育学研究科教育学専攻修士課程」を設置するとともに、少子高齢化はもとよりコミュニティの崩壊、東日本大震災後の復興などの地域課題に対して、行政的視点から主体的に対応、行動できる人材を養成するために総合福祉学部内において「福祉行政学科」を立ち上げた。現在、4 学部 9 学科体制、大学院 2 研究科となり、基本的教育研究組織は、学部・学科制（教育研究一体型）のディシプリン制を採用しており、学士課程と大学院との関係は相対的分離型をとっている。

その他、学部・学科等の組織とは別に、教育研究組織として、芹沢銈介美術工芸館、せんだんホスピタル、東北福祉看護学校、感性福祉研究所、音楽堂「けやきホール」、社会貢献・地域連携センター、国際交流センターなどを設置している。芹沢銈介美術工芸館は、重要無形文化財（人間国宝）であった芹沢銈介自身の作品と収集品を展示することによって、学生にとっても、優れた美術作品に身近に触れることで豊かな感性が育ち、その感性はやがて社会のさまざまな分野で役立てることができるものと期待されている。

せんだんホスピタルは、学生の臨床実習教育及び教員等の臨床研究に資するために、東北福祉看護学校は、准看護師免許を有する者が看護師の受験資格取得に必要な知識及び技能を修得できるために、それぞれ置かれている。感性福祉研究所は、21 世紀の課題「知性と感性の調和」の視点に立ち、今一度、人間の感性を呼び覚まし、豊かな福祉社会を築くことを目的としている。音楽堂「けやきホール」は、1994 年に完成した本格的な音楽専用ホールであり、国内外の著名な音楽家から一般の演奏者まで、広く市民に開放されているとともに、本学の吹奏楽部や混声合唱団などの定期演奏会の場にもなっている。社会貢献・地域連携センターは、生涯学習支援や地域連携（共創）、臨床心理相談、特別支援教育の取り組みの窓口として機能している。国際交流センターでは、本学の学生、院生、教職員の国際的な活動を支援している。また、交換留学や短期研修プログラムの派遣・受入の実施だけではなく、海外の研究機関との共同研究の支援機能をも有している。

教育研究組織としての学間連携に関しては、本学と単位互換協定を締結している他大学（産業能率大学、学都仙台コンソーシアムに加入する大学）の「単位互換科目」を履修し単位を修得した場合に卒業単位として認定している。さらに、学部の教育課程の副専攻の一つとして、本学と神戸学院大学、工学院大学が連携して「社会貢献活動支援士」課程を設置し、遠隔授業等を導入しながら授業を行っている。このように設置形態を超えた大学間連携を行っている。

このように、本学は時代の要請に注視しつつ、「行学一如」「自利利他円満」の理念の下、学則第 1 条に示された目的・使命の具現化のため、必要な教育研究組織及び体制の充

実に努め、広義の福祉の総合大学として発展してきた。後述するが、大学院の一部の研究科を除き入学定員を充足している状況からも、本学の取り組みが学術の進展や社会の要請と適合していることがうかがえる。

以上のことから、本学は学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切な編制となっており、有効に機能している。

(2) 教育研究組織の適切性についての定期的検証

教育研究組織の編成方針を定め、ホームページに公表している。

トップ>大学について>各種方針https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html

その方針の検証も含めて、教育研究組織の適切性の定期的検証は、内部質保証システムで行なっている。

2. 点検・評価

本学の学部・学科・研究科等の教育研究組織は、大学の建学の精神および教育理念そして本学の目的・使命に照らして適切に設置されてきた。また、内部質保証システムにより教育研究組織の適切性を検証しており、適切に対応している。

また、総合福祉学研究科（通信制を含む）と教育学研究科については、収容定員を下回っている状況である。したがって、総合福祉学研究科においては、平成 26 年 9 月 30 日付けで日本学術会議から報告された「社会福祉系大学院発展のための提案－高度専門職人養成課程と研究者養成課程の並立を目指して」を参考にしながら、大学院のあり方、教育課程のあり方を再検討するとともに、教育学研究科においては、平成 27 年度設置研究科でもあるため広く社会に本研究科の特徴を情報提供する必要があると認識している。

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針の明確化

〈1〉大学全体

○教員に求める能力・資質等の明確化

本学が求める教員像は、ホームページ（トップ>大学について>各種方針）
https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.htmlで公表している。

教員の使命と役割に関しては、「組織・職制規則」第9条において教員の所掌事務が明記されている。「副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けて、別に定める指定の校務をつかさどる。2 学部長、学科長及び大学院研究科長は、それぞれ学部、学科及び大学院研究科における教育及び研究業務を総括する。3 教授、准教授、講師、助教及び助手は、それぞれ教育及び研究に従事する」。

また、資質については、「東北福祉大学教員選考基準」において、教授・准教授・講師・助教・助手の資格としての資質が明記されている。

○教員構成の明確化

教員組織の編成方針については、ホームページ（トップ>大学について>各種方針）
https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.htmlで公表している。

教員構成については、本学の組織・職制規則第3章（大学及び大学院）第8条（職位及び職能）3項で「各学部及び大学院に、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く」と明記するとともに、大学学則第9条（教職員）において、「本学に次の教職員を置く。・・・（中略）・・・教授、准教授、講師、助教・・・（中略）・・・助手、その他必要な職員」、さらに、大学院学則では第56条（教員組織）において、「本大学院における授業及び研究指導は、本学専任の教授、准教授が担当する。ただし、特別の事情があるときは、上記以外の教授、准教授または講師をもってこれに充てることがある」とそれぞれ規定し、教員構成の明確化を図っている。

○教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

専任教員の教育研究に係る責任の所在に関しては、上述した「組織・職制規則」第9条第2項において「2 学部長、学科長及び大学院研究科長は、それぞれ学部、学科及び大学院研究科における教育及び研究業務を総括する」と明記されている。

また、組織的な連携体制としては、部長学科長会議の下に学科会議が置かれ、学科の課題を共有しその課題を解決したり、法人や学長、教授会の決定事項、報告事項を伝達したりするなどの役割を果たしている。

そして、部長学科長会議では、大学改革をはじめ教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項等を審議し、教授会においてその内容が諮られ、意見を聴取しつつ学長のリーダーシップの下で諸事項が決定していく。

さらに、学科会議以外においても、専門職の人材養成支援のための各種会議（たとえば、「社会福祉援助技術演習Ⅰ等担当専任会議」、「保育士・幼稚園課程担当者会議」など）を組織して、担当教員において教育課程の理解及び各種情報の共有を図るなどの連携体制

を構築している。

なお、大学院の組織的な運営・連携組織として、大学院委員会と研究科委員会が設置されている。前者は、大学院に関する学務及び運営その他研究科の重要な事項を審議し、後者は教育課程に関する事項、課程修了の認定に関する事項、学位論文の審査に関する事項等に関する事項を審議することになっている。通信教育部においては、通信教育部教育・研究の基本方針及び教育課程の形成・編成に関する事項や、通学の課程その他付属教育研究機関との連絡調整に関する事項を審議する通信教育部委員会を設置している。

〈2〉学部

(ア) 総合福祉学部

大学として教育理念・目標に沿った教員像は、法令（大学設置基準第13条、学校教育法第92条、大学設置基準第4章等）に定める資格要件をふまえた上で、その採用、昇格の基準、能力・資質等について、学則において教員選考基準、任用規程等として定められており、人事委員会、教授会の議を経て決定される。本学部でもその求める教員像、組織の編成方針は、これらの大学全体のものを共有している。

教員の組織的な連携体制は、各学科に教務委員、FD委員、入試委員等を置き、それぞれ全学レベルの同委員会の構成メンバーとなることで相互に連携を図っている。その上で、教員の連携体制と教育研究にかかわる責任は全学教授会が担っている。

(イ) 総合マネジメント学部

本学においては、「東北福祉大学教員選考規程」第2条に採用に係る選考は学則第10条に定める人事委員会が行うものと規定している。具体的な教員に求める能力・資質等については「東北福祉大学教員選考基準」において研究上の業績を有し、大学における教育を担当するに相応しい教育能力を有すると認められるものであるとされている。さらに、社会貢献にも寄与する人材が求められており教員の使命と役割に通ずる。本学の人事はこの基準を厳格に遵守することにより、適正に行われている。

産業福祉マネジメント学科では、教員の連携と情報の共有を図るため、原則として毎月1回の学科会議を開催している。1年次生のリエゾンゼミⅠと演習は専任教員が担当している。兼任教員(非常勤)は、主として第一種衛生管理資格関連科目を含む教員によって構成されている。また、学部における教育課程編成は、各学科が各々の理念・目的に照らして編成することを基本としていることから、原則として学部において調整・決定しているほか、全学的に取り組むべき問題やカリキュラムの実施にあたっての学部間の連絡調整等については、部長学科長会議がその機能を担っている。

情報福祉マネジメント学科では、必修科目7科目の全てが、また全開設授業科目の90%以上が専任教員で適切に対応されている。学部や学科の教育に関する事項は教授会と部長学科長会で審議されている。毎月一回定期的に行われている教務部委員会では教務・学生の事項が審議され、学科会議規程に則った学科定例会議では学科の教育目的、教育課程の編成、課題について協議しその問題の解決を図っている。

(ウ) 教育学部

本学部は、教員に求める能力・資質等を「研究上の業績を有し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者」と規定する「東北福祉大学選考基準」に基づくとともに、大学設置基準第13条(専任教員数)に定められた、学科に必要な数を上回る教員を配置している。さらに、学校教育法第92条(学長、教授その他の職員)、大学設置基準第4章(教員の資格)に準じて教員を採用している。本学科は、指定保育士養成施設指定基準や教育職員免許法・同法施行規則に定められた保育分野、初等教育分野、中等教育分野、特別支援教育分野などを専門とする教員を配置している。また、小学校一種、中学校社会一種、高等学校一種地歴・公民および特別支援学校一種の教員養成課程設置にあたり、文部科学省の教員審査を経ており、学部学科のめざすべき方向性に則した教員によって構成されている。

(エ) 健康科学部

学部の理念・目的および学科の理念・目的に基づき、大学設置基準第13条(専任教員数)、第4章(教員の資格)に定められた、各学科に必要な資格と数を上回る教員を配置している。また、大学の選考基準を満たした教員を採用している。

リハビリテーション学科では、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に従い、理学療法士免許、作業療法士免許を受けた後、5年以上業務に従事した者が教員となっている。

医療経営管理学科では、日本病院会が定める診療情報管理士養成校としての指定基準を満たす医師3名を配置している。

〈3〉大学院

(ア) 総合福祉学研究科

〈通学課程・通信制大学院・総合福祉学研究科〉

全学の教員組織の編成方針に則り、大学院教員に求められる能力・資質については教員選考基準等に記載し、専門領域、研究業績等を考慮して専任の教授、准教授を配置するが、特別の事情があるときは、上記以外の教授、准教授または講師をもってこれに充てる編成をおこなっている。

なお、教育研究にかかわる事項については、研究科委員会、大学院委員会の審議をもって決定することで、組織としての連携・責任を担っている。

(イ) 教育学研究科

本研究科の理念・目的に基づき、大学院設置基準第8条、第9条の(教員組織)及び「平成十一年文部省告示第百七十五号(大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数)」に定められた数を満たした教員を配置している。さらに、学校教育法第92条(学長、教授その他の職員)、大学設置基準第4章(教員の資格)に準じて教員を採用している。本研究科は、教育職員免許法・同法施行規則に定められた初等教育分野、中等教育分野、特別支援教育分野などの専門の教員を配置している。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織の整備

〈1〉大学全体

○編制方針に沿った教員組織の整備

教員組織の編成方針については、ホームページ(トップ>大学について>各種方針)

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.htmlで公表している。また、編制に当たっては、学校教育法第9章（大学）第83条～第114条、大学設置基準第3章（教員組織）第7条～第13条、大学院設置基準第3章（教員組織）第8条～第9条の2を遵守し、そして本学では多くの種類の資格取得のための教育課程も有するために、その養成に関わる指定規則を遵守しながら教員組織を編成している。大学全体の専任教員は、各学部・学科、研究科において専門分野の研究を深化させ、必要な資格を有する教員組織が整備されている。

○授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

教育課程に相応しい教員組織の整備については、各学科内において専任教員の研究業績と教育業績等を勘案し、授業科目と担当教員の適合性を判断している。また、補充すべき授業科目が生じた場合には、採用過程において人事委員会が「東北福祉大学教員選考基準」に基づき、審議、判断をしている。兼任講師についても、「教員選考基準」の「講師の資格」を準用して行い、各学科長の下、授業科目と担当教員の適合性を確認したうえで、教務部委員会及び教授会の承認を経て学長が委嘱している。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

大学院担当教員は、本学は大学院大学制度を取らないため、大学としての教員採用を行い、大学院教員は学部兼任を原則としている。教員人事は、人事委員会規程に則り運用されており、教員の選考は、「教員選考基準」および「就業規則」等に基づき、人事委員会において審議した上で学長に進達され、学長により決定されている。各研究科において担当科目に関しては、「研究科委員会」における審議事項として検討されている。

〈2〉学部

（ア）総合福祉学部

社会福祉学科では、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉専門職養成教育を総合福祉学部として定員設定しているために、通信教育部を含めた総合福祉学部に配属されている専門職養成科目に関連する教員が兼任教員として関わる体制をとるとともに、兼任教員を数多く配置している。社会福祉コースでは、スクールソーシャルワーカーや地域包括支援センター・社会福祉協議会等の地域相談機関型での福祉人材の養成を目指すために、スクールソーシャルワーカーとして教育現場で実践活動・研究を行っている教員や地域福祉・社会調査を専門とする教員などを教育内容に合わせて配置している。また、社会福祉コースでは、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉専門職養成も行うために、少人数で行う演習を実施できる教員を配置する。そして、総合福祉コースでは、災害時支援や福祉経営など様々な社会領域で活躍できる人材養成を目指すために、被災地での活動・調査経験に豊富な教員、福祉経営を専門とする教員、国際協力を専門とする教員などを教育内容に合わせて配置している。

福祉心理学科は、教員組織の編制方針は明文化されていないが、教育課程のなかを「環境・社会心理履修コース」「発達心理履修コース」「臨床心理履修コース」に分け、それぞれの領域の高い専門性をもつ教員を配置している。

福祉行政学科は、専門科目となる学問分野は「社会福祉」「政治」「経済」「法律」「マネジメント」「防災」「社会教育」からなるが、それぞれの分野で豊富な経験や業績を有する人材を配すべく教員組織を編成した。「社会福祉」領域では、社会福祉サービスなど

の援助領域を主とする社会福祉学科と異なり、隣接領域の経済学や法学、政治学、環境学をも含めて講義できる人材を配置した。「政治」領域では、自治行政、地方自治を専攻とする教員と国際政治を専門とする教員とでLocalとGlobalの双方をカバーする。「経済」では、福祉経済、社会統計を専門とする教員と農業経済など「地域」との関連が深い教員を配した。「法律」領域では、家族・少年非行・児童虐待、福祉現場での労働問題など社会福祉領域にも詳しい教授、インターンシップ室室長として地域との関連も深い福祉法学を担当する教授、行政や福祉等の関連領域にも業績のある教員がそれぞれ担当する。「マネジメント」領域では、公的セクターのマネジメントを専門（行政学）とする教員が担当する。「防災」「社会教育」の各領域については、他学部の同領域を専門とする教員が科目を担当する。

なお、教員の担当科目適合性については、学科会議および教務部委員会で毎年検討している。また、総合福祉学部の教育研究上の目的に従い、通信教育課程を含むすべての学科で社会福祉士国家試験受験資格取得のための科目、精神保健福祉士国家試験受験資格（社会福祉学科、社会福祉学科通信教育課程、福祉心理学科）、介護福祉士国家資格（社会福祉学科のみ）を担当できる専門教員を配置している。

（イ）総合マネジメント学部

教員組織の編成については、大学および学部の教育理念に基づき、学生に対して責任ある教育を行うために、文部科学省の設置基準に則った専任教員を配置するとともに学科の教育目標、目的やカリキュラム・ポリシーなどの各種方針を実現するのに十分な教員組織を適切に整備されている。

産業福祉マネジメント学科は、マネジメント能力を育成する上で、幅広い知識を備えた教員を配置する。具体的には、科目別教員配置として、専門基礎科目・専門基幹科目のなかで必修科目の全てに学科専任教員を充てるとともに、学科所属教員は経済・経営等の科目を多く担当することで、マネジメント能力の養成に欠くことのできない専門教育の任にあたる。

情報福祉マネジメント学科は、科目別教員配置としては、専門基礎科目・専門基幹科目の必修科目を学科専任教員が担い、選択科目の情報系講義や実習科目の一定割合を学科専任教員が担当する。また、情報科学の分野では、実務経験を有する兼任講師を充て、マネジメント全般にわたる専門科目については、同じ学部にある産業福祉マネジメント学科から兼任教員を配置する。

（ウ）教育学部

本学科は平成27年2月4日、教職課程認定の申請に対し合格の判定を受けたが、その申請認定に基づいた教員組織が整備されている。具体的には、教育学部教育学科は、保育士および幼稚園・小学校の教員養成を行ってきた子ども科学部子ども教育学科を中核として、中学校社会科、高校地歴・公民の教員養成を担当してきた総合福祉学部社会教育学科、さらに特別支援学校教員養成を担当してきた総合福祉学部社会福祉学科の教職課程を統合したものであって、当該担当教員全員が新設される教育学科に異動した。したがって、所属する専任教員は、i 保育士養成、ii 幼稚園教員養成、iii 小学校教員養成、iv 中・高教員養成、v 特別支援学校教員養成、vi 社会教育分野の担当に大きく分かれる。

（エ）健康科学部

本学部の教員組織は、各学科の教育課程にふさわしく適切に整備されている。各学科長は、必要な教員組織を整備するために、本学部長と相談の上、人事委員会に上申している。

保健看護学科においては、教育の中核的な科目となる看護学については、博士号、修士号の学位取得者を据え、実務家教員の配置を行うなどの方針の下に、修士課程修了保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた専門分野である基礎看護学、成人看護学、老年看護学、地域看護学などの各領域から構成された教員を配置している。

リハビリテーション学科では、専門科目の教員組織は学科科目制とし、講座制をとらないことで、各領域の教員が協働しながら実施できるオムニバスの授業科目を設定する。教育の中核的科目のリハビリテーション学については、博士号、修士号の学位取得者および実践力を備えた教員を備えると定めている。その上で、理学療法士・作業療法士である専任教員は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第三条四の定める免許を受けた後五年以上理学療法・作業療法に関する業務に従事した経験を有し、リハビリテーション学科が掲げる教育理念、教育目標に同意し行動できる教員によって構成されている。

医療経営管理学科では、専任教員は経営管理分野、医学・医療分野、情報処理分野の4分野に修士課程修了以上の者を配置するとともに、診療情報管理士資格等に対応する資格の取得に必要な教員を配置している。また、日本病院会が定める診療情報管理士養成校としての指定基準を満たす医師3名を配置している。

〈3〉大学院

（ア）総合福祉学研究科

〈通学課程・通信制大学院・総合福祉学研究科〉

社会福祉学専攻においては、社会福祉に関連する分野についての理論、制度・政策、実践、そして現代社会の児童福祉問題を研究する教員を配置している。福祉心理学専攻においては、福祉心理学、臨床心理学、臨床発達心理学の教員が配置されている。両専攻とも本学の専任教員から分野に配慮してバランス良く配置している。また、客員教授、特任教授の各制度を設け、開講科目毎に学外からの兼任講師を招聘し、大学院における教育の充実を図っている。なお、大学院（通信制および教育学研究科を含む）における授業担当に関する事項を恒常的チェック体制としては、研究科委員会があり、定期的に開催されている。

（イ）教育学研究科

本研究科は、平成27年2月4日付けで教職課程認定申請（小学校、中学校（社会）、高等学校（地理歴史、公民）、特別支援学校の各専修免許状）において合格の判定を受け、その申請認定に基づいた教員組織が整備されている。具体的には、教員は基礎となる教育学部教育学科の専任教員であり、学部教育と連携した研究・教育を可能とする。そして専任教員のなかで、「Ⅱ群 教育方法研究分野」「Ⅲ群 特別支援教育研究分野」「Ⅰ群 研究指導分野」にそれぞれ教員を配置する。完成年度翌年の各分野の教員数は、教育方法研究分野14人、特別支援教育分野7人で「共生型授業の創造」を目指した教育研究組織を編成することは、特別な教育的ニーズを有する児童生徒数が増加していく社会の要請に叶っている。また、修士論文指導教員11人を予定し、学術に進展に伴う高いレベルの修士論文作成指導ができる教育研究組織となっている。

（3）教員の募集・採用・昇格は適切性

〈1〉大学全体

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

本学教員の募集については、特別に規程を設けず、法人設置以来の伝統・慣例により法人部門に常時窓口を開き、広く学内外からの推薦を得ている。また、これまで健康科学部保健看護学科・リハビリテーション学科、総合基礎教育課程〔外国語（英語）〕教員の採用にあたって、本学ホームページや科学技術振興機構JREC-INなどを活用し、公募も実施している。

○規程等に従った適切な教員人事

教員の任免は、人事委員会において、その年度ごとの懸案事項に沿った人事方針を決定し、部長学科長会議の議を経ている。

本学における教員の採用及び昇任の選考については、『東北福祉大学教員選考規程』を定めている。また、教員選考基準が『東北福祉大学教員選考規程』第3条第2項に基づき『東北福祉大学教員選考基準』にて定められている。そこには、本学の教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の選考基準が定められている。

また、『学則』第10条第2項の規定に基づいて置かれる、選考（審査）委員会ともいえる「人事委員会」では、就業規則および教員選考基準に基づき、被選考者の学歴、教員としての経歴、研究上の業績（刊行された著書、論文、報告書等）、専攻分野に関する実務上の実績等のほか、学会及び社会における活動、勤労意欲、勤務態度・姿勢、人柄なども考慮に入れ総合的に判断している。

昇格は、当該教員の教育への取組み、研究業績偏重にならず、学内外での活動状況等から多元的に判断し、人事委員会で候補者を選考（審査）し、検討と決定を経た上で、部長学科長会議の議を経て、教授会において報告している。

なお、本学では、定年制（一般）教員制度の他、任期制教員、客員教員、客員研究員、嘱託教授、特任教員などの種別の教員任用制度が規定され、教育、研究に必要な教員および研究員は必要に応じて随時確保されている。

〈2〉全学部

本学における専任教員の募集・採用・昇格は、大学全体の手続きに従って適切に行われている。具体的には『規程集』に所収されている「教員選考規程」および「教員選考基準」に基づき行われている。学部学科の教育・研究上の専門性を重視し、採用候補者については、人事委員会が設置する審査委員会によって学歴（学位の取得状況）、教育歴（大学の教員歴、現職教員の職歴）、研究・教育業績が書類審査され、その結果が人事委員会で報告され、審議される。その後、候補者担当の人事委員が行う面接によって決定され、学長（常務理事）に申達される。

昇格については、学科長が「教員選考基準」に基づき所属教員の研究・教育業績を検討し、人事委員会に上程、その後は採用人事と同様の過程を経て決定される。なお、昇格の審査基準には研究教育業績の他に社会的活動、社会貢献も加味し、建学の精神である「行学一如」および「自利利他円満」に沿ったものとしている。

兼任講師（非常勤講師）は、授業科目と兼任講師の担当科目の適正を確認し、教務部委員会、部長学科長会議、教授会の承認を経て学長が任命する。いずれの過程も適切に行われている。

〈3〉大学院全研究科

本学では、通学および通信制大学院に関しても、大学院大学制度を取らないため、大学としての教員採用を行い、大学院教員は学部兼担を原則としている。教員人事は、人事委員会規程に則り運用されており、教員の選考は、人事委員会規程に規定する「教員選考基準」、「教員選考基準」および「就業規則」等に基づき、人事委員会、研究科委員会において審議され、学長に進達され、学長により決定される。

〈4〉教員の資質の向上を図るための方策

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

〈1〉大学全体

FDの実施については、FD委員会が、① 教育能力向上及び教育改善に資する教育プログラム又は教育システムの企画及び開発 ② 研修会の開催、③ 授業内容、方法の改善、向上、④ 教員間での教育能力向上及び教育改善に関する認識の共有、⑤ 教員の教育能力向上及び教育改善のための調査等の実施の統括、⑥ 教育業績評価委員会に審査された教員に対する教育能力の支援、⑦ FDの専門家の養成、⑧連携支援等を行っている。

① 教育能力向上及び教育改善に資する教育プログラム又は教育システムの企画及び開発
アカデミック・ポートフォリオの活用をめざし、その前の段階としてティーチング・ポートフォリオの活用を推進している。また、「マイステップ・リエゾンポートフォリオ」（学修ポートフォリオ）を開発し、その活用促進と教員コメントのフィードバックを推進している。

② 研修会の開催

全学的には、定期的なFDセミナーを企画し、実施している。FDセミナーはビデオ撮影して教職員に動画公開しており、欠席の教員も含め、全教員がFDセミナーに参加できる環境を整備している。FDセミナーは、大学院生にも参加を勧めており、プレFDを兼ねている。また、職員の参加も認めており、職員の資質向上にも役立てている。

③ 授業内容、方法の改善、向上

学生による授業評価と意見聴取、授業向上ポートフォリオ、教員相互の授業参観、授業に関する自己点検・評価、自らの授業に対する授業評価や教員相互の授業評価、ベスティーチャーによる模擬授業、高い授業評価を受けた教員による学科等FD、ルーブリック評価の活用等を実施している。

④ 教員間での教育能力向上及び教育改善に関する認識の共有

FD/SDのホームページを作成し、「活動報告」「資料」「お役立ち情報」（リンク集、大学教育の動向）として、情報を提供し、共有している。

⑤ 教員の教育能力向上及び教育改善のための調査等の実施の統括

教員アンケート、学生アンケート、卒業生アンケート等を統括し、IRセンター、学部学科等、関係部署と連携協力して実施している。

⑥ 教育業績評価委員会に審査された教員に対する教育能力の支援

必要に応じて、授業向上ポートフォリオや授業に関する自己点検・評価に基づく学科等の長の指導による教育能力の改善を支援している。

⑦ FDの専門家の養成

学内FD委員が、学外のFDやFD専門家養成の研修会などへ積極的に参加できるよう支援し

ている。

⑧ 連携支援等

学部学科等・研究科専攻等のFDに対して連携支援している。また、SDに対して協力支援している。

以上のFD活動の有効性については、毎年、年度末に教員を対象にFDに関するアンケート調査を実施、その有効性を検証し、改善に努めている。その結果、回答者のうち、全学FDが教育力向上に「かなり役立った」が約3割、「少し役立った」が約6割であった。また、FDサイトについては約9割が閲覧し、情報共有に「かなり役立った」が約3割、「少し役立った」が約5割であった。この結果から、FDが教員の資質向上に有効であったことが示された。

また、年度初めに活動計画を立案し、前期終了時に進捗状況を確認し、PDCAサイクルによるFD活動に取り組んでいる。FD委員会の議事録、当該年度の目標と進捗状況、活動報告、FDアンケートの結果は教職員に公開し、FD委員会のFD活動が有効に機能しているかどうかを教職員が確認できるようにしている。さらに、教員の教育研究活動及び社会的な活動等については「教育・研究業績書」としてまとめ、ホームページにおいて公表している。

なお、大学としての各教員の教育力評価、研究活動評価、社会貢献や管理業務に関わる評価については、部長学科長会議を構成する者を中心とする「教育業績評価委員会」が設置されており、各種の評価を行っている。

〈2〉全学部

大学全体において述べられているように、本学の教員の教育研究活動等の評価については、毎年、昨年度の教育研究業績を総務部にて集約してホームページ上に教員別に掲載されている。また、FD委員会が組織され、全学的、定期的に研修会が開催され、全教員がFD、SD活動に積極的に関与・参加し、教育能力の向上並びに教育改善に、さらにセクハラ、アカハラ等の予防、防止に有効的に反映されている。

各学科内にもうけたFD委員を中心にして、年間のFD研修会の計画を立て、定期的に学科FDを企画している。外部講師を招いての講演や学修支援・学生への対応、授業評価で得点が高かった教員の教授法等についての研修を行い、教員のレベルや、スキルの向上を図っている。

〈3〉大学院

（ア）総合福祉学研究科

＜通学課程・通信制大学院・総合福祉学研究科＞

本研究科においても総合福祉学部同様、教育研究業績を集約、公表し、教育業績評価委員会、および研究科委員会において検討されている。また、これらの結果に基づいて研究科FDをおこない、研究の最新傾向等を把握し、教育、研究の質の向上を図っている。また、専任教員の大学院教員としての意識を高揚するために、客員教員を国内の他大学から積極的に招聘している。

通信制大学院では、対象教職員が通信制と通学制とで重複するため、そのFD活動は全学的取り組みとして実施されている。

（イ）教育学研究科

本研究科の教員の教育研究活動等の自己評価については、総務部に集約して大学ホーム

ページ上に教員ごとに掲載され、定期的に更新されている。また、本研究科のFDセミナーについては、全学的取組みとして実施されているものとすべての大学院研究科が合同で行うもの、さらに教育学研究科が独自で行うものと3種ある。今年度、教育学研究科が独自（教育学科との合同を含む）開催したセミナーの内容は「インクルーシブ教育システム」「大学における発達障害のある学生への現状について」であり、本研究科（および教育学科）の教員は積極的に参加している。

2. 点検・評価

大学として求める教員像および教員組織の編制方針に基づき、大学設置基準や本学就業規則などにより、各学部学科・研究科の教育課程に相応しい教員組織を適切に整備している。また、教員の質向上を図るために、組織的に、また多面的に必要な措置（FD等）を講じている。

課題として、学部・学科の教員組織の編成方針はあるが、明確化し構成員に公表されていないので、改善を図っていく。また、平成28年度に実施された大学評価にて、努力課題として「大学院指導資格についての基準を明示していないので、改善が望まれる。」が提言されたので、改善を図っていく。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状説明

(1) 教育目標に基づく学位授与方針の明示

〈1〉大学全体

○学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示

「建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成を目的」とする本学は、このような人材育成を果たすべく 4 学部 9 学科（他 2 学科は募集停止）2 研究科によって構成されていることは第 2 章において記載されている。これら学士課程・修士課程・博士課程は、学則（通信教育部学則）、大学院学則においてそれぞれの教育研究上の目標を掲げて、設置目的と教育目標の整合性に留意してきた。また、本学は、学士課程と大学院課程との関係は相対的分離型であるために、学士課程と大学院課程の教育目標も相対的に分化した形式となっている。

○教育目標と学位授与方針との整合性

全学に共通する学修の評価、学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、修得すべき学習成果を次のように明示している。

「①四年間の総合的な学習から論理的・創造的・批判的な思考能力が備わっている。②体系的学習、PBL、汎用的スキル、グループディスカッション、プレゼンテーション、コミュニケーション、サービス・ラーニングなどの学びから地域の多様な課題を発見し、分析、解決する能力を身に着けている。③大学で得たさまざまな知の経験を社会や他者のために還元しようとする意欲と能力が備わっている。④自分の特性、能力を把握し、また他者を理解し、尊敬する姿勢をもち、社会の規範を守り、倫理観、自律性をもって市民生活を送ることができる」と。

このような大学としての教育目標に基づく学位授与方針及び修得すべき学習成果を踏まえつつ、各学部学科（通信教育部を含む）研究科の具体的な学位授与方針がホームページ上において明示している。これらは教育目標と学位授与方針との整合性がみられる。

○修得すべき学習成果の明示

学位授与にあたり、修得すべき学修成果は上述した通りである。さらに、学位授与の要件に、学則第 31 条（履修方法）において「本学を卒業するためには、その区分に従い、124 単位以上（ただし、健康科学部保健看護学科は 125 単位以上）を取得しなければならない」と定めるとともに、第 46 条（卒業）において、「本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定め、学位を授与するに当たっての客観的指標及び基準も示している。

大学院においては、大学院学則第 1 条で「建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的とする」と定め、その第 3 条において、博士課程および修士課程における教育目標をそれぞれ規定している。その上で、大学院学則の第 6 章において「課程修了の要件」そして第 7 章において「学位の授与」が明記されている。これら全体

的な基準のもと、各研究科の教育目標及び学位の授与に関する方針及び修得すべき学習成果がそれぞれ定められ、ホームページや「大学院便覧」において提示・記載されている。

なお、ベンチマークとの照合の重要性は理解しているが、本学は福祉系大学として個性化を進めてきたために、他大学との比較は困難である。この点は、今後の検討課題とする。

〈2〉学部

（ア）総合福祉学部

総合福祉学部の人材育成の目的は、「多角的視野から教育・研究に取り組み、知識、技術、社会的実践力を錬磨し、福祉社会の実現に資する人材の育成を目的としています。」とし、なお、ミニマムリクワイアメント(卒業要件)は個々の学生の目標に合うように設定し、個性化、多様化の視点から副専攻も含め柔軟なミニマムリクワイアメントを確立している。これを学部公式ホームページ上で広く社会に明示している。

各学科の教育目標に基づく学位授与方針は、ホームページ上で明示している。

通信教育部では通学課程と同じ教育目標にもとづき、通学課程と同じ学位授与方針が『学習の手引き』序章や通信教育部ホームページで示されている。「修得すべき学習成果」は、科目ごとに『レポート課題集』の到達目標・レポート課題や『試験・スクーリング 情報ブック』のスクーリング講義概要で明確に明示されている。なお、各科目の到達目標と学位授与方針との関係は通信教育部 HP 記載の「カリキュラム・マップ」で明示されている。

（イ）総合マネジメント学部

学部としての教育目標は、「人間活動におけるマネジメントの知識と能力をもち、リーダーシップを発揮しうる人材を育成すること」を教育目標として明記するとともに、学位授与方針は、「自己責任能力」「社会性」「思考力（論理的、創造的、批判的）を養い、学士としての「質保証」の要請に応えうる学生であり、この方針のもと、学科毎に学位授与方針が定められている。これらは、学位授与方針と本学部・学科の教育理念及び研究教育上の目的や目標との整合性に留意している。

各学科の教育目標に基づく学位授与方針は、ホームページ上で明示している。

（ウ）教育学部

教育学科は、「『考える楽しさ』『学ぶ喜び』を育てる専門職として、乳幼児・児童・生徒一人ひとりの発達の特性を理解し、適切に対応し、学んだ諸能力を現場で効果的・柔軟に発揮、乳幼児・児童・生徒や保護者を受容的に支援しながら、自らの「学び」を土台に、自ら考えたことや実践したことについて省察する能力を有する学生に学位を授与」というディプロマ・ポリシーを掲げ、大学ホームページに明示している。

（エ）健康科学部

本学部では、学位授与方針として「社会人としての一般教養と汎用的能力、人間性、倫理性を身に付け、保健・医療・福祉の専門職にふさわしい知識と実践力を備え、卒業に必要な所定の単位を取得した者に学位を授与する。」としている。各学科の以下に挙げるそれぞれの明確な教育目標と学位授与方針に基づき、学則第 46 条（卒業）、第 47 条（学士学位）にしたがって所定の単位を修得した者に対して教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業した者には学士学位を授与する。保健看護学科は学士（看護学）、リハビリテーション学科は学士（リハビリテーション学）、医療経営管理学科は学士（医療経営管理学）となる。

各学科の教育目標に基づく学位授与方針は、ホームページ上で明示している。

〈3〉大学院

（ア）総合福祉学研究科

本研究科が目指す人材育成・教育研究の目的は、「建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的」とし、修士課程においては、「本学の学部における一般的ならびに専門的教養の上に、さらに広い視野に立って精深な学識を受け、社会福祉学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成を目的としています。また、福祉心理学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成、臨床心理士の養成を目的としています。」とし、社会福祉学専攻博士課程においては「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる学識を養うことを目的としています。」と定める。この人材育成の目的に従って学位授与方針を社会福祉学専攻修士課程、社会福祉学専攻博士課程、福祉心理学専攻修士課程福祉心理学分野、福祉心理学専攻修士課程臨床心理学分野それぞれに定め、公式ホームページ上で公開している。

通信制大学院では、教育目標に基づく学位授与方針を本学ホームページや募集要項において明示している。

（イ）教育学研究科

本研究科では、「教育方法の研究・開発に関する分野（教育方法研究分野）の視点から授業改善（共生型授業）のための方法論を開発・提案できる人材、並びに特別支援教育に関する分野（特別支援教育研究分野）の視点から授業改善のための方法論を開発・提案できる人材として、学校現場や研究機関等で教育・研究活動に従事する教育の専門家の育成」を教育目標としている。

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針の明示

〈1〉大学全体

○教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

本学学則第1条において「学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命」とすることを明示し、「建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成」を教育目標として、次のような「東北福祉大学カリキュラム編成に関するガイドライン」を策定するとともに、「外国語教育の基本方針」「スポーツ教育の基本方針」並びに総合基礎教育課程、それぞれの学部学科、大学院において具体的な教育課程の編成・実施方針が定められている。また、本学の「特色のある学修・資格・科目」「多様な学修・資格・科目」を明示して推奨している。

本学では、ガイドラインの下、全学的に、理念、目標を達成するため、次のような教育課程を編成している。「カリキュラムは「総合基礎科目」「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門発展科目」「関連科目」を設置し、各科目を有機的に連繫させ、かつ体系的に学習できるようにしている。副専攻も設置し、多様な学びに応え、また、複眼的な能力を養成している。一年次のリエゾンゼミは初年次教育から PBL までをも視野におき、担任を

主担任、副担任を置き、さらに、ティーチング・アシスタント、ピアメンターなどにより、学習相談から生活相談などに対応している。一年次のリエゾンゼミから各学年小人数のクラスで運営する。そこでは、PBL、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、ディスカッション能力、リーダーシップ、主体性、協調性などを養成し、学年が上がるごとに専門性を深化させる。全員にコンピューターを貸与し、授業において必要に応じコンピューターを利用し、高度な IT スキルを養成する。初年次からキャリアのためのコースがあり、職業観を養い、キャリアの目標をより明確にすることができるようにしている。敷地内、隣接地に実践の施設があり、学びを実践で応用できる。地域の振興、活性化のための学習を通じて社会性の貢献と自己の役割を確認する」。

このような全学的な教育課程の編成方針に基づき、各学部学科の教育課程が編成されている。その際、学びの方向性・進路に応じてコース制・専攻制を採用している学科もある。本学は 4 学部 9 学科 2 研究科を有するために、多様な学問領域をもつことになるが、教育目標に基づく教育課程を編成する際には、関係する学問分野における分野別質保証のための参照基準（日本学術会議）を参考資料としている。

また、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修希望する学生を支援するために「長期履修学生」の仕組みを整備している。なお、本学ではダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリー制度は導入していない。

○科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、本学学則第 31 条（履修方法）に定められており、紙媒体としての学生便覧に明示するとともに、本学ホームページにおいて全文アップされている。学生便覧において、学科ごとに必修・選択必修・選択等の区分、履修年次が示されている。科目区分は、カリキュラムガイドラインに示されているような教育科目に区分され、履修系統図も記載することによって学びの深化を分かり易く示している。履修系統図は必ずしも難易度による区分を意味していないが、目安にはなっている。学部における教育課程の編成は、前期・後期に区分され（したがってクォーター制は採用していない）、卒業に必要な単位数は 124 単位である（保健看護学科 125 単位）。

大学院における教育目標は、大学院学則第 3 条 5 項で「修士課程は、本学の学部における一般的ならびに専門的教養の上に、さらに広い視野に立って精深な学識を授け、総合福祉学研究科社会福祉学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成を行うことを目的とする。また、総合福祉学研究科福祉心理学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と研究者の養成、臨床心理士・臨床発達心理士の養成を目的とする。教育学研究科教育学専攻においては、教育方法の基本的な概念・方法・技術・特別支援教育の研究を基底に、高度な専門知識を有する学校教育に関わる人材の育成、研究者の育成を目的とする」という教育目標に基づき、教育課程の編成・実施方針も、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程及び社会福祉学専攻修士課程、同研究科福祉心理学専攻（福祉心理学分野）修士課程及び福祉心理学専攻（臨床心理学分野）修士課程、そして平成 27 年度開設の教育学研究科教育学専攻修士課程ごとに、「東北福祉大学カリキュラム編成に関するガイドライン」に準拠しつつ、教育目標及び学位授与方針と整合性を保持した上で定めている。

また、科目区分、必修・選択の別、単位数等について、専攻ごとに区分されたカリキュラム表が掲載され、その備考において修了要件や履修方法が記載されている。たとえば、総合福祉学研究科博士課程の場合、「修了要件は、30 単位以上とする。履修方法は、必修 12 単位・選択必修 4 単位・選択 4 単位以上で、合計 30 単位以上修得することとする」などである。

〈2〉学部

（ア）総合福祉学部

総合福祉学部、及び各学科の教育課程の編成・実施方針については、人材育成の目的に則り、以下の通り定めて大学ホームページ等で明示している。

総合福祉学部では「知的アイデンティティの確立」をめざす学士力として要求されている「知識・理解」、「汎用的スキル」、「態度・志向性」、「総合的学習経験と創造的思考力」を教育課程の編成・実施方針として学部ホームページで明示している。

社会福祉学科では学科の人材育成の目的を達成するために「社会福祉コース」と「総合福祉コース」の 2 つのコースを配置している。「社会福祉コース」では、専門基礎科目、専門基幹科目、専門発展科目、関連科目の構造のもとで、実際に人と接する際に不可欠となる相手を尊重する態度、身体知識、こころの理解、介護の技術、医療の福祉や保育の知識を深く学びながら、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、介護職員初任者研修などの各種資格が取得できる教育課程となっている。次に「総合福祉コース」では、「社会福祉コース」と同様の科目構造のもとで、現代の福祉環境を多角的、多面的に理解し、総合的に社会福祉を学ぶことができるように教育課程を配慮しており、福祉サービス関連企業、行政機関、国際福祉など幅広い領域で活躍できるカリキュラムの編成をしている。

いずれのコースも、知識や技術を学び増やすだけでなく、その「理念・理想・考え方」を学ぶことができ、幼年期から老年期にわたるライフステージにおいて生じるさまざまな生活問題を主体的に解決できるような教育課程の編成をし、カリキュラム・ポリシーとして学科ホームページに明示している。

福祉心理学科では教育理念である「心理実践力」のある学生の育成という観点に基づき、教育課程を編成し、学科ホームページに明示している。

福祉行政学科では、「福祉」の視点を土台として、地域社会及び住民の福祉の向上に貢献する高い志と強い責任感・倫理観をもち、地域の諸問題に主体的に対応できる幅広い基礎能力を有する人材を育成することを教育目標に定め、教育課程の編成・実施方針としては「建学の精神を土台に公共を担える人材」を底流に据え、「他者をも守れるための防災・減災の基礎知識」、「地域の安全・安心・福祉を担える」、「官民協働、地域共創をマネジメントできる」、「Think Globally, Act Locally」の各能力を獲得できるカリキュラムとして、学科ホームページ上に明示している。

（イ）総合マネジメント学部

本学部では、人間活動におけるマネジメントの知識と能力をもち、リーダーシップを発揮しうる人材を育成することを教育目標として、学科毎に具体的な教育課程の編成・実施方針を策定している。これらは全て学部学科ホームページにおいて公開されている。

加えて、両学科とも進路や教育プログラムに応じた履修コースの設定や履修モデルを例

示している。また、専門基礎科目、専門基幹科目分野それぞれの科目構成においては、ローマ数字による区分で難易度を示す科目と、学年順に難易度が増す科目を履修できるように配当年次を履修モデルに示し配慮している。

(ウ) 教育学部

教育学部は、その教育目標を達成するため学位授与方針を明確に設定し、豊かな教養・高度な専門性・柔軟な人材育成を進めようとしている。教育学科は、「保育士や教員としての情熱や責任感を育み、乳幼児・児童・生徒を理解し一人ひとりの気持ちに寄り添った対応ができるようになるための講義・演習・実習などを配置している。さらに、福祉系科目や心理学系科目等も幅広く学び、乳幼児・児童・生徒をさまざまな面から支援する方法を総合的に理解できるカリキュラムになっている」というカリキュラム・ポリシーを掲げ、大学ホームページに明示している。

体系化された学科の専攻・コース別に、授業科目を総合基礎科目・専門基礎科目・専門基幹科目・専門発展科目・関連科目に分けて学年別に掲載するとともに、必修・選択の別、単位数を明示している。また、保育・教育分野の資格取得についても、その業種別に例示するとともに、実習等については事前指導や事後指導も含めて全体計画を『学生便覧』に掲載している。

(エ) 健康科学部

本学部の教育課程方針は、「充実した総合基礎科目とリエゾンゼミによる人間性、社会性、倫理性の涵養を図り、医学・医療に関わる基礎知識から専門的知識への学びの展開を行い、技術の習得と実践力向上のための豊富な現場実習への融合を行えるようにする。さらに、課題研究などを設けて、応用的思考や創造力の養成を行う。」としている【資料4(1)-21】。この方針に基づき各学科でも教育課程の編成・実施方針を設定している。さらに、資格・免許に関連する科目については、学生便覧に明示している。

〈3〉大学院

(ア) 総合福祉学研究科

「東北福祉大学大学院学則第1条」に定めた人材育成の目的に基づき、教育課程の編成・実施方針を社会福祉学専攻修士課程、福祉心理学専攻修士課程、社会福祉学専攻博士課程それぞれに定め、ホームページ等に明示している。

通信制大学院の社会福祉学専攻及び福祉心理学専攻では、カリキュラム・ポリシーを、本学ホームページ及び『募集要項』等に明示している【資料4(1)-26】。

また、カリキュラム・ポリシーに則り、科目区分、必須・選択の別、単位数等がディプロマ・ポリシーとも連関するよう体系的に構成され、それらは『科目別ガイドブック2015』において明示されている。

(イ) 教育学研究科

本研究科は、本学独自の理念を基にしたカリキュラム・ポリシーを掲げ、設置申請どおりに進捗している。その内容は本大学ホームページ内の教育学研究科のサイト、パンフレットに明示している。教育課程は、第Ⅰ群研究指導分野、第Ⅱ群教育方法研究分野、第Ⅲ群特別支援教育研究分野に分類されており、『大学院便覧』（冊子）において、必修・選択の別、卒業単位数等を明示している。また、専修免許状取得に必要な科目、単位数も明示している【資料4(1)-3:pp.29-33】。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学構成員（教職員および学生等）への周知と社会への公表

〈1〉大学全体

○周知方法と有効性

学内の専任教職員への周知に関しては、学生便覧と大学院便覧を配付するとともに、ホームページにおいて公開をしている。また、8月を除く毎月開催される部長学科長会議、そして学部教授会、研究科委員会、さらに各学科において開催される学科会議で、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が議論されるなど、それらの重要性についての共有化を図っている。なお、兼任教員に対しては、紙媒体としての3つのポリシー（入学に関する基本的な方針、教育課程の編成方針、学修の評価、学位の授与に関する方針）等が記載されている「教員便覧」を配付し本学の方針の周知に努めている。

学部学生については、新入生に対しては、学生便覧に基づきながら、入学時の全学生向けのオリエンテーションおよび学部学科ごとのガイダンスで、在学生に対しては、学生便覧を活用しながら、新学期前の学年別ガイダンス等で、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の周知に努めている。また、web サービス学修支援システム「UNIVERSAL PASSPORT」のマイステップ・リエゾンポートフォリオを用いた3つのポリシーについての自己評価や達成度確認を行っている。大学院生については、大学院便覧に基づきながら年度当初のガイダンスで明示、説明をしている。これらから卒業あるいは修了までの教育課程を理解することが可能となる。

なお、周知方法が有効に機能しているかを検証するシステムは構築されていない。

○社会への公表方法

社会への公表方法としては、ホームページ、「大学案内（With You）」、「入試ガイド」の配付、年間複数回開催されるオープンキャンパス、保護者の会、また、東北福祉大学進学（入学）相談会によって、参集いただいた進路指導の高校の先生方へ継続的に情報提供をしている。さらに、模擬授業として高校へ出向いた際にも、受講生に対して本学の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を紹介することもある。なお、ホームページでは、入試専用サイト（With You+）を立ち上げ、受験生・保護者に対しても本学の各種情報にアクセスしやすい工夫をしている。このような様々な機会を捉えて、外部からみても分かりやすい公表に心掛けている。

〈2〉学部

(ア) 総合福祉学部

総合福祉学部の教育目標と、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、各学科会議等で審議されるとともに、大学便覧の配布、ホームページで公開している。教職員に対しては教授会、SD 研修会を通し、また学生には新入生ガイダンス、学年別ガイダンスで周知している。社会に対しては「大学案内（With You）」、「入試ガイド」、ホームページ、オープンキャンパスなどで公表し周知している。

社会福祉学科の教育目標と、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、学科会議において審議して教員間の共有を図っている。また本年4月から学科定員増をするあたり、学科内に設置したワーキンググループで確認をおこない、学科会議で教員へ結果を報告した。これらは大学便覧として配布し、ホームページ上でも公開し、大学案内などと

もに社会に向けて公表している。学生には、新入生ガイダンスおよび学年別ガイダンスにおいて、学科長から資料に基づいて説明している。

福祉心理学科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、学科会議で定期的に審議し、学科教員間で共有している。これらはホームページ上で詳細を公開し、また、学生に向けては各ガイダンス時に説明し、周知を図っている。

福祉行政学科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、学部教授会および学科会議等において審議されるとともに、大学便覧と大学院便覧を教職員へ配付し、ホームページにおいても公開して周知している。各学科生に対しては、新入生ガイダンスおよび学年別ガイダンスによって、保護者に対しては保護者の会において、受験生を含む社会に対しては「大学案内 (With You)」、「入試ガイド」、ホームページ、オープンキャンパスなどで公表し、周知に努めている。

通信教育部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、『学習の手引き』で公開されている。また、同様の内容は通信教育部 HP「学科案内」でも明示しており、入学希望者をはじめ一般の方も閲覧可能である。

(イ) 総合マネジメント学部

大学教職員への教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知については、学生便覧等を教職員へ配付し、教職員用ポータルサイトに公開することにより実施している。また、定例の各学科会議において、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に関連する事項については、その重要性の認識の共有を図る等のプロセスを踏んでいる。従ってそれぞれの段階を通して教職員は複数回検討し、周知する機会を持つことができる。学部学生はポータルサイトや入学時オリエンテーション、新学期開始時の学年別履修ガイダンス等で周知を図ることにより主体性を持って卒業までの学習計画を立てることができる。特に、学科に関心を示す保護者及び受験生には Q&A で示すと共に、社会一般に対してもホームページ、オープンキャンパス等を通じて公開している。

(ウ) 教育学部

教育学科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、教授会、学科会議等において審議されるとともに、ホームページ上に公開し周知している。学生に対しては、『学生便覧』や『教育学部パンフレット』を配布するとともに、新入生ガイダンスおよび学年別ガイダンス、保護者に対しては保護者会において、そして、受験生を含む社会に対しては『大学案内 (With You)』『教育学部パンフレット』を用い、ホームページ、オープンキャンパスなどにおいて公表周知している。

(エ) 健康科学部

学部の教員に対しては、学科会議や専攻会議などで周知されており、大学教職員に対しては、教授会などの会議で周知されている。学生に対しては年度初めの各学年ガイダンス、新入生ガイダンス、入学生保護者会などで周知されている。また、大学 HP より各年度学生便覧が閲覧可能であり、大学 HP の学部学科紹介では教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、教育課程の編成方針が公開されている。

〈3〉大学院

(ア) 総合福祉学研究科

<修士課程 (社会福祉学専攻、福祉心理学専攻)、博士課程社会福祉学専攻>

これらはともに、その教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について、定例の研究科委員会で審議することで、教員間の共有を図っている。これらは「大学院便覧」、本学ホームページ上に明示され、広く一般に公開されている。

<通信制大学院>

通信制大学院の教育目標、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、本学 HP 及び『募集要項』を通じて広く社会に周知されるよう公表し、学内教職員及び院生に対しては、本学 HP および『科目別ガイドブック』において周知が図られている。

(イ) 教育学研究科

本研究科の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、本学のカリキュラム編成ガイドラインに則り、大学院委員会、研究科委員会において審議されるとともに、大学便覧（冊子）を大学構成員すべてに配布している。特に学生に対しては、新入生ガイダンスなど各種ガイダンスにおいて履修指導も含めて周知を行っている。また、保護者に対しては東北を中心とした主要都市で開催される保護者の会において説明を行い、受験生を含む社会に対しては「大学案内 (With You)」や「入試要項」を冊子で送付したり、オープンキャンパスなどに配付したりして周知されている。「入試要項」については、大学 HP 内の大学院サイトで公開している。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についての定期的検証

〈1〉大学全体

本学では「内部質保証システム実施マニュアル」に基づき、大学全体および各学部・研究科において内部質保証 PDCA サイクルに重きを置いた自己点検・評価を実施するシステムを構築している。各学部単位の「内部質保証小委員会」と各研究科単位の「内部質保証小委員会」が組織され、定期的に教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を含めた教育プログラムの有効性の検証がなされる。その際、検討する資料としては、「学生調査」、「卒業生アンケート」等の各種調査を参考とする。これらの小委員会は、「内部質保証委員会」によって統括されることになり、企画部が担当する。

妥当性の評価基準としては、外部評価、自己点検・評価、認証評価があげられ、平成 28 年度に受審し、その結果をホームページに公表した（トップ>大学について>大学評価 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/evaluation.html>）。

また、授業内容・方法の改善などを審議する組織としては、教務部委員会や FD 委員会が設置されており、これら委員会は定期的に開催されるとともに、内部質保証システム体系に位置づけられている。したがって、適正に検証が行われていると言える。

(ア) 総合福祉学部

総合福祉学部では、平成 27 年度から、学部長が招集し、教務部長、教務事務部長も加え毎月開催する学科長会議で学部の将来構想も検討している。将来の教育課程を検討するにあたっては、現行の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証することが必要になり、議論をおこなっている。

社会福祉学科では、毎月開催される学科会議で、学科教務委員、FD 委員などを中心に、学生アンケート結果などの検討をおこない、問題点と改善方法の議論をおこなっている。

福祉心理学科では、すべての教科で学生からの評価を受けると同時に、評価アンケート結果、優れた教員の講義のFDを行い、全体の教育水準の向上に努めている。

福祉行政学科での教育目標とカリキュラム編成は、毎月定例で開催される学科会議で検討し、問題点と改善を議論し、絶えず検証している。また、学生からの意見を聴取しながらカリキュラム編成の適切性について検討しつつある。

通信教育部委員会では委員会規程第2条に定められているとおり「教育目標等とカリキュラムの整合性の検証に関する事項」を審議している。たとえば「教育課程の編成・実施方針」については、取得できる教職免許状の変更にともない、記載の内容を変更している。

(イ) 総合マネジメント学部

本学部、学科では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について、大学全体で行われる教務部委員会及びFD委員会で定期的な検証を行っている。具体的には、在校生及び卒業生へのアンケート調査、「学部学生による授業評価」などを踏まえ、IRやFD委員会を中心に教育課程の構成計画を行っている。また、学科教育課程の実施方針に修正や変更の必要性がある場合、学科構成員全員が周知するところでの決定と学科での検討内容に関して、意見の取りまとめと関係委員会への上申等を諮る仕組みになっている。

(ウ) 教育学部

教育学科の教育目標・学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、学科会議等で行うも定期的検証を行なっている。

(エ) 健康科学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について、大学教職員に対しては、大学全体で行われる教務部委員会およびFD委員会、さらに学科会議等で定期的に検証を行っている。

〈3〉大学院

(ア) 総合福祉学研究科

＜修士課程（社会福祉学専攻、福祉心理学専攻）、博士課程社会福祉学専攻＞

大学院委員会および定例研究科委員会で定期的に検討しているが、特に新研究科設置時には人材育成の目的、学位授与方針、および教育課程の編成・実施方針について再度議論をおこなった。

＜通信制大学院＞

通信制大学院の教育目標、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針の適切性については、通信制と通学制の審議を併せ行う大学院委員会及び研究科委員会において定期的に検討されている。

(イ) 教育学研究科

本研究科の教育目標、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針の適切性については、通信制と通学制の審議を併せ行う大学院委員会及び研究科委員会において定期的に検討されている。

2. 点検・評価

理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設

定している。また、教育内容や教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定している。各種便覧およびガイダンス、ホームページ、『大学案内』、『入試ガイド』、『教育学部パンフレット』等を通じて、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を公表し、周知を図っている。

平成 28 年度に 3 つのポリシーについて見直しを行っており、平成 29 年度より新しい 3 つのポリシーを公表する。

平成 28 年度に実施された大学評価において、努力課題として「総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科の学位授与方針においては、課程修了にあたって修得しておくべき学修成果を明示していないため、改善が望まれる。」と提言されたのが、3 つのポリシーの見直しにおいて改善している。

(2) 教育課程・教育内容

1. 現状説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の適切な開設と教育課程の体系的な編成

〈1〉大学全体

○必要な授業科目の開設状況

各学部・学科、研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づき必要な授業科目を開設し、配当学年や必修・選択必修の科目区分を定めて順次性と体系性を備えた教育課程を編成している。

○ 順次性のある授業科目の体系的配置

その際、便覧上において履修系統図を示しながら、順次性のある授業科目の体系的に配置するとともに、科目関連間や順次性・体系性の確立のために科目番号制（コース・ナンバーリング）を導入して、学ぶ学生においても「学びの迷子」にならないように配慮している。また、カリキュラム・マップを作成することによって、体系的な教育課程を明確化するため、学習成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示している。なお、近年、専門性の分化により科目数が多くなる傾向にある。

○ 教養教育・専門教育の位置づけ

専門教育・教養教育の位置付けとしては、まず、全学共通科目として、総合基礎教育科目（課程）が置かれている。総合基礎教育科目は、広い意味での「教養」を涵養する「知」の枠組みであり、総合的・多角的な見方を身につけるとともに専門の基礎を学ぶことを目的としている。本学ではこれを「教養の基礎知」「科学知」「実践知」「健康知」の 4 分野に分類している。教養教育の卒業要件単位数に占める割合は、学科間で相違があるが 15～17%を占める。

このような科目を土台として、各学部学科の専門教育に進んでいくことになる。専門教育の科目の分類は、学科によって若干異なるが、「専門基礎科目」「専門基幹科目 L・C 群」「専門基幹科目 O 群」「専門発展科目」「関連科目」等に区分されている。そのなかで、本学の使命の一つである「地域社会への貢献」を具現化するための科目が「専門基幹科目 L・C 群」に位置する「地域共創実学教育 I～IV」である。

なお、本学は学都仙台コンソーシアムに参加しており、加盟校同士での単位互換を制度化し、学生の交流を促進している。学都仙台コンソーシアム加盟校に所属する学生は、他大学等で開講される科目を規定の範囲内で履修することができ、それを所属する大学等における卒業要件単位として認められるが、本学の場合、他大学で主とした単位は関連科目として認定している。また、国内留学の協定校との単位互換も行っている。

○ コースワークとリサーチワークのバランス（大学院）

大学院においては、前期・後期の2学期制で、1年次から体系的なカリキュラムに従い、理論と応用能力がしっかり身につくようなコースワークと、2年次においてもコースワークを前提として、個々人への研究指導を通じて修士論文作成を目指すリサーチコースを適切に組み合わせた教育が行われている。

〈2〉学部

（ア）総合福祉学部

3つの学科を有する総合福祉学部では、その人材育成の目的に沿った教育課程の編成・実施方針に基づき、「知的アイデンティティの確立」をめざした「知識・理解」、「汎用的スキル」、「態度・志向性」、「総合的学習経験と創造的思考力」をカリキュラムで実現している。科目ナンバリングの下、すべての学科で「カリキュラム・マップ」、「履修系統図」を作成し特色のある科目群の順次的な配置をおこない、体系的に編成している。また、3学科共通として、卒業要件単位数の16.9%を教養教育が占めており、バランスある学びに配慮を行っている。

各学科とも、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成している。

通信教育部社会福祉学科では、順次性・体系的な履修を支援するために、『学習の手引き』、および通信教育部HP学科紹介により、履修系統図を提示し、また、履修モデル、学習計画例なども例示している。また、両学科とも、スクーリングが受講できる科目（履修方法）を多くし、講義・演習を通じて各科目内容の理解を深めることが可能なようにしている。なお、通信教育部では、卒業要件単位数の14.5%を教養教育が占めている。

（イ）総合マネジメント学部

2つの学科を有する総合マネジメント学部は「企業」「福祉」「医療」など幅広い職業人の育成を目的とし、そのためのマネジメント能力を育成するために教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。科目ナンバリングの下、すべての学科で「カリキュラム・マップ」、「履修系統図」を作成している。

産業福祉マネジメント学科には企業マネジメントコースと地域共創コースを設置し、情報福祉マネジメント学科では、ヒューマンサポートコースと創造メディアコース、企業マネジメントコースを設置している。それぞれのコースに応じて段階的に専門性を深めることができる科目を配置している。教育目標に基づいた教育課程の編成では、総合基礎教育科目（全体）と専門基礎、専門基幹科目、関連科目に区分され、基礎知識や専門知識の理解と活用の向上を図ることを目的として配置している。教養教育科目としての本学科の卒業要件単位は124単位中、21単位以上の選択となっている。卒業要件単位数の16.9%を教養教育が占めている。

各学科とも、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成している。

（ウ）教育学部

教育学部では、幼児教育から初中等教育、特別支援教育の各分野において、豊かな人間性や高度な専門性、対応能力を有する人材養成を意識した教育課程を編成している。教育課程は、科目ナンバリングの下、学科の専攻・コース別に、授業科目を総合基礎教育科目・専門基礎科目・専門基幹科目・専門発展科目・関連科目に分けて学年進行順に『学生便覧』に掲載している。その際、豊かな教養は視野の広い、包容力のある人材養成には不可欠であり、卒業所要単位数 124 単位の 16.9%を教養教育が占めている。

また、専門性・実践力を意識した専門教育に関する授業科目を基礎→基幹→発展・関連に分け、受講順序が理解できるように、履修系統図（授業科目の流れ）とともに明示している。なお、保育士資格を取得しようとする学生には指定保育士養成施設指定基準に準拠した授業科目を、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭(社会)、高等学校教諭(地理歴史、公民)、特別支援学校教諭の一種免許状を取得しようとする学生には、教育職員免許法ならびに教育職員免許法施行規則に基づく所定の単位を取得できるように授業科目を、さらに社会教育主事、図書館司書、博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、それぞれ社会教育法、図書館司書課程、博物館法に基づく所定の授業科目を設定し、『学生便覧』に掲載している。

(エ) 健康科学部

本学部の教育課程は、どの学科も科目ナンバリングの下、医療専門職者を育成するように体系的に整理され、配置されている。

保健看護学科では、教育内容については、平成 23 年に報告された厚生労働省の「看護教育の内容と方法に関する検討会報告書」、大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会による「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」を参考に修正を加えている。看護師・保健師としての職業教育が行われるため専門科目が多くなり必修科目が増えるが、教養教育は専門教育を受講するための基礎的な位置づけとなるとともに、豊かな人間性を高めるためにも必要な科目と考えている。なお、卒業要件単位数の 16.8%を教養教育が占めている。

リハビリテーション学科では、社会に貢献できるリハビリテーションの専門家として、まずは人間教育が重要であり、教養や柔軟な思考を学修するための基礎科目を低学年(特に 1 年次)に配置し、順次、学年が進むにつれ、専門教育としての専門科目を配置している。臨床教育については段階的に学習できるよう、また医学系教育における Early Clinical Exposure(早期臨床体験学習)の必要性から初年次より学外の医療機関などでの実習を実施している。そして、最終学年では学習の集大成としての卒業研究も実施している。なお、卒業要件単位数の 15.3%を教養教育が占めている。

医療経営管理学科では、保健・医療・福祉の経営に役立つ管理的知識と医学的知識を有し、医療情報を活用しうる専門的な人材を育成するために、2 年次までに基礎医学系科目や情報の履修を終え、4 年間の一貫した全学共通カリキュラムとして、リエゾンゼミ I (1 年)・II (2 年)・専門演習 I (3 年)・II (4 年)を通して、1 年次における医療概論・臨床医学総論において参加型の学習(TBL)の基本を身につける。3 年次の医療機関実習に備え、2 年次には医療機関実習準備講座、本学科では教養教育科目のうち、「数学の基礎」、「統計学の基礎」の 2 科目を必修科目として、2 年次以降の専門的学びにつながる配置がされている。診療情報管理士の受験資格を取得することができるように、一般社団法人日本病院

会が指定する基礎課程、専門課程が体系的に開設されている。なお、卒業要件単位数の 16.9% を教養教育が占めている。

〈3〉大学院

（ア）総合福祉学研究科

研究科全体の編制・実施方法については、大学院入学試験要項、大学院便覧に明示している。

本学の授業科目は、わが国の大学院教育が伝統的に踏襲してきた大学教員あるいはその他の機関における研究者養成教育を想定して作成されている。社会福祉系大学の教員あるいは社会福祉関係機関の研究職の養成を意図した科目を設け、それぞれに「研究」の名称と内容を持った授業科目で構成されている。また、通年の各科目は 4 単位として設けており（修士あるいは博士論文は 8 単位）、単位計算の方法も適切である。

〈修士課程（社会福祉学専攻、福祉心理学専攻）〉

修士課程両専攻においては、本研究科の教育課程の編成・実施方針に基づき、履修すべき科目群を適切に配置している。社会福祉学専攻では 2 年次の修士論文作成に備え、1 年次に研究指導Ⅰ（論文作成法）を、2 年次には研究指導Ⅱ（論文研究指導）を通年で配置し、加えて研究特論群を配置することでリサーチワークとコースワークのバランスをとっている。

福祉心理学専攻臨床心理学分野では、性格上リサーチワークへ重心が置かれてしまうが、1 年次における基礎実習から本格的な実習へと発展的な学習体系をとりながら、コースワークとのバランスに配慮している。福祉心理学分野では、1 年次後期から福祉心理学特別研究を置き、修士論文作成に備えたリサーチワークをおこなう。また福祉心理学演習や実習も配置している。

〈博士課程社会福祉学専攻〉

博士課程社会福祉学専攻においても、教育課程の編成・実施方針に基づき、履修すべき科目群を適切に配置している。研究指導Ⅰ～Ⅲを各年次通年で配置し、リサーチワークの充実に努めている。

〈通信制大学院〉

通信制大学院のコースワークとリサーチワークのバランスについて、社会福祉学専攻のコースワークは 22 科目で構成されており、リサーチワークには、必須の研究指導科目である「社会福祉学特別研究」（8 単位）が開講されている。福祉心理学専攻のコースワークは、11 科目 34 単位の構成となっている。また、リサーチワークとして、必須科目として「福祉心理学特別研究Ⅲ～Ⅵ」4 科目（選択履修で 8 単位）が開講されている。なお、コースワークとリサーチワークのバランスは適切に保たれている。

（イ）教育学研究科

本研究科においては、設定されたカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを基に、リサーチワークとして第Ⅰ群研究指導分野に「研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）」の 2 科目（8 単位）が置かれ、コースワークとして第Ⅱ群教育方法研究分野、第Ⅲ群特別支援教育研究分野に分類され、それぞれ 25 科目、15 科目が置かれおり、学生にしっかりとした専門性教育と修士論文指導ができるようにバランスのとれた科目配置となっている。しかも、人文社会科学系と自然科学系の授業分析研究の 2 科目から、さらに教育・発達分野、教育情報分野、特別支援教育分野の 3 つの教育学特別研究から、それぞれ 1 科目を選択必

修させたり、特別支援教育総論および障害児学習支援特論を研究科の必修にしたりするなど、順次性及び体系的な配置となっている。

（２）教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容の提供

〈１〉大学全体

○ 学士課程教育に相応しい教育内容の提供

本学では、教育課程の編成・実施方針に基づき、学士課程教育に相応しい教育内容の提供に努めている。教育課程の枠組みは、教養教育に位置づけられる「教養の基礎知」「科学知」「実践知」「健康知」の４分野に区分した全学共通の「総合基礎教育科目」を配置する。また、カリキュラムは「総合基礎教育科目」の他、「専門基礎科目」、「専門基幹科目」、「専門発展科目」、「関連科目」を設置し、各科目を有機的に連繋させ、かつ体系的に学修できるようにしている。

専門教育科目については、学科毎に教育課程が設定され、学科の教育目標、教育課程の編成・実施方針に基づき配置されている。また、取得資格については指定規則を遵守しつつ、それ以上の質の教育を提供できるような教育に努めている。さらに、副専攻も設置し、多様な学びに応え、また、複眼的な能力を養成している。なお、専門教育科目は、授業方法から講義科目、演習科目、実技・実習・実験科目に、その受講順序を大まかに示すものとして専門基礎教育科目・専門基幹教育科目（専門基幹教育科目L・C群を含む）・関連科目にそれぞれ分けられる。授業方法として多くを占める講義科目は、その基礎・基本を学ぶ概論・原論、その上に立って細部を学ぶ各論、さらに個別・事例的な特講に分類されている。

なお、教育内容については、「関係する学問分野の教育における学士力の考察」（私立大学情報教育協会）の内容を考慮した、学士課程教育に相応しい教育内容の提供に努めている。本学で関連する学問分野は、社会福祉学、心理学、経営学、政治学、法学、社会学、言語・文学、歴史学、文化人類学、生物学、地域研究、経済学、地理学、数理科学、地球惑星科学などであるが、それら学問分野の教育における学士力の考察では、到達目標、達成度、測定方法と参考にしながら教育内容を提供しており、それらの内容は、シラバスのなかで項目にしたがって記載されている。

○ 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

初年次教育プログラムとしては、「リエゾンゼミⅠ」が主に担う。20名程度の学生に主担任、副担任、ピアメンターの3人の担当が付き、大学生の学びの初歩から、情報検索方法、論文の書き方、コミュニケーション及びプレゼンテーション能力を高め、ディベート、ワールドカフェの手法などを学んでいく。また「禅のこころ」などの仏教系科目では建学の精神の「自利利他円満」を自ら考え、福祉ボランティア活動や地域ボランティアなどで福祉の心、奉仕の心に触れる機会を提供する。このような土台としての「学士力」と「人間力」を修得させるとともに、ICTを活用した学修支援ツール「リエゾン・ポートフォリオ」を活用して、予習・講義・復習のサイクルを確立し、学びが散逸化しないよう、個々の学生の質保証に配慮する。

高大連携に配慮した教育内容の提供としては、入学前教育のレポートとリメディアル教育の2点を主に実施している。入学前教育のレポートは、各学科が各種推薦入試合格者へ毎月課題を提示して、入学予定者が取り組んだレポートを添削する。リメディアル教育は、

とりわけ義務教育まで修得すべき知識の再確認として国語、数学、英語、理科、社会の5科目のドリル方式で取り組むものである。このようなリメディアル教育の背景には近年、多様な背景をもつ学生が多く入学していることがある。このリメディアル教育は、入学後の初年次教育およびそれ以降においても継続実施される。

その他の高大連携としては、来学した高校生への学内模擬授業および通常の授業への高校生の参加、そして高校への出張講義等により、入学後の専門性との接続を意識した取り組みを長年継続している。

○ 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供

各専門分野の高度化に対応するために、「社会福祉特別研究講義」を設置し、その時々社会的要請の高い領域の講義を開講している。さらに、国際化に対応するために、「英語アカデミック・ライティング」も開設している。

このような教育課程の各教育課程（カリキュラム）は、研究科委員会において審議され、大学院委員会において承認を受けて決定されるなど、組織的対応に努めている。

〈2〉学部

（ア）総合福祉学部

社会福祉学科の教育課程の編成・実施方針に基づいて科目配置をおこなっている。専門教育課程については学科会議において Semester 制の検討作業などとも随時おこなっている。また、資格に関する科目はカリキュラムの制度的変更の際には必ず大きな見直しが必要となるため、学科教務委員とその資格課程の担当教員がチームとなってカリキュラムの改編作業をおこなっている。

福祉心理学科の教育課程の編成・実施方針にそって「環境・社会心理履修コース」、「発達心理履修コース」、「臨床心理履修コース」の3つの履修コースの3コースとも専門領域を幅広く、体系的に学べる等の教育内容を提供している。心理学の専門家として仕事をするために必要な最低限の標準的基礎学力と技能を習得したと認定する者に与える認定心理士資格を取得可能となっている。

福祉行政学科においては、養成する人材を達成するために、教育課程の編成・実施方針に基づいて、「地域共創」関係科目、「社会福祉」関係科目、「政治・経済・法律」科目、「マネジメント」科目、「防災」科目など多様な分野の専門科目を広く学ぶ教育課程となっている。本学科においては、「救急救命士」の資格取得の学びも可能である。

通信教育部社会福祉学科でも、教育課程の編成・実施方針に基づき、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格が得られるのはもちろんのこと、福祉の「理念・考え方」を学ぶことができる「社会福祉の基礎」「福祉思想論」をはじめ、さまざまな科目を開講している。また、「社会福祉援助技術演習A・B・C」などソーシャルワークの視点や基本的態度を身につける科目も多くある。

通信教育部福祉心理学科では教育課程の編成・実施方針に基づき、心理実践力を身につけるため、心理学実験・研究法などの科目をスクーリングで開講し、「心や行動を科学的・実証的に理解する力」を身につける科目が多い。カウンセリングと名のつく科目も6科目開講され、直接心理実践力につながる内容であり、学位授与方針に示された学士力に対応したカリキュラムになっている。幅広く心理学の各分野の科目や、福祉・医療など近接領域を学ぶ科目も開講している。

(イ) 総合マネジメント学部

産業福祉マネジメント学科では、大学教育を受けるにあたって不足している基礎学力を補うために各学問分野の基礎的科目の他、専門分野の発展・高度化に対応した教育を提供できるよう、新しい課題に対応する科目の提供や PBL 等のアクティブラーニングの実施といった取り組みを行っている。専門基礎科目では、12 科目 42 単位、専門基幹科目では、専門演習を含む 56 科目 154 単位が用意されている。また、資格関連科目では、第一種衛生管理者が取得できる科目が設けられている。加えて、初年次ゼミにおいて、汎用的スキルを磨くとともに、自ら進むコース（専門分野）を見定めていくための指導・アドバイスをを行っている。

情報福祉マネジメント学科においては、専門科目を構成する情報・デザイン・経営それぞれの教育内容がバランス良く配置され、問題解決型の学びやプレゼンテーション能力の涵養等を通じ社会人を養う配慮が為されている。また、専門教育に資する数学や英語系の科目においては、高等学校までの学びを振り返りつつ専門分野への応用力が養われるよう、高大連携に配慮が行われている。しかしその一方で、専門科目間で内容が重複する点が含まれる場合もあるため、効率や効果を求める上で改善が必要と考えられる。

(ウ) 教育学部

教育学部では、年々増加しつつある「特別に支援を要する児童・生徒」に対応するため「特別支援教育の基礎」および「障害児の学修支援」を必修化している。それは本学の建学の精神「自利利他円満」の具現化でもあるが、社会のニーズへの対応でもある。その際、常に「自らの実践を省察する能力」を有するためには、それに対応できる基本的な大学での「学び」を体得する必要がある。そこで、教育課程の編成・実施方針に基づき、1 年次の「リエゾンゼミⅠ」では少人数で、しかもチーム・ティーチングを導入した初年次教育プログラムを実施している。このゼミでは、調査、文章作成、グループ学習、プレゼンテーション等主体的な学びの場となっている。このような内容は、2 年次以降の「リエゾンゼミⅡ・Ⅲ・Ⅳ」へと結合・発展・展開されていくことになっている。なお、実践を重視した「教育実践活動Ⅰ～Ⅳ」では 1 年次より教育現場を実見して実践力のある教員の育成プログラムを提供している。また、「英語活動概論」や「英語活動の指導法」「英語活動の教材研究」、さらには「道徳の教材研究」を設定して、英語や道徳の「教科」化に対応できる教育課程を構成するとともに、「NIE 活動論」「NIE 活動の教材研究」を配置し、新聞を活用した教育実践のプログラムを配置して、社会の諸現象を理解する試みを提供している。

(エ) 健康科学部

本学部では、それぞれ資格・免許に関連する科目が多く、それぞれの学科で学生の理解度や技術の習熟度が上がるように工夫をしている。

保健看護学科の教育課程及び内容については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（保健師別表一、看護師別表三）を考慮して作成されており、また、教育内容については、「看護教育の内容と方法に関する検討会報告書」、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」を参考にしており、教育内容として充実している。看護学教育に特徴的な、臨地実習も仙台および近郊の病院・施設において、科目ごとに行われる。

初年次教育は、リエゾンゼミという名称で親しまれ、大学生としての学び方や、看護学

生としての行動の仕方などについて学び、様々な学習レベルの高校より入学している学生たちの学習の仕方をそろえる役割も果たしている。

リハビリテーション学科では、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、理学療法士作業療法士国家試験出題基準に対応した科目や時間数を確保している。教育課程の編成・実施方針に基づいた上で、さらにリハの対象領域の多様化、学生の興味・関心、社会のニーズを勘案した科目を提供している。高大連携として、高校への出前講義の実施、推薦入学者に対する入学前からの課題レポート指導により、大学での授業のイメージ化や入学後の教育へのスムーズな移行につなげられるよう取り組んでいる。また、入学後には初年時の人間教育としての総合基礎科目に科学、社会、情報処理、外国語などの科目を充実させ、専門教育との連携を図っている。

医療経営管理学科では、診療情報管理士の指定養成校として日本病院会が指定する基礎課程 12 科目、専門課程 9 科目を開設し、必要な教育が行われている。4 年間の一貫した全学共通カリキュラムとして、リエゾンゼミ I（1 年）では、本学科は 20 名程度の学生に対し、2 名の専任教員と上級生のピアメンター 2 名による少人数編成を取り、学びのスキルの他、大学生としての態度・志向性を身につけ、生活の自己管理デザインや健康向上行動が主体的に行えるような教育を導入している。1 年次の「医療概論」では、「患者さんのための医療とは何か」というテーマを掲げ、まず「医療」に興味・関心を持ち、本学科での専門的な学びへつながるよう配慮している。

〈3〉大学院

（ア）総合福祉学研究科

＜修士課程（社会福祉学専攻、福祉心理学専攻）、博士課程社会福祉学専攻＞

大学院では、在学期間中一人の学生に一人の教員が論文作成技法から修士論文の完成までの一貫した指導体制を採用し、学生と指導教員との年間を通じた指導関係のなかで、より学生のニーズあるいは社会的期待に応えられる人材の育成に向けた柔軟かつ計画的な対応ができる科目配列、履修方法をとっている。

特筆すべきは、本学は関連施設として各種の社会福祉施設経営事業や認知症高齢者介護研修・研究センター等が併設されており、大学院生の自発的なそれらの大学関連施設や研究機関との関わりを促進し、高度な専門性を要する職業に十分対応できる人材の育成に向けた教育的な配慮に心掛けている。

＜通信制大学院＞

通信制大学院では、専攻毎に定められているカリキュラム・ポリシーに基づき、社会福祉学専攻では、社会福祉、高齢者福祉、高齢者心理、精神保健、地域福祉、障害者福祉、社会福祉政策、社会保障、社会福祉経済、社会福祉法制、社会福祉援助技術の 11 研究科目、福祉心理学専攻では、福祉心理学、生涯発達心理学、環境心理学、臨床心理学、発達臨床学、老年心理学の 6 特講科目及び研究演習科目、特別研究（研究指導）の編成により、専門分野の高度化に対応し得る教育内容としている。

（イ）教育学研究科

本研究科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、第Ⅰ群研究指導分野に「研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）」の 2 科目（8 単位）のみならず、第Ⅱ群教育方法研究分野 25 科目、第Ⅲ群特別支援教育研究分野 15 科目が配置し、共生型授業の創造を目指すという社会

の要請に応えるべく教育学専攻として高度化する内容を提供できるように、教育方法論と特別支援教育の2つの分野から学修、研究可能となっている。

2. 点検・評価

●基準 4-2 の充足状況

学部および大学院ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成し、教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している。

平成 28 年度の大学評価において、長所として特記すべき事項として「総合福祉学研究科福祉心理学専攻修士課程では、学生の実習先として附属病院せんだんホスピタルを利用しており、附属病院であることを生かして、短期だけでなく、1 年間にわたる長期の実習受け入れを実現し、チーム医療やクライアントに対する専門職としての行動規範や職業的倫理を体得できるように指導が行われている。また、大学の臨床心理相談室では心理療法の実習だけにとどまらず、心理臨床に付随する運營業務も実習できるようにするなど、高度な専門性を要する職業に十分対応できる人材の育成に向けた教育内容を積極的に展開していることは評価できる。」と提言された。

(3) 教育方法

1. 現状説明

(1) 教育方法および学習指導の適切性

〈1〉大学全体

①教育目標の達成に向けた授業形態

本学では、大学としての「建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成」という教育目標を達成するために、総合基礎教育科目や専門教育科目を配置しているが、いずれも講義、演習、実習（実技、実験）から成っている。

授業の大半を占める講義科目は、その基礎・基本を学ぶ概論・原論、その上に立って細部を詳細に学ぶ各論、さらに個別・事例的な特殊講義・特講に分類している。このような講義科目の理解をより深めるために、演習科目がそれを補足し、さらに実習・実技・実験などの科目により、理論と実践を融合させる「行学一如」を具現化させることになる。すなわち、本学卒業生の「質」を裏付ける知識・技術・態度の習得に相応しい授業形態と方法を採用しており、それらの体系は「学生便覧」にて明示している。グローバル化を初めとした様々な社会情勢の変化を、学びの好機と捉え、学部・課程によってはゼミ単位でのクリティカル・シンキングの訓練や、英語による授業の開講なども試みられている。詳細は、各学部の欄を参照されたい。

②履修科目登録の上限設定、学修指導の充実

履修方法については、履修規程を定め、その第 4 条において「単年度の登録単位数は、原則として 46 単位以内とする」としているように、単位の実質化を図っている。ただし、「資格科目履修者は 60 単位まで登録を認める」など、各種資格取得者への配慮も行っている。また、1 年生で総修得単位数が 24 単位未満、2 年生では 48 単位未満、3 年生で 78 単位未満、4 年生で 124 単位未満そして、通算 GPA が 1.00 未満の学生に対しては、成績発表後

1か月以内に、アカデミックアドバイザーまたはアカデミックサブアドバイザーの個別面談を受け、学修面談に関するリエゾン・ポートフォリオを記入する。なお、アカデミックアドバイザーは、リエゾンゼミあるいは専門演習担当教員、アカデミックサブアドバイザーは、学修創造支援室支援員、その他の教職員（リエゾンゼミⅠ副担任、実習指導担当教員、学生相談員、学生団体の部長、助教など）である。また、全教員がオフィスアワーを時間割上記載しており、この指定された時間において個別の相談を受け付けてもいる。

なお、本学において導入している Web サービス学生支援システム「ユニバーサル・パスポート」の「マイステップ」を用いて、本学独自のポートフォリオを構築している。このような「マイステップ」の作成方法や使い方については、Web テキスト「リエゾンゼミ・ナビ『学びとの出会い』」の第1章第8節「Web 版マイステップ・リエゾンポートフォリオを活用しよう」に解説されており、主にゼミの担当教員により個別の指導が行われている。そのマイステップの一つである「履修登録チェック」を用いて、履修ミスがないかどうかを確認できる。

通信教育部では、通信教育部学則第17条（年間履修単位）に1年間32単位を標準とすることを定め、授業の方法は第15条（授業の方法）に「印刷教材による授業、放送授業、メディアによる授業、面接授業」が明示され、添削等の指導を併せて行うこととされている。

③学生の主体的参加を促す授業方法

各学部では、学生の主体的参加を促す教育方法として、フィールドワークや調査学習、サービスマーケティング（ボランティア活動等）、討論・ディベートとプレゼンテーションを含む双方向授業、上級生のサポートを取り入れた授業、インターンシップ、Problem(Project)-Based Learning、学修ポートフォリオ、等のいわゆるアクティブラーニングの方法を取り入れた授業科目を多数開講している。大人数の講義科目であっても、可能な限りアクティブラーニングを導入することに努力しており、具体的方法に関しては講義のシラバスに明記されている。詳細については、各学部の欄を参照されたい。また、シラバスには、予習・復習を基本とする授業時間外学修についての記載が義務付けられている。授業時間外学修を必須とする科目もあり、例えば、地域の活性化に主体的に関わり、社会に出てから役立つさまざまな事柄を実践的に身につけることを目的としている「地域共創実学教育Ⅰ～Ⅳ」等がある。双方向授業については、アクティブラーニングやPBLの他に、web サービス学生支援システム「ユニバーサル・パスポート」におけるフィードバック機能の活用推奨により取り組んでいる。フィールドワークやインターンシップ、あるいは国内留学等で長期に亘って学外で学ぶ学生に対しては、多様なメディアを活用した遠隔授業が行われている。また、他大学で実施されている公開オンライン授業（JMOOC など）の例なども紹介し、授業での活用を推奨している。

大学院における教育方法等については、大学院学則第5章（「授業科目・履修方法」「教育方法の特例」「単位算定基準」「単位の認定」「入学前の既修得単位の認定」「評価」）において定められているとともに、「大学院便覧」において「修士課程」と「博士課程」の項目を置き、「授業科目の履修方法」、「研究指導の方法」をそれぞれ定められ、特に博士課程においては、主査指導教員を中心として複数の指導教員の役割に関しても、明記している。さらに、通信制大学院では、通信制大学院学則第3章において「教育課程及び履

修方法」、第4章において「教育方法及び研究指導」、第5章において「単位の修得、試験及び学位論文」の手続きが定められている。さらに、「通信制大学院ガイドブック」においても研究指導の方法として提示している。

上述の授業方法については、授業評価や各種学生アンケートを介して定期的に学生からの意見聴取や評価を受けており、その結果に基づき担当教員が改善目標を公表し、授業に反映させている。また、それを踏まえて学部学科等で教育方法の改善に努めている。

〈2〉学部

(ア) 総合福祉学部

社会福祉学科では人材育成の目的を達成するために、講義・演習・実習の授業形態を適切に配置している。社会福祉関係の資格取得のために社会福祉・精神保健福祉・介護・保育実習が多く採用されている。実習科目と関連した演習、実習指導も多く、時間数が設定されており、少人数制によるアクティブ・ラーニングの機会が多くもて、課題解決の方法と態度を習得している。

福祉心理学科では人材育成の目的に定めた態度・知識・技術などの習得のために講義、演習、実習などの様々な授業形態を順次性を重視し、年次に応じた適宜配置している。

福祉行政学科においては、「『福祉』の視点を土台として、地域社会及び住民の福祉の向上に貢献する高い志と強い責任感・倫理観をもち、地域の諸問題に主体的に対応できる幅広い基礎能力を有する人材を育成する」ことを目標に、講義、演習、実習科目を体系的に配置している。全学共通科目としての総合基礎教育科目の他に、専門基礎科目、専門基幹科目、関連科目そして副専攻（関連科目）を配置している。

通信教育部では、教育目標を達成するために教育課程の編成・実施方針に「面接授業、メディアによる授業、放送授業、印刷教材による授業を効果的に組み合わせる」と記載しているとおりである。それを受けて、9割の科目で「面接授業」（スクーリング）を開講、ならびに在宅で受講できる「メディアによる授業」（オンデマンド・スクーリング）も40科目で開講している。学生がスクーリングを受講できる機会を多くしているのは、学生の科目内容の理解を深める上で効果をあげている。

『試験・スクーリング 情報ブック 2015』【資料 4(3)-22】記載のように、国家資格取得希望者向けの演習・実習指導科目が数多く開催され、20人以内の少人数講義である。福祉心理学科でも心理学実験など実験科目やカウンセリング演習などの科目も開講され、TAを配置しきめ細かい実施に努めている。通信教育部の大半の科目はレポートを課しており主体的に取り組まないと単位修得が難しい。面接授業（スクーリング）では、演習科目だけでなく講義科目でもワークを取り入れている科目があり、双方向性のある授業も多い。なお、通信教育部学則第17条の規定により、1年間に履修登録できる単位数の上限は50単位以内に制限されている。

(イ) 総合マネジメント学部

産業福祉マネジメント学科では、学科の教育目標の達成に向けて、特色あるコース制を緩やかに選択しつつ学べる講義配置を行っている。また、1年時からPBL形式の演習が可能となるよう初年時教育からリエゾンゼミⅠを開講し、汎用的スキルとPBLの展開を学べるようプログラム化し、学生の主体的参加を促進している。これらの試みは、専門的知識と自立した社会人になるための教育、職業人として社会に貢献できる能力を身につけるための

指導を意味するものである。本学履修規程に「各年次における履修登録単位数の上限は、46 単位以内、ただし、資格科目履修者は 60 単位まで」登録が認められている。履修科目登録については、学年ごとのオリエンテーションやガイダンスを開催し、教務職員より詳細な説明がなされている。また、オリエンテーションとは別の機会(ゼミ等)にも学生の質問に対応することができる。このような履修支援体制を維持しているため、これまで卒業要件単位数を大幅に上回るような問題は発生していない。

情報福祉マネジメント学科では、学科の特色でもある情報の専門スキルを体系的に修得するため、講義科目と並行して実習を行い、より理解度が高まるように科目を配置している。特に実習では、少人数のクラス編成、教員と学生アシスタントによるチームティーチングを実施している。また、各年次のゼミでは、クリティカル・シンキングの訓練を行い、その集大成として 4 年次に卒業研究として取りまとめている。また、全学共通ガイダンスのほかに、学科独自の履修ガイダンス等を実施している。また、履修相談や学修相談には、ゼミ担当教員によるアカデミック・アドバイザー制度や先輩学生による学科学生アシスタントでサポートを行っている。各年次のゼミで、各教科の予習・復習の徹底やポートフォリオ作成指導、研究発表等に有効なメディア活用等を行っている。また、初年次ゼミから PBL を取り入れた双方向授業を展開し、学生の主体的参加を促している。これらの改善には、学生による授業評価アンケートを用いている。なお、各年次の上限単位数を設定しているため、卒業要件単位を大幅に上回することは現状ではありえない。

(ウ) 教育学部

学科の教育目標の達成に向けて、1 年次の「リエゾンゼミ I (基礎演習)」、さらに「特別に支援を要する児童・生徒」に対応するため「特別支援教育の基礎」および「障害児の学修支援」を必修化している。それは本学の建学の精神「自利利他円満」の具現化でもあるが、社会のニーズへの対応でもある。その際、常に「自らの実践を省察する能力」を有するためには、それに対応できる基本的な大学での「学び」を体得する必要がある。そこで、教育課程の編成・実施方針に基づき、1 年次の「リエゾンゼミ I (基礎演習)」では調査、文章作成、グループ学習、プレゼンテーション等主体的な学びの場を提供するとともに、PBL 形式の演習方法を採用し汎用的スキルの修得を試みている。また、高度な専門性、柔軟な対応能力を習得するため講義、演習、実習の授業形態を採用している。全学の FD 活動において推奨実践されているアクティブラーニングを授業に導入し、学生の主体的な参加を促す授業方法も行われている。履修科目の登録にあたっては、「単年度の登録単位数は、原則として 46 単位以内とする」(「東北福祉大学履修規程」第 4 条)に従って、上限が設定されている。また、現在は 1 年次のみ在籍であるためにできないが、次年度に向けて「東北福祉大学 GPA 制度の運用に関する要項」に従い、ゼミ担当教員は担当学生の GPA を把握し、学修指導および教育支援を行うよう、教育学科会議で要請している。

(エ) 健康科学部

本学部では、それぞれが目指す医療専門職者になるよう教育方法、学習指導を行っている。また 1 年間に履修できる上限は 46 単位と設定されている。

保健看護学科では、教育目標を達成させるために、看護の専門教育科目については、講義でその領域の概観を学び、援助論は演習科目でその領域の技術論を学び、実習で臨床での学びを行う組み立てとなっている。学習指導については、アクティブラーニングの導入

や少人数での演習、臨地実習では5人1グループに必ず臨地実習指導者と教員が1名ついてきめ細かい指導が行われている。学生の主体的参加を促す授業方法として、グループワーク、プレゼンテーションなどを多く取り入れて、自らの学習態度形成を促す。また、創造的な看護を提供できるように、理論と実践を結びつけ理解できるように、学生それぞれのレベルに合わせた発問を多く行い、対話を重視した丁寧な教育方法をとっている。

リハビリテーション学科では、臨床実習に向けた演習を「リエゾンゼミⅡ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」としており、知識のほかに、精神運動領域（技術）情意領域（態度）を教授している。臨床実習に向けた演習の中では、OSCE（客観的臨床試験）やPBL学習を取り入れている。その他、担任制を導入し、生活面での相談などにも応じている他、オフィスアワーの活用や実習前のグループ学習においても5人程度に対して、教員1名を配置し、実技指導、事例検討などの指導にあたっている。臨床実習では、1年次は東北福祉大学の関連施設である特別養護老人ホームや老人保健施設を中心にボランティア実習を実施している。見学実習および評価実習、実践実習においては理学療法学専攻では19単位、作業療法学専攻では23単位を臨床実習施設および臨床実習教育者の協力のもと実施している。理学療法学専攻は1年時より体験実習を、作業療法学専攻はボランティア実習および評価実習Ⅰにおける臨床参加型（クリニカルクラークシップ型）の臨床実習を導入し、早期臨床教育の視点を導入している。また、訪問リハビリテーションや行政におけるリハビリテーションなど地域について学ぶ科目も多く設定している。その他、科目ごとに大学関連施設の老人保健施設や保育園を利用した実践的授業や解剖学実習では近隣大学の協力を得、学生が主体的に学ぶ機会を設けている。専門科目に関しては、アクティブラーニングを導入し、将来的な専門職に求められる連携を意識したグループ学習も多く導入している。

学科内に教務委員会を設置し、カリキュラムの検討、時間割り調整を担っている。

医療経営管理学科では、学生の主体的参加を促す授業方法としてはリエゾンゼミⅠの後期に「地域における健康増進活動」に参加するフィールドワークや「地域の医療における諸課題」をテーマにしたPBLを導入している。また1年次必修科目の医療概論では、チーム基盤型学習を用いた、医療過誤、医療の質の地域格差、医療保険制度の疲弊などの課題にアプローチし、初年時から主体的な学びを意識した授業方法を採用している。1～4年には福祉ボランティアⅠ～Ⅳ、2・3年次にはインターンシップⅠ・Ⅱ、3年次には医療機関実習など、行学一如の理念に沿った実学教育が提供されており、能動的な学びを促す機会が設けられている。

〈3〉大学院

本大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導によって行われている。以下、研究科別に詳細を述べる。

（ア）総合福祉学研究科

＜修士課程（社会福祉学専攻、福祉心理学専攻）、博士課程社会福祉学専攻＞

修士課程、博士課程に共通科目を配置し、学生の研究テーマを修士、博士各課程を通して継続的に研究することができるようにしている。また、研究指導の面においても、修士、博士の各課程、各年次を通して指導教員が学生ごとに配置されており、また、学生が研究テーマを変更希望するような場合、研究テーマに関連を持つ研究実績のある複数教員による協議や学生の希望を考慮し、適切な指導のもとに研究し、論文が作成できるように柔軟、

かつ適切な対応に心掛けている。また、学生ごとに学生の研究ニーズに対応した指導教員を履修科目として配置しており、週に一度の指導日に学生と教員とのマンツーマン指導の機会が提供され、学生は自分の研究課題・関心に対応した適切な指導を受けることが保証されている。

<通信制大学院>

通信制大学院における教育目標の達成にむけた授業形態としては、レポート学習が中心の研究・特講科目とスクーリングが必須の研究演習科目とを組み合わせ履修し、前提として同一指導教員が授業科目と研究指導を担当する形態がとられている。修了要件単位数が30単位以上（修士論文指導である特別研究科目8単位を含む）に対し、社会福祉学専攻の開設科目単位数は23科目74単位、福祉心理学専攻では14科目（特別研究を1科目とみなす）42単位となっている。2年次で修士論文を作成するためには、両専攻とも定められた規定に従い12単位以上を1年次で修得しておくことが必要となる。2年次で修士論文に集中したい場合は、1年次に特別研究（8単位）を除く22単位以上を履修し、単位修得しておくことを勧めている。学位論文の作成指導については、修士論文作成の前年度まで「学位請求論文研究計画書」を作成し、審議を経て指導教員が決定した上で、構想レジュメ、第1回中間レジュメ、第2回中間レジュメの3段階を経て研究指導が展開される。

（イ）教育学研究科

本研究科では、教育目標の達成のため、講義、演習、実習という授業形態を高い教育効果が得られるように配置している。科目は大きく3つ分類され、授業形態の如何にかかわらず、アクティブラーニングやグループワーク、プレゼンテーションと討論、フィールドワーク等、学生の主体的な問題解決学習を中心となるように指導の充実化を図っている。

「共生型の授業」を授業改善（授業開発）という視点から学修・研究する第Ⅱ群では、特に授業分析研究という科目を設け実践記録の分析や模擬授業の実践などこれまでの教育方法の理論や実践についての論文講読を行う教育学特別研究という科目を土台とし、小学校の各教科の授業分析と授業開発の方法論を具体的な単元の授業方法を開発する視点を学生の主体的な問題解決過程を通して実践的に学修する。さらに、中学校、高等学校の社会科学においては、教科の専門性を深めながら授業開発の視点の応用が図られる。また、「共生型の授業」を特別支援教育という視点から学修・研究する第Ⅲ群では、特別支援教育学特論と障害児学習支援特論を土台として、現場での具体的な指導場面を設定して学生の主体的な問題解決過程を通してきめ細かく各障害種のニーズに対応する方法論を学修する。なお、学位論文作成指導に関しては、1年次の入学直後に指導担当教員を個別面談で決定し指導を開始する。1年次の研究指導分野では論文作成の大まかな指導計画を立てさせ、文献研究や仮説の導出などの過程を自律的に進める力を涵養し、年次末には途中経過として課題研究論文をまとめ、発表会を経験し論文作成方法、計画を省察させる。2年次の「研究指導Ⅱ（研究・論文指導）」では、研究計画の調整をさせ、研究倫理とともに実験や調査あるいはフィールドワーク等のデータ収集法から結果の分析法、論文執筆法にいたるまで、各自のテーマに基づいた修士論文完成へ展開されるように配慮されている。

（2）シラバスに基づいた授業の展開

〈1〉大学全体

本学では、教務部委員会のなかに「シラバス検討委員会」を設置し、シラバスの内容の

充実化を意図して記載項目やその方法について検討してきた。現行のシラバスは、全学的に統一されており、授業の形態、テーマ、目的、到達目標、受講要件、概要、方法、計画、時間外学習（予習・復習等）、参考文献等、評価の方法・基準（評価割合）、特記事項（資格認定科目等）や履修上の注意事項等が明確に記載されている。科目担当教員は、担当全科目について、教務部教育開発支援室が毎年改訂を重ねている「シラバス作成の要領」に沿ってシラバスを作成し記載内容通りに授業を展開している。また、Web 情報共有システム「Universal Passport」においてすべてのシラバスが公開されている。そのことによって、学生は、所属学科等の履修モデルや履修系統図を見ながら学生自身の履修計画を立てたり、受講期間中に自律的な学修（予習・復習を含めて）したりすることが可能となっている。なお、授業内容・方法とシラバスの整合性、あるいは、計画性と実施内容の弾力性のバランスについては、学期末に実施される受講生による授業評価によって、授業内容や方法だけでなく、シラバス通りに授業が進められているか、進行ペース、質問の受け答えの仕方などについて受講生の意見を担当教員にフィードバックできる体制を整えている。さらに、シラバスだけでなく、授業全体について、教員個人が授業評価を受けた科目すべてについて改善目標を「Universal Passport」あるいは教員研究室入り口に掲示し、次年度に学生が履修登録する際の参考とできるようにするなど、授業の一層の充実化につながるような体制づくりを目指している。

〈2〉全学部

全学部とも統一された様式に従い、①目的、②到達目標、③授業の概要、④授業方法、⑤授業時間外学習（予習・復習）、⑥成績評価の基準、⑦成績評価の方法、⑧特記事項、⑨履修上の注意事項、⑩授業計画、⑪テキスト・参考文献、⑫連絡先（質問等）等からなるシラバスを作成し、授業はこのシラバスに沿って行われている。シラバスの内容はFD委員会に属する学科の専任教員が確認、見直している。また、授業内容・方法とシラバスの整合性は、学生への授業評価に基づいて検証されることになる。さらに、授業内容について、授業評価で指摘された改善点に関しては、Web 上または研究室前に回答を公開している。

なお、通信教育部では、印刷教材による授業内容は『レポート課題集』、面接授業、放送授業、メディア授業の年間計画や講義内容は主に『試験・スクーリング 情報ブック』で、それぞれにシラバスを統一したスタイルで提示している。両者の作成にあたっては、通信教育部職員ならびに通信教育部委員会、シラバス検討委員会の教員による第三者チェックを行っており、一般の方もホームページでも閲覧が可能である。『レポート課題集』『試験・スクーリング 情報ブック』は毎年 3 月下旬には学生および教職員に配付している。また、学生アンケートにより、シラバスと授業内容が大きく相違がないことは確認されている。

〈3〉大学院

（ア）総合福祉学研究科

<修士課程（社会福祉学専攻、福祉心理学専攻）、博士課程社会福祉学専攻>

本学の統一された書式に従いシラバスを作成し、授業はシラバスに基づいて適切に展開されている。シラバスの内容もFD委員会内のシラバス検討小委員会において毎年見直されている。なお、学生については入学前の背景が様々であるため、シラバスの内容は柔軟なものへと工夫するとともに、個々の学生に応じた履修指導を行い、シラバスに基づいた講

義・研究指導を行っている。

<通信制大学院>

通信制大学院では、本学 HP 及び『募集要項』において「専攻別授業概要」を予め入学希望者に対して公表し、在学院生に対しては『通信制大学院 科目別ガイドブック 2015』において「レポート課題」及び学修成果として「到達目標」等のシラバスを明示しており、これらは毎年度内容を改訂している。

(イ) 教育学研究科

本研究科では、統一された様式に従いシラバスを作成し、授業はこのシラバスに沿って行われる。シラバスの内容も FD 委員会内のシラバス検討小委員会において毎年見直されている。また、授業内容・方法とシラバスの整合性は、受講生による授業評価の結果に基づいて担当教員が行う自己点検の中で改善点等を公表し、研究科長に提出することになる。

(3) 成績評価と単位認定の適切性

<1> 大学全体

本学は、通信教育部を含む全学で GPA 制度に基づく成績評価を行っている。学士課程における学業成績は、各授業科目における学生の到達目標を「ほぼ完全に達成」秀、「十分に達成」優、「概ね達成」良、「最低限達成」可、「達成していない」不可の 5 段階で評価し、全科目の評価を 4 点～0 点の評点に換算して、その単位数で加重平均することによって GPA を算出している。また、GPA の分布についても大学、学部学科にフィードバックし、適正な運用に努めている。このような学部の成績評価と単位認定については、学則第 36 条（単位数の算定基準）、第 37 条（単位の授与及び学内単位互換）、第 38 条（成績）、第 46 条（卒業）において、定められているとともに、詳細に関しては、試験規程において、第 6 条（無資格者の掲示）、第 13 条（成績および評価）、第 16 条（追試験の成績および評価）、第 4 章不正行為が定められている。また、本学の成績評価の方針と取り組みについて教職員に周知している。ルーブリック評価については、学士力関連コモンルーブリック及び学科の共通科目のルーブリックを定めて活用を推奨するとともに、各科目についても作成を勧めている。通信教育部では、通信教育部学則第 25 条（試験の種類）、第 26 条（試験）、第 27 条（受験資格）、第 28 条（単位認定）、第 29 条（単位認定）そして第 30 条（不正行為）を定め、成績評価と単位認定を適切に行っている。

学生に十分な学習量を確保させるため、単年度の履修上限として 46 単位以内（資格科目履修者は 60 単位）を定め、単位制度の実質化の趣旨に沿った教育環境において単位の認定を行っている。さらに、成績評価および単位の認定に関しては、シラバス上の必須項目として記載しなければならず、評価項目ごとに %（割合）を明記して、受講生に対する説明責任を果たしている。

成績評価の結果に対してクレームがある場合は、所定の方法で教務課に届け出ることができ、必要に応じた再評価や単位認定の修正が可能である。在籍可能年限以内に所定の単位数が取得できなかった場合は、教授会の議を経て学長が当該学生を除籍することが、学則第 45 条に定められている。

本学では、大学の設置について定めている「大学設置基準」により、「1 単位の授業科目あたり 45 時間の学修」を必要とする内容をもって授業を構成している。つまり、第 36 条（単位数の算定基準）において

「各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- ・講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ・実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- ・第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める。

2 前号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。」

と定めていることから、単位認定は適切である。

既修得単位認定については、学則第32条（入学前の既修得単位等の認定）において「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができ・・・（中略）・・・合わせて60単位を超えないものとする」としている。本学通信教育部、国内留学の協定校および学都仙台単位互換ネットワークの協定校との間では単位互換が可能であり、学生に明示している。また、TOEICなどに代表される外国語の語学能力検定試験（外部テスト）において、本学の履修規程に定められた点数・等級を越える成績を得た学生については、所定の手続きの後に必修の外国語科目の履修を免除し、単位を認定することができる。

大学院における評価方法・評価基準の明示に関しては、大学院学則第14条（単位の認定）、第16条（評価）において定めるとともに、学位論文においては、第19条と第20条で評価基準および可否の手続きの枠組みが明示されている。

既修得単位認定については、大学院学則第15条および通信制大学院学則第13条において、10単位を超えない範囲で課程修了要件に算入できるとされている。また、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等との間に単位の互換を行うことができ、10単位を超えない範囲で、他大学院等で修得した単位を本大学院で修得したものとみなすことができる。

〈2〉学部

（ア）総合福祉学部

所属する3学科とも、学則および履修規程に明記するとともに、授業科目ごとのシラバスに記載した評価方法・評価基準に基づいて、成績を評価し単位認定をおおむね適切に行っている。社会福祉学科では、また、資格と関連する科目については法令で定められた時間数などの基準、あるいはそれらを上回る基準を設定し、適切に単位認定している。

通信教育部では、単位数の算定基準については通信教育部学則16条において、印刷教材による授業、放送授業、面接授業、メディアによる授業の時間数などを規定している。具体的には、印刷教材による授業では、『レポート課題集』記載の「在宅学習のポイント」

で1単位45時間相当分の学習内容を明示している。印刷教材による授業では、1単位について原則として1課題のレポート課題に解答し添削指導を受けないと単位修得ができない。

通信教育部のレポート学習の観点別ルーブリック評価について、全般的なものは開学当初より『学習の手引き』で明示しているが、各科目については試行的に開始した。各科目の試験の評価基準については、科目修了試験は『レポート課題集』「科目修了試験評価のポイント」で、スクーリング試験は『試験・スクーリング 情報ブック』「スクーリング評価の基準」で記載している。各科目の評価分布については、2014年度単位修得状況（科目修了試験）および2014年度レポート成績状況のとおりである。なお、GPAを算出し、卒業判定時に1.5以下の場合で特別履修取消を行っても改善しない場合は面接（口頭試問）を必要としている。

編入学にあたっての既修得単位認定は、入学前の多様な学習歴を認め、2年次編入学者一括認定30単位、3年次編入学者一括認定62単位を行っている。これらは募集要項および『学習の手引き』に明記されている。その他に社会福祉士・精神保健福祉士国家試験指定科目の個別認定、および本学通信教育部で入学前に科目等履修生で修得した単位の個別認定がある。

(イ) 総合マネジメント学部

シラバスに評価方法・評価基準を明記している。各教員は、毎学期ごとに試験・レポート等により成績評価を行っている。学科関係科目によっては、授業内容の習熟度や参加度を評価するために、複数回にわたり授業ノートの提出と指定課題の授業内報告を課している教員もいる。また、講義始めに学生への説明を行うよう期初の学科会議で方法の確認をおこなっている。加えて、4年次生が受講している科目の担当教員は、卒業要件に影響する可能性がある場合等を考慮して、学生の成績評価について学科会議での情報共有を行っている。授業外学習の確認方法に関しては、東北福祉大学履修規程に明記されている。

GPAに関しては、各種ガイダンス等で学生たちに周知させている。年間としてGPAが1.5に満たない学生には学科会議で協議し、担当の学生アドバイザーが対応している。成績評価に対するクレームについては、個別の案件に対して学科会議で検証し、随時対応している。

学部でキックアウトの採用は行っていないが、卒業単位取得が厳しい学生に対して、担当の学習アドバイザーが個別対応を施している。参加度評価に関しては、アクティブラーニング導入による授業への取り組み姿勢を評価の対象にしている。授業外学習としては、リエゾンゼミⅠや個別の授業を通して、現地調査の詳細な報告レポートや毎回の授業ミニレポートなどによる予習・復習の充実を図っている。単位認定については、シラバスに明記した成績判定基準を根拠としている。情報福祉マネジメント学科に関連する資格試験（ITパスポート・基本情報技術者試験・MOS）等も、成績評価の対象としている。

(ウ) 教育学部

教育学科は、『学生便覧』に収録された学則および履修規程に明記するとともに、授業科目ごとに作成されたシラバスに記載した評価方法・評価基準に基づいて成績を評価し、単位認定を適切に行っている。なお、1年次のみのも在籍で現在はできないが、次年度以降、学生のGPAを把握し、学生の修学支援を行う。成績評価に対して疑義が生じた場合、まず質問書が教務部に提出され、担当教員に回答を求める。その回答は学生に提示される。も

し、納得できない場合は、教員が直接学生に説明する。外部試験等の活用については、総合基礎教育科目の外国語で行われている。

(エ) 健康科学部

本学部では、学則第 37 条（単位の授与及び学内単位互換）、第 38 条（成績）にしたがって、シラバスに記載した評価方法・評価基準に基づいて、成績を厳正に評価し単位認定を適切に行っている。評価方法・評価基準については、授業の中で直接説明することにより学生に周知徹底している。学内単位互換については、同じく第 37 条に規定されており、通学課程において修得した単位と通信教育課程において修得した単位は相互に転換することができる。また、学都仙台単位互換ネットワークという制度があり、協定締結大学で提供される授業科目を履修し修得した単位は、本学の単位として認定される。

入学前の既修得単位などの認定については、学則第 32 条に規定されており、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

〈3〉大学院

(ア) 総合福祉学研究科

＜修士課程（社会福祉学専攻、福祉心理学専攻）、博士課程社会福祉学専攻＞

大学院学則第 14 条に従い、シラバスに記載した評価方法・評価基準に基づいて、成績を厳正に評価し単位認定を行っている。評価方法・評価基準については、授業の中で直接説明することにより学生に周知している。既修得単位認定の適切性については、大学院学則第 15 条により研究科委員会で審議し、10 単位を越えない範囲で認定している。

＜通信制大学院＞

通信制大学院では、評価方法・評価基準を『通信制大学院 科目別ガイドブック 2015』に明示している。履修科目のレポート提出後に単位修得試験（自宅でのレポート試験）により合否判定が行われる。また、単位制度に基づき、1 単位あたり 45 時間の学修を必要とする内容をもって科目を構成し、スクーリング時間内の学修時間だけではなく、その事前の準備学修・事後の準備復習を合わせたものとしている。なお、事前の学修、事後の復習については、『通信制大学院 科目別ガイドブック 2015』に「在宅学習 15 のポイント」として在宅学習に取り組む際のポイントを明示し、自立学習に資するよう配慮している。

(イ) 教育学研究科

本研究科においては、大学院学則【資料 4(3)-13】および大学院便覧【資料 4(3)-35】に明記するとともに、授業科目ごとのシラバスに記載した評価方法・評価基準に基づいて成績を評価し、単位認定を適切に行っている。

〈4〉教育成果についての定期的な検証とその結果による教育課程や教育内容・方法の改善

〈1〉大学全体

教育成果についての定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善は、本学では、主として FD 委員会と教務部委員会が担い、次のように取り組んでいる。

第 1 に、FD 委員会が、毎年、前期・後期に全授業について学生による授業評価を実施し

ている。そして、内部質保証システムにより定期的に、授業レベル、教育課程レベル、全学レベルで改善に組織的に取り組んでいる。

授業レベルでの改善の取り組みとしては、担当教員は授業評価の結果を踏まえて「授業における向上・改善・開発の目標設定」に記入し、学生に公開している。

教育プログラムレベルでの改善の取り組みとしては、総合基礎課程及び各学科（以下「学科等」という。）で高い授業評価を受けた教員によるFDを実施し、優れた授業マインドや授業スキルについて共有している。授業評価が低い教員については、学科等の長が「授業向上ポートフォリオ」と「授業に関する自己点検・評価」の記入を求め、それに基づいて授業改善の助言を行っている。

全学レベルでの改善の取り組みとしては、授業評価等を踏まえて選ばれたベストティーチャーによる模擬授業、授業参観、授業動画の視聴により、優れた授業マインドや授業スキルを共有するようにしている。

また、授業評価のデータを用いて、教員の取り組み、授業、学生の学修意欲等が学修成果に与える影響について研究している。

第2に、全教員が、毎年、教員個人の自己点検・評価を行っており、その中で「授業に関する自己点検・評価」があり、全教員がPDCAサイクルによる授業の改善に取り組んでいる。

第3に、教員を対象に授業・ICT教育活用・授業参観・FDに関するアンケート調査を実施し、教育内容・方法の改善の取り組み状況および改善の効果を検証し、より効果的な改善に努めている。

第4に、各種調査をもとに、学科等の会議で共有し、教育課程、初年次教育の内容・方法、学科等の教育課程の改善に努めている。また、学生アンケートにより教育効果を把握するとともに、学生に対して教育内容・方法の改善に関するコメントをフィードバックすることで、着実に改善に結びつけている。

第5に、初年次ゼミの学修成果に関するマイステップ・リエゾンポートフォリオ（学修ポートフォリオ）の結果をもとに、総合基礎教育検討委員会で初年次教育の内容・方法の改善に努めている。

第6に、教育内容・方法の改善に関連したテーマのFDセミナーを実施している。

第7に、教員相互の授業参観を行い、相互に研鑽を積んでいる。また、自らの授業をビデオ撮影して自己評価を行うことや教員間での相互評価を行うことも推奨している】。

第8に、FDのホームページに、「授業支援」や「成績評価関連」に関する資料を掲載し、授業の向上に役立てている。また、授業改善、ICT教育活用、ティーチング・ポートフォリオ等に関するリンク集を掲載し、授業の向上・改善に関する情報を共有している。

〈2〉学部

（ア）総合福祉学部

社会福祉学科では、「授業アンケート」結果については、定期的に学科内にワーキングチームを設け、分析、学生へ回答している。その内容は学科会議で審議される。また、アンケート結果の項目を選定し、評価の高い教員の授業を参観し検討するFDを実施している。

福祉心理学科では、大学全体のFDの他、定期的に学科独自のFDも開催し、アンケートの結果等に基づいた授業改善をおこなっている。

福祉行政学科では、総合福祉学部と同様に、大学全体のFDセミナーに参加するとともに、学科レベルでのFD、学生による授業評価の検証、同僚教員による授業参観を通じて実施している。

通信教育部では、面接授業（スクーリング）受講時に学生にアンケートをとり、通信教育部委員会での報告・審議や、担当教員へのフィードバックを行うことなどで、授業内容・方法の改善に役立っている。スクーリング・アンケート結果は非常に満足度が高いととらえている。オンデマンド・スクーリングの満足度も遜色のないものととらえている。また、スクーリング・アンケートの自由記述でも、スクーリング内容について好意的な感想が多く、「人間理解のための深い教養と福祉の専門知識を修得し、福祉領域における問題解決能力を有する人材」「人間理解の基礎となる心理学的視点や理論・方法を学び、人々の抱える心理的問題を分析・解決できる人材」を育成するという教育目標の達成が伺われる。卒業時の卒業生アンケートでも、「高齢者福祉の現場で働いているので、大学で学んだことすべてが日常業務において役立つテーマです。現場では現状と理想が違うことに耐えられなくなることもありました。そんな時、大学での学びは自分自身の苦しい思いが間違っていないことの裏づけとなってくれました。」などのような声が多く寄せられる。平成26年度新生が履修登録した科目について、レポート提出率は38.9%、スクーリング受講率は37.6%となっている。その結果、入学者に対する卒業生の割合は、平成14年度入学者の卒業率が32.9%、15年度入学者の卒業率が25.8%などに対して、近年は平成21年度入学者はすでに32.4%、平成22年度入学者はすでに30.5%が卒業しており、卒業率は上がっている。また、国家試験の合格率も、社会福祉士の現役合格率が全国平均27.0%のところ56.6%（166名中94名合格）、精神保健福祉士の現役合格率が全国平均61.3%のところ73.8%（45名中61名合格）であり、全国平均よりかなり高い合格率であることも教育効果の表れと考えている。

（イ）総合マネジメント学部

産業福祉マネジメント学科では、学内取り組みに準じて「授業評価アンケート等」、期末に行う学生による授業評価の結果を受けて、評価合計が高い教員が学科会議においてFDを実施して機会を設け、講義技術を高める組織的な取り組みを継続している。また、自己点検を行い、教育成果の定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けている。

情報福祉マネジメント学科では、月1回開催する学科会議で単位履修や大学生活に問題のある学生の動向を把握し、教員全体での情報共有と善後策の協議を行っている。卒論やオムニバス形式の授業における成績評価については、各教員間の偏差を無くす為に、判定会議等で認定基準の均衡を計り、議論を尽くすことで最終成績としている。卒論の評価基準は、主査・副査の論文点や発表点の基準点に加え、他教員の評価も参考する事で最終的な評価としている。年2~3回程の学科教員による学科FD（教育研究発表会）を継続しており、専門分野に限らず様々な視点からの教育研究会として機能している。学科FD（教育研究発表会）は、既に40回以上の実績がある。初年度教育における共通の問題意識や課題を学科として協議し、通年授業（リエゾンI）等に反映させている。各ゼミ間による共同研究発表会が定期的に行われている。

（ウ）教育学部

全学的 FD セミナーや学科内 FD セミナーに参加するとともに、教員間の授業公開を通じて実施している。なお、教育成果と学生による授業評価との関連性・検証は初年度途中のために行われていない。

(エ) 健康科学部

大学全体に準拠して、学生による授業評価の参加、同僚教員による授業参観、FD 委員会による講演会・研修会への参加促進を実施している。

保健看護学科では、学内の FD 研修以外に、保健看護学科独自に FD 係会を作成し、FD 研修を企画している。H26 年度は、5 回の企画を行った。

リハビリテーション学科では、学科 FD として学科会議後に FD を開催している。

医療経営管理学科では、毎月学科内 FD セミナーを実施し、授業方法や課題に対する情報共有や意見交換の場を設けており、年に 1 度は授業評価の高かった学科教員による講義が行われている。

〈3〉大学院

(ア) 総合福祉学研究科

＜修士課程（社会福祉学専攻、福祉心理学専攻）、博士課程社会福祉学専攻＞

研究科委員会でカリキュラム検証時などに定期的に教育成果について議論しており、その結果に基づき全学的 FD セミナーに加え、大学院 FD セミナー、総合福祉学研究科 FD セミナーを開催している。

＜通信制大学院＞

本学 HP からアクセス可能な情報共有ソフト（UNIVERSAL PASSPORT）を活用し、学内教員を対象に FD の情報提供を行っている【資料 4(3)-52】。

(イ) 教育学研究科

全学的 FD セミナー、大学院 FD セミナー、教育学研究科 FD セミナーに参加するとともに、学生による授業評価およびその結果を受けた科目担当教員による「改善目標の明示」を実施している。

2. 点検・評価

本学の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、学部・学科・研究科ごとに最適と考えられる授業形態を採用しており、ディプロマポリシーを満たすべく教育効果を十分に発揮するために教育方法を多面的に検討して改善に努めている。

また、学生の学修意欲を促進させるために、ユニバーサルアクセスの段階にあることを意識して、分かりやすく興味を引くようなシラバスを作成し、授業の形態や方法にも工夫を凝らした教育プログラムに基づいて教育研究指導を行い、学生の「個」に着目した適切な履修指導を行うなど、学修の活性化のための十分な措置を講じている。

さらに、履修単位の認定方法に関しては、各授業科目の特徴や内容・履修形態等を考慮し、カリキュラムポリシーに沿った年次毎の期待する学習成果を見極めながら、単位制の趣旨に沿った措置をとっており、かつ教育の質を保証するために厳格かつ適正な成績評価を行っている。

教育水準の維持・向上のためには、ファカルティ・デベロップメント（FD）の一環として授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育内容・方法および教育上の効果を定期的に検証し、その結果を着実に改善に結びつけてい

る。

平成 28 年度に実施された大学評価において、努力課題として「総合福祉学部、総合マネジメント学部、健康科学部医療経営管理学科、教育学部では、1 年間に履修できる単位数の上限が 46 単位と設定されているものの、資格試験科目等を履修する場合、履修登録できる単位数が 60 単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。」と提言されたので、改善を図っていく。

(4) 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果

〈1〉大学全体

①学修成果を測定するための評価指標の開発とその適用

A. 学修アウトカムの測定指標

本学の教育研究上の目的は、建学の精神（行学一如）に則り人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材の育成であり、全学的なディプロマポリシーとして、1) 四年間の総合的な学習から論理的・創造的・批判的な思考能力が備わっていること、2) 体系的学習、PBL、汎用的スキル、グループディスカッション、プレゼンテーション、コミュニケーション、サービス・ラーニングなどの学びから地域の多様な課題を発見し、分析、解決する能力を身に着けていること、3) 大学で得たさまざまな知の経験を社会や他者のために還元しようとする意欲と能力が備わっていること、4) 自分の特性、能力を把握し、また他者を理解し、尊敬する姿勢をもち、社会の規範を守り、倫理観、自律性をもって市民生活を送ることができること、の 4 項目の他、各学部・学科・研究科においてもそれぞれのミッションに適合したディプロマポリシーが定められている。従って、評価の指標としては、個々の学生が全学及び所属学科別に定められたこれらのポリシーをどの程度満たしているかが判定できる項目を含むことが必要となる。

現行のアウトカム測定は、主に学業成績（GPA : Grade Point Averages）と学生の振り返り調査（主観評価）の二通りで行われており、学生・教職員へのその旨の周知も試みられている。米国で実施されているような大学・大学院入学統一試験や卒業前総合統一試験などの、いわゆる標準化試験（客観評価）は実施されていない。しかしながら、一般に高等教育機関において評価すべき事項とされる学生の「伸び」、すなわち認知的発達（高次の認知過程、専門分野の知識）、情緒的発達（態度、価値観）、行動的発達（学習時間、単位修了有無）、卒業後の発達（満足度、職業能力）の程度、また近年「学士力」「社会人基礎力」といった名称で示される知識・理解・技能、思考・判断・表現、関心・意欲・態度、などの汎用的能力の定着度は、上述の 2 つの組み合わせでの評価が試みられている。特に、数値化が困難な項目に関しては、授業科目横断的に活用が可能なコモン・ルーブリックを作成し、必要に応じて評価に活用している。学習内容の専門性に配慮した詳細なルーブリックも作成されているが、語学や体育、情報関係や論文指導など一部の授業に留まっている。また、直接的な測定ではないが、平成 26 年度よりラーニングコモンズなどの入退室に際して学生証（IC カード）から個人データをログとして記録・保存するシステムを導入し、学生が主体的に学修に取り組んでいると考えられる時間や頻度を正確に把握する取り組みを

行っている。

主観評価については、全学的な取り組みとして学修ポートフォリオが導入されており、入学時から卒業までの継続的な学修歴と活動歴を蓄積し、学生と教職員とのコミュニケーションを介して、相互に学修成果を確認できる体制を敷いている。また、FD委員会および教務部教育開発支援室が開発した各種アンケート調査が、在学生及び卒業生等に対して年次毎に実施されている。

全ての評価・検証の結果は、教務部およびIRセンター教育情報分析室による分析を経て、本学の学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づく査定が行われ、各授業の改善、教育プログラム（カリキュラム）の改善、さらに学内施設などの教育環境の改善のための資料として活用されている。査定のプロセスにおける各アンケート等の位置づけを下表に示した。

アンケートの名称と実施年度		査定上の項目
入学時アンケート	2012～	入学時の状況把握
*リエゾンゼミⅠアンケート	2011～2013	各年次終了時における学修活動の振り返り
*リエゾンゼミⅡアンケート	2012・2013	
学修活動アンケート（1年～4年）	2014～	
卒業時アンケート（満足度）	2012～	学修満足度
学生生活アンケート（学修環境）	2015～	
進路・キャリアアンケート（キャリア教育）	2015～	
卒業時アンケート（学士力）	2012～	学士力等達成度 （自己評価）
キャリア形成アンケート（社会人基礎力・地域共創力）	2015～	
日本版大学生調査（JCIRP）…他大学との比較	2012	その他

*：2014より学修活動アンケートに統合

B. 目標達成度の評価

学修目標の達成度評価は年次進行に沿って行われるが、最終的には、卒業・修了の要件（単位取得、論文の可否、等）、就業に必須の資格の取得、就業・進学の有否、学修満足度、学士力・社会人基礎力等の伸び、などの判定を通して達成度「ディプロマポリシーを満たす人材になったかどうか」が評価されている。

平成28年5月現在における学位授与率は、学士課程（4学部10学科）では78～97%、大学院修士課程（2専攻）では83%、92%であり、学士の就職内定率（就職希望者に対する就職内定者の割合）は、90.7～100.0%、全学平均で96.9%であった。加えて、学士課程における平成27年度内の中退率は、0.2～2.9%（全学平均1.58%）であった。従って、数値上は目標が概ね達成され、教育目標に沿った成果が上がっていると判断できる。学部・学科・研究科の専門性を活かした各種資格の取得状況は、学部・研究科の項を参照されたい。

本学は防災知識を身につけた人材の育成（防災士育成研修講座）や、救急救命の技能を身につけた人材の育成（普通救急救命講習）を行っているが、平成27年度は前者は12回開講され、1004名が防災士の資格を取得、後者は9回開講され、受講者288名が全員合格している。これらの資格の取得は、ディプロマポリシーに明記されている「社会や他者のために還元する能力」の一つを獲得したものと捉えられる。

学士力達成度、教育目標の達成、意欲の伸びなどについての主観評価の結果は、平成27年度は、「社会の一員として、積極的に関与できる」「他者と協調・協働して行動できる」「良心と社会の規範にしたがって行動できる」など、「他者とのコミュニケーション、社会との関わり」についての態度・志向性に関する項目が上位となった。一方「論理的な分析」「レポートの作成」といった項目は下位となった。

また、これらの主観評価の推移から本学の教育における学士力及び専門性の「伸び」を見ると、4年間を通じてほとんどの項目で高評価値にあり、学生自身は「入学から卒業まで成長し続けている」と認識していることが示された。特に、初年次での評価が顕著で、リエゾンゼミI及びリエゾン型総合基礎教育を中心とする初年次教育の教育効果が高いことが示された。一方、数量的スキル（表やグラフなど）とレポート作成力は中程度の評価値で、成長は示されているものの、他の項目に比べて低い。また、「伸び」の程度は1年次終了時が最も高く、学年があがるにつれて「伸び」の実感は得られにくくなっているということも明らかとなった。

②学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

A. 在籍学生による自己成長評価

上述のように、本学では、教職員と学生個人との間をつなぐ双方向コミュニケーション・ツールとして、ポータビリティを重視した Web ベース学修ポートフォリオである「リエゾン・ポートフォリオ」を開発しており、これを活用することで学生が自己の現状を視覚的に認識・評価し、改善へつなげている。

本ポートフォリオは、Reflection、Documentation、Collaboration の基本3要素による構成をとりながらも、学生一人一人のゴールやそれへ向けての具体的なプロセスが、様式・書式に拘束されることなく表現できるようにデザインされている。例えば、教員養成課程においては、従来から「教職履修カルテ」による成長評価が行われていることを鑑み、Web ベースの教職履修カルテを同システムに組み入れている。この特性を利用して、学生が所属する学部・学科の特性や将来像の多様性に対応し、授業や実習はもとよりボランティアやフィールドワークなどの課外活動、キャリア形成に向けての様々な取り組みについても、それぞれの根拠資料や成果物と共に記載・編纂していくことにより、より汎用性の高い「履歴（活動歴）を基にした自己表現・自己アピール資料」の作成が見込まれる。また、そのような様々な経験を通して自分自身にどのような力が身についたのか、いわゆる汎用的能力と専門的知識・技術とに分けて評価してゆくことができる。

具体的に検討できる項目は、NSSE (the National Survey of Student Engagement) の評価指標に準ずる内容となっている。中でも High-Impact Practice に相当する内容の一部（学習共同体、インターンシップ、フィールド経験、教育実習、臨床実習、地域に密着したプロジェクト、等）にウエイトが置かれている点、本学のディプロマポリシーに沿ったものと言える。平成24年度の導入以来、利用率の高い関連項目ではのべ8000名以上の登録件数（平成29年4月現在）となっている。前述の学生アンケート（学修活動アンケート）の結果からは、学修ポートフォリオを積極的に活用している学生ほど、自らの学士力を高く評価している傾向が見られている。

B. 卒業生による自己評価

平成27年度より「卒業生アンケート」を実施し、学士課程（通学）の卒業生による在学

中の学修についての評価を実施している。回答者の職業は、社会福祉施設、公務員・団体、企業の順に割合が高く、結果からは、在学中の「コミュニケーション技能」「数量的技能」「チームワーク」「統合的な学習経験と創造的思考力」「専門職業人としての倫理観」「建学の精神と教育理念」「人間力や社会力を身に付け、人とのつながりや人脈を得る」等の習得が現在の指針形成に寄与していることが示唆されている。

C. 就職先からの卒業生の評価

全学的には、キャリアセンター所属の教職員により就職先での各種の聞き取り調査が実施されており、その中の項目の一つとして卒業生の他己評価がなされている。また、福祉施設、医療機関など、学部・学科に特異的な就業先については、同場所で在学生在が実習やインターンシップを実施することが多いため、当該学科の教員が巡回指導等を行う際に同時に聞き取り調査がなされている。「真面目」「良く働く」等、資質の面では概ね良好な評価が得られている一方、「融通が利かない」「討論が苦手」等、多世代とのコミュニケーション経験の不足が指摘されている。

本学では、卒業生の就業の有無に関わらず、広く学外からの評価・意見聴取を行ない、各学部・学科における指導・運営の方針や個々の授業内容、カリキュラム（教育プログラム）の改善等に役立てている。ある企業からは、「自らかかわり、自ら考え・気づき、自らアクションを起こす」という本学の育成方針は今の若い人たちに必要なことがよく示されていて良い、インターンシップは異世代と交流する機会になるので良い、との評価があった反面、新入社員一般に未熟さを感じる点として（1）自己中心的な考え方をするものが多い、（2）指示待ちの姿勢が目立つ、という指摘を受けている。

〈2〉学部

（ア）総合福祉学部

所属する3学科（社会福祉学科、福祉心理学科、福祉行政学科）とも、前述の全学的な評価システムを活用している。学生の入学時から卒業までの継続的な学修歴と活動歴を、リエゾンゼミおよび専門演習担当教員が随時チェックすることで成果を確認し、必要に応じて本学が導入している学生生活支援システム「ユニバーサルパスポート」上で個別指導を行っている。福祉行政学科では、各年次に学修成果の自己評価ができるアンケートも実施している。その結果、学部全体として教育目標に沿った成果が上がっている。

社会福祉学科と福祉心理学科における平成28年5月現在の学位授与率及び就職内定率は、社会福祉学科が学位授与率90.3%、就職内定率98.8%、福祉心理学科が学位授与率91.9%、就職内定率94.3%であった。福祉行政学科は平成27年度の新設であり、未だ卒業生を輩出していないため、実証的データはない。

通信教育部では、卒業生アンケートでディプロマポリシーの達成度を測定しており、良好な結果が得られている。なお、平成27年度から在籍生への学習状況調査も実施しており、28年度は、卒業までに身につけてほしい学習成果の現時点での達成度として、受講生の50～70%が「かなり」あるいは「ある程度」身についたと回答した。社会福祉学科の卒業生は、国家試験の合格率が全国平均を大きく上回っており、学習成果が上がっていると言える。さらに、卒業生アンケートによれば、在学中に身につけた知識や経験が職場で役立つなど、学修内容についての自己評価は高く、本学での学修が勤務先でのステップアップや業務の質の向上にもつながっている様子が伺える。

(イ) 総合マネジメント学部

所属する2学科（産業福祉マネジメント学科、情報福祉マネジメント学科）とも、前述の全学的な評価システムを活用し、入学時から卒業までの継続的な学修履歴、成果を確認できる体制を構築している。また、入学時・各年次終了時・卒業時のアンケートにより、学生の各時期・段階における自己評価を実施している。

それらの結果を受け、産業福祉マネジメント学科においては、キャリアデザインに関する事例やテーマを掲げ、就職やその後の人生にも役立つよう就職関連部署と連携した指導を行っている。同様に、情報福祉マネジメント学科では、福祉社会の実現に向けて様々な情報を適切に収集・分析し、創造的に加工、効果的に表現・提供あるいは発信する能力の向上を目指した指導を行っている。

平成28年5月現在で、産業福祉マネジメント学科では、学位授与率90.8%、就職内定率93.1%、情報福祉マネジメント学科では、学位授与率78.3%、就職内定率は90.7%であった。

(ウ) 教育学部

教育学部は、総合福祉学部社会教育学科と子ども科学部子ども教育学科の統合により平成27年度に新設された学部であり、教育学科が開設されている。このため、教育学部としての1学年の成果の測定等はまだ行われていないが、統合前の子ども科学部子ども教育学科や総合福祉学部社会教育学科で行われていた教育評価システムを引き継いで活用していく。

現時点での教育目標に沿った成果の測定としては、その“スタート地点での到達度の測定”を1年次の5月時点で終えている。具体的には、学修ポートフォリオに含まれる「学士力判定」「人間力判定」「社会人基礎力判定」という3つの尺度を用いて“入学時の達成度”を測定した。これから1～4年次末と各年次末に同じ尺度で測定を繰り返し、入学時からどのくらい達成度の変化があったのかを自己評価させると共に、それら本学科のディプロマポリシーに沿った学修やキャリアに関する各年次のゼミナール担当教員との個別面談資料として活用する予定である。また、本学部は、保育士、そして幼、小、中（社会）、高（地歴・公民）、特別支援学校と各種の資格免許を取得する課程をおいている。そのため、保育士課程においては、3年次の保育実習の実習体験発表会やその内容を発表レポート集としてまとめる等、実習前後の自己学修評価の積み重ねによって省察を深められるようポートフォリオ型自己学修評価システムを構築していく予定である。また、幼、小、中（社会）、高（地歴・公民）、特別支援学校の教員養成課程においては、ポートフォリオシステムに含まれる「教職履修カルテ」を1年次より活用し、教職科目の履修状況のみならず、教職を目指すものとしての資質がどの程度身についたのか、教育実習で学んだこと、教職を目指すものとして成長するためにどんな課外活動（サークル、ボランティア、アルバイト等）を行い何を学んだのか等を記録させていく。その成果は、4年次後期に開講される「教職実践演習」での振り返りに利用するだけでなく、そこに至るまでの各年次のゼミナール担当教員の個別面談の資料としても活用していく予定である。

(エ) 健康科学部

汎用的技能については、全学で導入されている各年次の「学修活動に関するアンケート」および「卒業時アンケート」を活用しており、結果はおおむね良好である。学生の志望進

路の専門性・特異性を考慮した評価システムを開発するにあたっては、学科ごとに工夫が見られる。

保健看護学科では、現在臨地実習の評価指標に関してルーブリック評価の開発を行っている。看護技術の評価については、看護技術到達レベル記録表を使用して、1年次の学内演習から4年生の統合実習、卒業時の到達度まで自己評価を行い、学生個々の技術習得に役立てている。リハビリテーション学科では、期末考査に加え実技試験、OSCEを用いて評価。臨床実習においては、達成すべき目標を提示した評価表を用い複数名の教員で評価を行っている。医療経営管理学科では、学生の自己評価として、学修ポートフォリオを活用し、学士力、社会人基礎力、人間力といった達成度評価を、入学時から各学期末に実施しており、その内容を学科担当教員が閲覧し、助言や面談指導をおこなっている。

学修アウトカムとしての資格・免許取得については、いずれの学科においても全国平均を上回る成績である。また就職率も97%を超える状況となっている。保健看護学科では、平成27年度看護師国家試験の合格率は95.9%（全国平均89.4%）、保健師国家試験の合格率は92.3%（全国平均89.8%）といずれも全国平均の合格率を上回っており、養成校としての使命を果たしている。就職は、看護師、保健師を含む保険医療分野へ79.5%が就職し、社会的な貢献も果たしている。しかし、卒業生についての追跡調査は現在行われていない。リハビリテーション学科では、平成27年度の国家試験合格率は、作業療法士が100%、理学療法士が97.4%で、いずれも全国平均（それぞれ94.1%、82.0%）を上回っている。また平成27年度就職率も教育目標に沿った指標の一部と捉えて検討すると、現状では求人数も多いことから両専攻とも100%である。医療経営管理学科では、診療情報管理士の合格率は78%（平成28年度）であり、ここ数年は全国平均を上回っている。その他、医療事務系、簿記、情報系の資格取得ができています。就職率は95.9%（平成27年度）と年々高くなっている。

学位授与率は、平成28年5月現在で、保健看護学科96.0%、リハビリテーション学科作業療法学専攻78.3%、リハビリテーション学科理学療法学専攻83.0%、医療経営管理学科90.4%であった。

〈3〉大学院

（ア）総合福祉学研究科

＜修士課程（社会福祉学専攻、福祉心理学専攻）、博士課程社会福祉学専攻＞

平成28年5月現在の学位授与率は、修士課程の社会福祉学専攻、福祉心理学専攻がそれぞれ83.3%、91.7%、博士課程50.0%、就職率は修士課程75.0%（社会人学生を除く）、博士課程33.3%（社会人学生を除く）、博士課程進学率は修士課程6.3%（社会福祉学専攻のみ）となっている。

＜通信制大学院＞

通信制大学院における成績評価は、「通信制大学院学則」第13、14条に則り、成績評価は100点満点で60点以上を合格とし、公表にあたっては「優・良・可・不可」の4種の評価をもって表し、「優・良・可」は合格、「不可」は不合格となる。この成績評価の合格者に対して、単位認定を行うことになっている。院生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用については、通信制と通学制を併せ行う大学院委員会及び研究科委員会において検討され、シラバスや科目編成に反映している。自己評価については、修

了者アンケートを実施し、修学中の取り組みについて実施している。評価結果を基に教育内容の改善を行い、その成果が院生の修了率（約 7 割）に反映されていると考えられる。在籍者の 9 割以上は既に就労している社会人であることから、就職先の評価は行っていない【資料 4(4)-37】。

(イ) 教育学研究科

本研究科は、平成 27 年度開設のため、本格的な学習成果、卒業後の評価測定は今後の実施となる。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性

〈1〉大学全体

本学では、「学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命」に掲げ、学部・学科ごとに、その人材の養成に関する目的を定めている。そして、その目的の達成のために体系的なカリキュラムを構築して、学生に明示している成績評価基準（秀・優・良・可・不可の 5 段階）に沿って成績評価を行っている。その厳格な成績評価の下で、卒業認定及び学位授与については、学則第 46 条に「4 年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めた通り実施している。また、同条に「卒業時の通算 GPA が 1.50 未満の場合は、卒業試験を受け、卒業試験に合格しなければならない」と定めており、学力の質保証に努めている。

本学の学士課程では、いずれの学部も卒業論文の提出・審査合格を学位授与の条件とはしていない。従って、現状では GPA 等の成績評価に基づく卒業認定の可否のみが学位の質を保証するものであり、大学全体および学部・学科のディプロマポリシーを満たしているという以外、特に所属した学科の学問的専門性を背景にした知識・技術等については評価の客観性に欠けるきらいがある。これを是正するため、共通の指標を採用した、いわゆる大学ベンチマークに参加し、その結果を参照して評価の補正することが行われつつあるが、学部・学科の構成や学生数、大学のミッションなど様々な観点から本学と「対等」と考えられる大学は現実には少なく、誤った結果を導く可能性も否定できない。今後は、例えば学部・学科別のベンチマーク等を視野に入れ、学士のレベルの客観性を担保する努力も必要と思われる。

大学院においては、研究科・専攻ごとに人材養成に関する目的及び教育研究上の目的を定めており、その目的の実現のために必要な専門的かつ高度な知識を獲得し、大学院学則第 17 条において「修士課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の授業科目について必修、選択科目を合わせて 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする場合もある」とし、第 2 項において、「最終試験は、学位論文を中心として筆記または口頭により行う」と定めている。また、「修士論文は、当該専攻分野における精深なる学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足りるものであることが必要で、2 年間広い視野のもとに専攻分野の研究を行った成果に相当す

るものでなければならない」と定め、一定水準の質が要求されている。博士課程では、大学院学則第 18 条において「大学院に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする」と規定し、その論文の質は「その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するものでなくてはならない」と定めている。修士及び博士の学位論文及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会の審議を経て大学院委員会の承認を得た上で、学長の承認を得ることとなっている。具体的なプロセスについては、大学院の欄を参照されたい。

以上の内容は、学部及び大学院学則において定められるとともに、学位規則においても手続き等を含め詳細に規定されており、学部学生（通信制学生）及び大学院生（通信制大学院生）には、あらかじめ学生便覧等において明示される。

〈2〉学部

（ア）総合福祉学部

所属する 3 学科（社会福祉学科、福祉心理学科、福祉行政学科）とも、卒業要件については、学則に定め、教育目標に基づいた学位授与方針とともに「学生便覧」、ホームページに記載し明示している。卒業判定および学位授与については、学科会議、教務部委員会、教授会の議を経て適切におこなわれている。ただし、福祉行政学科は平成 27 年度設置学科のために、卒業生は輩出していない。

通信教育部の卒業要件は、通信教育部学則 31 条・32 条、ならびに『学習の手引き』では編入学年次別に明示されており、それに則り通信教育部委員会による卒業判定会議、教授会による卒業判定承認により適切に行われている。卒業希望者について、卒業研究を行わない場合は、卒業試験の合格も必須となっている。

（イ）総合マネジメント学部

学修の評価、学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業に係る条件・手続等について学則に則って運用している。取得単位に基づいて適正に卒業判定を実施するとともに、卒業時の通算 GPA が学則に定める基準以下の場合には、卒業試験を課すこととしている。情報福祉マネジメント学科では、卒業研究を通して論文の執筆を推奨しており、指導教員に加えてアドバイザー教員を配置し個別指導を充実させている。論文執筆に加えて 2 回の中間報告会と最終の発表会を実施することで、学位授与に相応しい人材育成がなされている。単位認定に関しても、研究過程、論文及び発表について全教員で総合的に協議して行っている。

（ウ）教育学部

平成 27 年度に開設されたため、まだ卒業生を輩出していない。乳幼児・児童・生徒一人ひとりの発達の特徴を理解し適切に支援することによって、「考える楽しさ」と「学ぶ喜び」を伝えることができる専門職を目指したディプロマポリシーに基づき学位授与を行う予定である。

（エ）健康科学部

卒業については学則第 46 条に規定されている。本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目

及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学長が学位記、卒業証書を授与する。卒業を認定されたものには、学士（看護学）、学士（リハビリテーション学）、学士（医療経営管理学）の学位が与えられる。

〈3〉大学院

（ア）総合福祉学研究科

修士・博士の学位授与は、大学院学則および学位規則にしたがって行われ、あらかじめそれぞれ「大学院便覧」に明示している。

修士の学位は、提出された論文の指導教授1名のほか、研究科委員会によって選出された1名の計2名（主査・副査）の審査委員によって審査が行われる（学位規則第10条、12条）。審査は論文および口述方式によって行われるが、最終審査である口述審査は、論文審査に合格した学生のみを対象に実施され、この論文審査、最終審査の結果は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を得て、学位が授与される（同第14条）。

博士論文の審査は、研究科委員会が選出する指導教授を含む3名の審査委員によって行われる。この場合、研究科委員会は必要に応じて当該研究科以外の研究科の教員、または他大学の大学院の協力を得ることができる（同第18条）。論文審査は「大学院課程博士の学位論文審査の予備審査に関する申し合わせ事項」により有資格認定試験に合格したものが、「大学院課程博士の学位論文審査に関する申し合わせ事項」に明示した基準に則って学位申請書を提出し、研究科委員会の可否の議決を経た結果を、大学院委員会の委員長である学長に報告され（同第21条）、学長が大学院委員会を招集し、学位授与の可否を議決する（同第22条）。

論文の指導には、規程上主たる指導教授として1名が任命されるが、人文社会系の領域であり、かつ福祉をベースに据える学問の特性上、当該研究科内のみならず広く学内外の教員や社会人等に指導を受けることも多い。このため、当該研究が学位取得可能なレベルであるか否かの判断は、実質的には学外を含む複数の指導教員・指導者の合意に基づいて下されていると考えられる。地域性・個別性の高い研究テーマとなることが多く、そのレベルを的確に判定するためには論文審査委員に当該学生の指導教員を含めざるを得ないのが実情である。このため、原則として指導教員が主査とはならないよう申し合わせがなされている。

本学が博士の学位を授与した時は、3か月以内に学位報告書を文部科学大臣に提出し（同第28条）、当該論文の要旨および審査の要旨を公表し（同第29条）、また博士の学位を授与された者は、1年以内に当該論文を印刷・公表しなければならない（同第30条）。また本研究科においては満期退学後に学位を授与する、またそのような規定はない。

なお、「大学院の博士課程（後期）を経ない者の学位論文審査の予備審査に関する申し合わせ事項」および「大学院の博士課程（後期）を経ない者の学位論文審査に関する申し合わせ事項」も学則に定め、論文博士の学位授与規定を、あらかじめ「大学院便覧」に明示している。

<通信制大学院>

通信制大学院の学位授与は、『規程集』「大学院学則」第19～22条及び「通信制大学院学則」第20条に則り、「大学院学則」第17条及び「通信制大学院学則」第10条に定める所定の単位を取得の上、指導教員の承認のもとに修士論文を提出し、研究科委員会で承認された主査・副査各1名が審査にあたる。修士論文の審査に加えて最終試験（口頭試問）

を行い、その結果に基づいて研究科委員会で承認された者に対して「修士（社会福祉学）」が授与される。最終試験は、参加者の質疑応答が認められる公開の場で行われる。

（イ）教育学研究科

本研究科は、平成 27 年度開設学科のため、まだ卒業生は輩出していない。本研究科の学位授与は、『規程集』内「大学院学則」第 17 条、19 条、20 条、21 条および「学位規則」第 2 条に則り、所定の単位を取得の上、指導教員の承認のもとに修士論文を提出し、研究科委員会で承認された主査・副査各 1 名が審査にあたる。修士論文の審査に加えて最終試験（口頭試問）を行い、その結果がディプロマポリシーに適合しているかに判断され研究科委員会で承認された者に対して「修士（教育学）」が授与される。

2. 点検・評価

本学では、前述のとおり、主に学業成績（GPA：Grade Point Averages）と学生の振り返り調査（主観評価）の二通りで学習成果の評価を行っており、学修ポートフォリオや各種アンケート等による評価の方法・指標を開発している。また、明示された学位授与方針に基づき学位授与が適切に行われている。

平成 28 年度に実施された大学評価において、努力課題として「総合福祉学研究科博士課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。」と提言されたので、改善を図っていく。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示

○求める学生像の明示

本学は学校法人梅檀学園が設置する大学で、学園の建学の精神「行学一如」を基にして、「自利・自他円満」を教育理念としている。

その実現のため、「人間はすべて生かされつつ、生かしつつ」を信条とし「それぞれの人間がもてる力を出し合い、お互いに支えあいながら生きがいを感じられるような社会」を実現することであり、「学問研究が実践実行と全く一体である」ことを認識し、この両者の両立・調和（建学の精神）を図りうる福祉・企業・行政・教育・保健医療の問題を解決するための専門的人材育成を目指すことを教育目標とし、人類の幸福と国際社会並びに地域社会の発展に貢献しようという意思と意欲を持つ人物を求めている。

しかし、「求める学生像」の明示はされていなかったが、平成28年度に3ポリシーの見直しを行ない、学科ごとの「求める学生像」「入学前に培うことを求める能力」を平成29年4月からホームページに公表する。

○障がいのある学生の受け入れ方針

障がいのある学生の受け入れについては、障がいの程度により必要とされる配慮が異なることや、目的・目標を達成できない場合があることから、学部の入学試験要項に所定の手続きを明記し、申し出に対し、個別相談により試験の実施方法などを決定している。

しかし、「障がいのある学生の受け入れ方針」については、明示していないので、平成29年度中に策定してホームページに公表する予定である。

(2) 学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集及び入学者選抜

〈1〉大学全体

○学生募集方法、入学者選抜方法の適切性及び入学者選抜方法において透明性を確保するための措置の適切性

募集方法については、受け入れ方針に基づき、入学者選抜委員会において次年度の広報活動を計画・実施している。具体的な広報活動としては、受験雑誌、新聞広告、ホームページ、ダイレクトメール等の媒体を利用した間接広報、高校教員対象入試説明会、オープンキャンパス、大学来校説明会、各地入試説明会、高校訪問入試説明会、出張講義に積極的に参加している。

大学案内、入試ガイド、及び各種パンフレットを作成するとともに、ホームページや「受験生向けサイト WITH YOU+」に同等の内容を掲載することにより、公正かつ適正な学生募集に努めている。

さらに、インターネット出願に伴い、学部入学試験要項についてはホームページ上に公開し広く周知し広報に取り組んでいる。

学部の入学試験については、副学長を委員長とする入試選抜委員会を設置し、その計画及び実施方針の策定を行っている。入学試験の実施に当たっては、入学センター事務部長

を長とし入学センター職員がその円滑な遂行に努めている。

学部の大学入試センター試験利用入試及び一般入試において、その透明性を確保するため、出願受け付け終了後と同時に募集人数に対する志願状況の情報を公開している。合格発表はホームページ上で発表している。

入学者選抜委員会については、アドミッション・ポリシーに基づき役職にある教員および学長が指名する者からなる選抜委員により、透明性をもって公平かつ厳格に審議している。

〈2〉全学部

全学部学科とも、アドミッション・ポリシーに基づき、AO入試、専門課程等推薦入試、子弟等推薦入試、帰国生徒、社会人、外国人留学生入試、公募制推薦入試、センター試験利用入試、一般入試と、多様な入学試験方法で受験の機会を設けている。そのなかでも、社会福祉学科では、AO入試2次試験において高齢者施設での1泊2日の体験実習を課し、健康科学部保健看護学科および医療経営管理学科では、同試験において状況設定問題ディスカッションを取り入れるなど学科のポリシーに沿った選抜方法を採用している。そして、入試選抜の透明性を担保するために、入試判定会議として、入試選抜委員会を開催して可否を判定している。

通信教育部では生涯学習機関としての理念から、入学選抜方法を書類選考とし、4月入学および10月入学の年間2回の入学時期を設け、ほぼ全員が入学している。また、学生募集要項、およびホームページにて入学者選抜方法および事務手続の手順・方法を明確にしている。その他、不合格者への通知では、その理由を明記することにより透明性を確保している。

〈3〉大学院

（ア）総合福祉学研究科

＜通学課程・総合福祉学研究科＞

東北福祉大学大学院入試試験要項において、学生募集の情報は全国に公開し、過去の出題も公表されている。学生募集は、一般選抜、学内選抜、社会人選抜に分けた募集を実施している。入学者選抜は、大学院委員会を組織し、入試に関する透明性と公平性を確保している。

＜通信制大学院＞

通信制大学院では、アドミッション・ポリシーと「通信制大学院学則」に則り、筆記試験（専門科目）、面接試験、出願書類（研究計画書等）から入学選抜を行っている。選抜は大学院委員会を組織して適正に行っている。

また学生募集については、本学HPや『募集要項』において、出願資格や入学選抜方法を明示している。

（イ）教育学研究科

学生募集方法・入学者選抜方法は、毎年「大学院教育学研究科入試要項」を作成し、Web申し込みによる送付を行っている。また、進学相談会を学外でも学内でも開催し情報を広く周知させている。また、入学者選抜において透明性を確保するために、入試判定会議として大学院委員会を開催して可否を判定している。

(3) 適切な定員を設定した学生の受け入れと、在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理

〈1〉大学全体

○収容定員に対する在籍学生比率の適切性及び定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

学部全体の入学定員は、2015（平成 27）年に福祉行政学科および教育学科が設置され 1300 名となった。各学科の出願状況、定員に対する入学・在籍者に鑑みて、入学定員の見直しを行っている。

2013（平成 25）年以降の入学者は 1,370（入学定員 1,100 名）、1,324 名（入学定員 1,100 名）、1,425 名（入学定員 1,300 名）、1,485 名（入学定員 1,300 名）と推移しており、入学定員に対する入学者数比率の 4 年間平均は 1.17 である。

また、2016（平成 28）5 月 1 日現在の収容定員 4,800 名に対する在籍学生数は 5,647 名で、在籍学生比率は 1.18 である。

〈2〉学部

(ア) 総合福祉学部

総合福祉学部では 3 学科に社会福祉士国家試験受験資格、精神保健福祉士国家試験受験資格、介護福祉士国家試験資格、保育資格等の養成課程を展開しているため、演習や実習指導の定員が厚生労働省による「養成施設基準」として定められているため、定員枠の遵守には特に注意している。

2016 年（平成 28 年）度の入学定員に対する入学者比率は、社会福祉学科で 1.05 倍、福祉心理学科で 1.22 倍、福祉行政学科で 1.16 倍、収容定員に対する在籍学生比率は、社会福祉学科で 1.18 倍、福祉心理学科で 1.20 倍、福祉行政学科で 1.16 倍である。平成 28 年実施の大学評価において、福祉心理学科の入学者比率、在籍学生比率が 1.20 倍を超え、また、総合福祉学部の過去 5 年間に対する入学者比率および在籍学生比率がともに 1.20 倍を超え、努力課題となった。

通信教育部の平成 28 年 5 月 1 日現在の在籍学生数は、収容定員 3,200 名に対して、正科生 2,856 名、科目等履修生 610 名である。

(イ) 総合マネジメント学部

平成 28 年度における総合福祉マネジメント学部の入学定員に対する入学者比率は、1.10 倍、平成 28 年 5 月現在での収容定員に対する在籍学生比率は、1.14 倍である。学科別にみると、入学定員に対する入学者比率は、産業福祉マネジメント学科は、1.07 倍、情報福祉マネジメント学科は、1.02 倍である。また、平成 28 年 5 月 1 日現在での収容定員に対する在籍学生比率は、産業福祉マネジメント学科は、1.18 倍、情報福祉マネジメント学科は、1.11 倍である。

(ウ) 教育学部

教育学部は平成 27 年度に開設された。平成 27 年度、平成 28 年度の入学定員に対する入学者比率の平均および収容定員に対する在籍学生比率の平均は、1.13 倍である。

(エ) 健康科学部

2013（平成 26）年度から 2016（平成 28）年度までの過去 4 年間での入学定員に対する入学者比率の平均は、学部全体では 1.17 倍、保健看護学科では 1.13 倍、リハビリテーショ

ン学科では1.23倍、医療経営管理学科では1.13倍である。また、平成28年（2016年）度の収容定員に対する在籍学生比率は、学部全体では1.15倍、保健看護学科では1.11、リハビリテーション学科では1.21倍、医療経営管理学科では1.12倍である。リハビリテーション学科で入学者比率、在籍学生比率が1.20倍を越えており、今後改善を図っていく。

〈3〉大学院

（ア）総合福祉学研究科

＜通学課程・総合福祉学研究科＞

2016年（平成28年）5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程1.44倍、修士課程0.43倍、福祉心理学専攻1.10倍である。社会修士学専攻修士課程については、収容定員を割り、努力課題となっている。

＜通信制大学院＞

2016年（平成28年）5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、社会福祉学専攻修士課程1.10倍、福祉心理学専攻修士課程0.15倍である。福祉心理学専攻修士課程については、収容定員を割り、努力課題となっている。

（イ）教育学研究科

2016年（平成28年）5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、0.45である。収容定員を割り、努力課題となっている。

（4）学生募集及び入学者選抜の学生の受け入れ方針に基づいた公正かつ適切な実施と定期的検証

〈1〉大学全体

学生募集については、各種広報活動の内容や成果が入学者選抜委員会からIRセンターや経営情報分析室に報告され、経営戦略会議において、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適正に実施されているかを確認している。

入学者選抜については、各入試終了後に、学科および専攻ごとに、学生の受け入れ方針に基づき公正かつ適正に実施されているかを検証し、その結果を学長に進達し、教授会で審議している。また、各入試結果を基に、学科および専攻ごとに各入試の定員、出願資格、試験問題、面接内容を再考し、それらを入学選抜委員会での審議を経て部長学科長会議または教授会に諮り、次年度の入学試験要項の改定に反映させている。

定期的検証については、内部質保証システムで行なっている。

〈2〉学部

（ア）総合福祉学部

本学部では、入学に関する基本的な方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学生募集を行うとともに、AO入試・各種推薦入試・一般入試を実施した。学科会議においては、各種学科における広報の内容や成果を提示し、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集が公正かつ適正に実施されていることを確認している。また、各入試結果を基に学科会議では、翌年の定員配分、面接内容、広報活動などを検討している。

また、各入試終了後、学科の合否判定の結果は入試選抜委員会を経て教授会に諮られ、学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていることを確認している。

通信教育部の学生募集および入学者選抜では、書類選考などを複数の教職員が明確な業

務分担のもとに担当し、相互に確認・監視を行うことで公平性・適切さを検証している。その上で通信教育部委員会において定期的に入学者選抜の公正さ、適切性は検討されている。

〈3〉大学院

(ア) 総合福祉学研究科

〈通学課程・総合福祉学研究科〉

本研究科では、各専攻の専攻会議において、各種専攻広報活動の内容や成果を提示し、学生の受け入れ方法に基づき、学生募集が公正かつ適切に実施されているかを確認している。また、各入試後に、各専攻の合否判定結果について入試判定委員会を経て大学院委員会に諮り、入学者選抜が受入方針に基づいた公正かつ適切な方法で行われているかを確認している。

〈通信制大学院〉

学生募集及び入学選抜の定期的検証については、通学制と通信制の審議を併せ行う大学院委員会において、適切に行っている。

(イ) 教育学研究科

入学に関する基本的な方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学生募集(一般入試2回、社会人入試2回、特別別選推薦(学内)入試1回)を実施し、幅広い学生募集を行っている。入試の合否判定は、大学院委員会において適正に諮られている。

2. 点検・評価

本学では、学生の受け入れ方針を明示したうえで、それに基づいた公正かつ適切な学生募集および入学者選抜を実施するとともに、定期的な検証を行っている。一部大学院研究科・専攻において定員が未充足であり、また、一部学部・学科で収容定員に対する在籍学生比率が1.20倍を超え、努力課題として、今後改善を図っていく。

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生支援に関する方針を明確化

学生に対する修学支援、学生支援、進路支援に関する方針については、ホームページ トップ>大学について>各種方針 https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.htmlに公表している。

(2) 学生への修学支援の適切性

○留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

毎年度学期始めに教務課のガイダンスを実施し、前年度に発表している単位修得成績状況を基に、履修指導を行っている。単位修得状況があまり芳しくなく進路変更する学生や留年する学生については、教務課や学修創造支援室、ゼミ担当教員等において本人及び保証人（保護者）を交えて面談し、履修指導や進路指導を適切に行っている。

ガイダンスでは、各年次平均 33 単位以上の卒業単位を取得するよう指導しているものの、各種の就職試験等に必要になる卒業見込証明書の発行要件、すなわち 3 年次修了時点で 90 単位に達していない者も数十名は存在する。これらの学生の対応に関して、早期把握に努め、指導する学科もあるが、原則的にはゼミ担当教員と教務課との連携で、4 年次のあいだに所定の卒業要件を満たすよう指導している。

留年者・卒業延期者に対しては、単位修得状況により、個別に十分な指導を行うとともに、国家試験等の受験や卒業後の進路を見据え、卒業までの履修計画をたてる履修指導を行っている。

転学部・転学科については、転科出願資格としては、2 年次で転科する場合は、1 年次修了で 33 単位以上の単位取得が条件、3 年次で転科する場合は 62 単位以上の単位取得が条件である。修学状況や進路変更により所属学部・学科から転科等を希望する場合は、本人の負担が軽減できるよう出来るだけ早い学年で教務課及びゼミ担当教員等とも相談の上、また転部・転科後の履修計画も検討しながらアドバイス等の支援を行っている。

退学者・休学者については、進路変更や体調不良、経済的事情等により修学が困難となった場合には、学生からの申出によりゼミ担当教員・課外活動指導教職員・教務課が学生本人、場合によっては保証人（保護者）とも面談を行いながら事情等を聴取するとともに、修学について話し合いを行っている。結果、やむを得ないと判断される場合には、退学願を提出させて、教務部委員会の議を経て、教授会に報告され、学長が休学又は退学を承認している。休学又は退学に至る学生の場合、理由としては、授業の長期欠席、学業成績不振、進路変更等が多く見られることから、ゼミ担当教員、課外活動指導教員等、関係部署が連携を図り、早期に対応することにより、できる限り修学を継続できるよう適切に支援を行っている。本学では年 2%弱の退学学生がいるが、2014 年度朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく 日本の大学」調査では、全国平均では 8.1%、国立 3%、公立 4%、私立 9.5%の数字が出ており、本学はこの数字より下回ってはいるものの、年々若干ではあるが上昇傾向がみられるため、少しでも減少させるべく、また学生の修学状況を早期把握するた

め、ゼミ担当教員、課外活動指導者教員等、学生生活支援センター、教務課と情報共有を図り連携しながら、退学・休学防止に向けた対応を行っている。

○補習・補充教育に関する支援体制とその支援

補習教育に関する支援体制については、本学は実施していないが、学力の向上・質保証する上でも必要不可欠と思われる。特に福祉分野や医療福祉分野等における人材の育成、関連指定規則、国家試験等への対応を踏まえ、学習習慣の継続、基礎学力強化を図り、専門知識を身につける上での基礎となるため、平成 28 年度より「TFU リエゾンドリル」（仮称）のリメディアル教育の導入を予定している。これにより本学において必要かつ基礎的な知識が得られるよう、適切な支援を行う。補充教育については、授業において休講した場合は必ず補講を教員に義務付けしており、学年暦上、2 月・3 月・8 月を除き毎月原則土曜日を補講日に設定し、実施している。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障がいのある学生については、入学前から障がい学生支援室または特別支援教育研究室が本人及び保護者と面談し、障がいの状況並びに希望する支援についてインテークを行っている。インテーク結果に基づいて、支援方針を協議・樹立している。併せて障がいのある学生にとって学びやすい環境作りを進めている。授業における支援では、障がいの状況に応じて、ノートテイクボランティア（ノートテイカー）の配置や、担当教員に授業の進め方や教材についての配慮を依頼している。定期試験時では、補聴器の持参使用、試験時間の延長、解答用紙の拡大、パソコンによる解答許可、座席指定、別室での受験などを実施している。

また、障がいのある学生への支援は、障がい学生支援を行う学生団体と協力し行っている。支援サポーター養成では、障がいに関する知識、支援方法についての講座、練習会などを学生団体と協同で開催している。そのうえでサポート技術を習得した学生サポーターを配置している。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性

本学では経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、独自の給付・貸与による奨学金制度及び学費等減免制度を制定している。その他の各種奨学金についても適時学生への案内を行っている。また、学費等減免制度により東日本大震災被災学生に対する授業料の減免措置も平成 23 年度から継続して実施している【資料 6-10、資料 6-11、資料 6-12、資料 6-13、資料 6-14、資料 6-15】。

(3) 学生への生活支援の適切性

○生活支援

これまで入学時・学修活動及び卒業時アンケート等により、学生の意識や実態・要望等を把握していたが、十分な学生意識が把握できないことから、平成 27 年度からは学生生活アンケートの実施を開始し、さらなる実態把握を行うこととした。同アンケート等の結果を基に学生及び教職員が現状・要望等を理解し、学生生活向上への方針を定めるうえで役立てる予定である。また日常の学生生活の不便や不満を解消するため、あらゆる機会を通じて学生生活に関する学生の要望や提案を収集し、可能な限りそれらに応じるようにしている。

学生の心身の健康保持に関しては、保健室とウェルネス支援室・学生相談室で担当し、

また障害がある学生の生活支援に関しては障がい学生支援室で担当している。これらの部署は学生生活支援センターとして機能しており、必要に応じて情報を共有するとともに、状況によっては学科や他部署等とも情報の共有を図るなど、連携による効果的な学生生活支援を実施している。

保健室には看護師 2 名が常駐し、ケガや体調不良等の応急手当を行うとともに、健康診断の受診勧奨及び実施、さらにポスター掲示等による健康に関する啓発活動を行っている。学生健康診断は毎年通信教育部を除く学部生と大学院生・科目等履修生を対象に、一定期間に学内医療施設「予防福祉クリニック」で実施している。学部生の受診率は、平成 26 年度 91.3%、平成 27 年度 93.0%であり、ほとんどの学生が健康診断を受診している状況にある。健康診断結果は全学生に個別配付しながら保健指導を行い、検査項目に要所見がある学生には個別指導や医療機関受診等の指示を行っている。附属施設「せんだんホスピタル」では内科・精神科の一般診療を行っており必要時支援できる体制を整えている。又、学内衛生環境の整備については、必要に応じて安全衛生委員会の指示を仰ぎ業務を行っている。

精神的な悩みなどについては、ウェルネス支援室にカウンセラーが常駐し対応しており、相談の内容に応じて学生相談室でも曜日毎に専門のカウンセラーが対応している。カウンセリングによってカウンセラーが必要と判断、または本人が望んだ場合は、状況に応じて医療機関等を紹介している。また、学内の他部署や専門機関への紹介を行い、状況に応じた連携を図っている。ウェルネス支援室の相談件数のほとんどは生活に係る情緒問題であり、学生相談室は継続した心理相談である。ウェルネス支援室と学生相談室の年度毎の利用件数は増加傾向にある。

学生の課外活動については、人間力向上を目的として行われているが、学生の心身の健康づくりにも深く寄与している。現在大学指定団体 8 団体、体育会 24 団体、文化会 37 団体、同好会 33 団体が大学公認団体として登録・活動し、参加する学生は延人数ながら、平成 27 年度 4,943 人 89.4%と活発な状況である。学生生活支援センターでは各団体の部長を務める教職員と連携して、学生の人間的成長に向けた指導を安全面に配慮しながら行うなど充実した支援を行っている。また、ボランティア活動や学生自主活動「地域活性化プロジェクト」の支援を行っている。

未成年者の飲酒・喫煙や違法薬物の禁止、SNS トラブル防止、事件・事故防止等については注意喚起・巡回指導等により学生指導を行い、学内秩序の維持による学生生活の安全確保を行っている。注意喚起等の啓発活動については、学生生活ハンドブック「CAMPUS」や全学年へのガイダンス指導、学内ポータルシステムによる掲示指導を行っている。

○ハラスメント防止のための措置

本学ではハラスメントの防止に向けて全学生配付 PC にもインストールされている学生生活ハンドブック「CAMPUS」に「STOP!ハラスメント」のページを設けるとともに、ポスター掲示やガイダンス時に説明をするなどハラスメント防止啓発に努めている。なお、本学ではハラスメントに関する相談受付窓口を保健室としており、ハラスメント相談員を配置するなどし、相談しやすい環境づくりを行っている。

また、『就業規則』第 19 条第 1 項「教職員は、他の教職員、学生、関係者等に対し、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを行

ってはならない。」に基づき、『ハラスメント防止等に関する規程』を制定している。くわえて、ハラスメントの防止及び排除に関する教職員等の意識の啓発、ハラスメント事案の調査、ハラスメントに関する問題の事実関係の認定、解決及び勧告等を担う「ハラスメント防止委員会」を設置している。

ハラスメントのない安心で快適なキャンパスに向けて「ハラスメント」をFD・SDのテーマとして取り上げて実施しており、今後も定期的開催するなどし、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応できる環境づくりをさらに進めていく。

(4) 学生の進路支援の適切性

1) 進路支援の方針・組織体制

既述したように、本学の教育理念である「行学一如」に基づき、キャリアセンターの学生支援・進路支援は、自己のキャリア意識を醸成するキャリア教育から、実社会を知る・経験することができる就職支援までを系統的に学び・実践できるようプログラムが構築されている。

その基本的な組織体制としては、キャリアセンターが業務運営を担い、大学が設置する「キャリアセンター委員会」を審議組織として、同委員会の定期開催により、業務運営の適正化を図っている。また、キャリアセンターを中心に就職支援を全学的な取り組みとして推進するために、学科担当教員から組織される「キャリアセンター学科別担当教員の定期会議」を開催し、学科の専門職養成の状況ならびにその動向を踏まえた就職情報等の共有化を図り、多様な学生の進路選択に資する情報収集を図る体制を構築している。

さらに、キャリア教育と就職支援を軸にした学びと実践が有機的に学生にとって将来のキャリアに結びつくよう、早い段階から「インターシップ教育」との連携を強化している。また、流動化する福祉・教員養成に関する専門職課程を実態的に把握するために「福祉実習支援室」及び「教職課程支援室」等との連携体制を構築しているほか、「障がい学生支援室」等と連携し、「インターンシップ教育・就職活動」において障がいをもつ学生に対する積極的な支援を行っている。また、「公務員受験対策室」・「リカレント室」を併設している。公務員受験対策室では、教員が学内講座として公務員受験対策講座を実施し、公務員試験合格を目標に福祉の専門知識をベースにして経済系や法律系の幅広い専門知識を身に付け、社会に貢献できる、基礎学力の向上に努めている。リカレント室においては、卒業後就職先を探している卒業生のために、登録制による継続的な就職活動の支援、求人情報の閲覧、個人相談、面接指導等を受けられる支援を行っている。

なお、キャリアセンターの基幹的業務としては、「企業情報の収集・求人票の管理」、「学生の進路希望登録の管理」、「学生の就職活動支援（個別進路相談、講座・ガイダンスの開催、セミナー・適性試験・内定者報告会の開催等）」、さらに「合同企業業界セミナー」および「保護者の会」開催の実施等をキャリアセンターの年間行事に位置づけ実施している。

2) 具体的な方策—キャリア支援の体系

①キャリア形成（キャリア教育）

インターンシップⅠ・Ⅱ、キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ等の科目を正課科目として配置している。インターンシップでは、事前・事後教育にも力をいれ、インターンシップでの経

験を、多様なキャリア観の涵養と実社会に通じる汎用的スキルとして統合的に学習できるようなプログラム構成になっている。また、キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲでは、入学時をキャリアのスタートアップ期として位置づけ、2年時では「スキルアップ期」、3年時では「ブラッシュアップ期」、4年時では「マネジメント期」として段階的なキャリア学習の課題を設定し、キャリアデザインⅠでは「自己を知る（コミュニケーション演習）」、キャリアデザインⅡでは、「社会を知る（ビジネス講座と問題解決型演習）」、キャリアデザインⅢでは「就職活動への準備（グループディスカッション中心の演習）」を系統的に学べるカリキュラムの構成となっている。

②就職活動（就職支援）

キャリアセンターでは、事業所の情報収集と求人情報の登録について、東北6県・首都圏を中心に、学生の就職希望を踏まえた定期的な事業所等の求人情報の収集を実施し効果的なマッチングに向けた就職情報の収集・管理を実施している。また、受け付けた求人票の管理についてはICTを用いておこない、学生への求人情報の発信に、ポータルサイトであるユニバーサルパスポートを活用することで、より簡易な求人情報へのアクセスを可能にしている。また、ポータルサイト上での就職相談の内容については、キャリアセンター内で共有できる仕組みを設けており、学生の進路情報の共有化を通して効果的な就職支援の仕組みを整備している。

また、学生への就職支援については、就職活動の開始前に3年生全員を対象として進路登録票の提出と個別の進路相談を実施している。この学生の個別情報がデータベースとなり、その後本格化する就職活動を支援していくことになる。また、学生の内定状況の把握と個別のフォローアップを目的とした内定状況調査（通称：ゼミ調査）を複数回にわたりゼミを介して実施している。そのような取り組みを仕組化することで、ゼミ単位で個別的なフォロー機会を創出し、学生の就職活動を継続的に支援する取り組みとしている。キャリアセンターが開催する通年的な就職対策講座としては、本学の多様な学科構成への対応として、企業・福祉・医療・公務員・教員など、それぞれの分野別進路に合わせた実践型講座を企画しており、「自己分析・業界・職種研究」、「履歴書・エントリーシート作成指導」、「模擬面接」、「就職ダイアリーの作成・配布」、「筆記試験対策」、「マナー講座」等を年間行事の中で実施している。

3) その他のキャリアセンターの就職支援の取り組み

本学キャリアセンターでは、学生・事業所のよりよいマッチング機会の創出を目的にして本学主催の合同企業業界セミナーを実施している【資料6-37】。毎年120社程度の事業所を招き説明会を実施している。また、キャリアセンター内にセミナー室を設置し、学生の多様な進路希望に対応する分野別（福祉施設・医療施設・企業・官公庁等）の学内単独説明会を開催している。そのような取り組みを通して、求人情報に対する学生のアクセスをサポートするとともに、学生・企業双方が効果的なマッチングが図れるよう環境上の工夫をしている。

「内定者報告会」、「OB・OGセミナー」を分野別に開催している。就職活動について、身近な先輩学生とディスカッション形式で学ぶことで、話を一方的に聴くだけではない機会をつくり、多様な就職情報へのアクセスを提供するとともに、実社会で既に活躍しているOB・OGから業界・企業の話をお聴きする機会を設けている。

さらに、あらためて就職活動の学生において保護者を重要なステークホルダーとして位置づけている観点から、昨今の就職活動の流動化・複雑化の様相を説明する機会を設け、学生・保護者にとって納得できる就職選択が可能になるような取り組みを実施している。具体的には、保護者にとっての関心事項の中心となる教学情報と就職情報を一体的に情報提供・相談できるように、教務部とキャリアセンターが合同で東北6県・北関東を中心とする地域別会場で「保護者の会」を開催している。

最後に、卒後支援としては、「ICTを活用したリカレント・システム」を構築し、在学生のみならず卒業生への就職支援まで総合的なキャリア支援を展開できる組織体制を整備推進している。

2. 点検・評価

本学では、教育理念を実現するために、学生の修学、生活、進路について方針を定め、組織的な支援体制を構築し機能している。このような体制整備により、適切かつきめ細かな支援を実施している。

平成27年度の自己点検・評価での「改善すべき事項」へ対応状況は以下のとおり。

<修学支援関係>

○修学支援に関する方針の明確化

6項目からなる「学修支援の方針」を定め、本学ホームページ上に「学生支援に関する基本方針」の一つとして掲載した。

○留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

留年生及び休・退学者数を低水準に維持するため、学生、保証人(保護者)、教員、学生相談室等がより密接な連携を図り、情報の共有化に努めながら支援を継続している。平成29年度より、GPA1.50未満の4年生に対する「卒業認定試験」が適用されることから、3年終了時点におけるGPAを集計し、現段階での該当学生およびその人数を抽出した。その結果を部長学科長会議において共有し、今後の学修支援の参考とした。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施

補習・補充教育に関しては、学則第1条に掲げている目的・使命を達成するための学力・学士力向上、人材育成のための質の高い教育実践方法、支援体制の構築を継続的に検討してきた。特に補充教育については、授業を欠席した学生に対してEduTrackを活用しつつ、「授業をビデオ撮影し、ネットや別ブースを設けて欠席した授業を見られるようにする」などの方式を一部導入した。

また、入学前教育から引き続き初年次教育の一環として、ドリル方式の「TFUリエゾンドリル」を導入して、基礎学力の定着化を図っている。これらの方式を在校生へ隠させることが今後の課題となる。

<学生支援関係>

○学生健康診断の受診率向上

平成28年度の学生健康診断受診率を向上させる目標を立て、①健診の体制として運動部の団体受診と一般学生を分けての効率的な実施、②実施医療機関の協力を得て予約時間枠を増枠することによる予約時の利便性の向上、③健診の受診案内は学内掲示と学内ポータルシステムにて全学生対象に行い、運動部主務会や入学・進級ガイダンス等の機会をとらえて広報活動を実施 等の対策を講じたが、総数では105名増となったものの、受診率は90、

7%(全学生総数 5747 名中 5213 名受診)で前年度(93, 1%)を下回る結果となった。来年度(平成 29 年度)も、継続して、学生自身の健康管理についての関心の低下や、健診の重要性・必要性の認識不足に対し、啓発・広報活動の更なる内容の充実と一層の周知活動を行う。

○ウェルネス支援室・学生相談室利用学生の適切部署への早期振分

平成 27 年度、ウェルネス支援室・学生相談室において、継続相談の増加に伴いカウンセラー業務も増加し、各相談への支障が危惧されていたが、利用学生を早期に適切な部署・機関に振り分け、より必要な支援につなぐことで継続相談件数を減少させることができた。

<進路支援関係>

○就職支援・キャリア教育

平成 27 年度、学生の就職ガイダンス・就職対策講座等への参加率が低く、学生への周知方法が課題であったが、ユニバーサルパスポートに加え、コミュニケーションアプリ『ライン』(3・4 年生対象)を 4 月から取り入れたことにより全体の参加人数が微増した。

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針の明確化

教育研究等環境の整備に関する方針は、ホームページ [トップ>大学について>各種方針](https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.htmlで公表している。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備の整備

1) 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に適切に努めている。

運動場については、国見キャンパスにトレーニング室を備えた大規模体育室（アリーナ）が所在する他、H-3館（多目的体育館）は主に卓球場として活用している。北山キャンパスにはソフトボール場（多目的広場）、国見ヶ丘第1キャンパスには武道館（柔道場・剣道場・合気道場・少林寺拳法場）、全天候型屋内体育館・ゴルフ練習場、第2キャンパスには陸上競技場・サッカー場・野球場・テニスコート・弓道場からなる総合運動場が所在する。

大学の校舎に専用の施設(学長室、会議室、事務室、研究室、教室(講義室、演習室、実験実習室)、図書館、保健室、学生自習室、学生控室、体育館、印刷教材等の保管および発送のための施設)を法令に従い適切に備えている。

校地面積は 336,033.1 m²であり、大学設置基準上の基準に基づく本学の必要校地面積 49,750.71 m²を満たしており、校地面積を適切に確保している。

校舎面積は 76,239.51 m²であり、大学設置基準上の基準に基づく本学の必要校舎面積 24,557.90 m²を満たしており、校舎面積を適切に確保している。

① 教育・研究・社会貢献活動を推進するための十分な広さの校地・校舎の配備

平成28年度は、国見キャンパス1号館(130・131・140教室)、2号館(220・230教室)の机・椅子の完全入れ替えを実施して、限られたスペースを有効に活用した収容人員の増大、机の幅・間隔の拡大及び教室内通路の改善により、学生の学習の利便性の向上を図った。また、2号館1階学習室の新設、2号館1階学生休憩室の増設及び福聚殿1階学習ホールの改修を実施して学生の学修環境の整備を推進した。

② 学生・教職員が快適に過ごせる適切な施設・設備の整備。

平成28年度は、3号館333教室の空調機を更新するとともに、省エネルギー化を図るため、3号館(321・323・331・333・341教室)に空気を循環させて教室の室温を均一にするサーキュレーターを整備した。また、3号館・福聚殿にパウダールームを整備し、女子学生が学内でより快適に過ごせるようにした。平成27年度に整備した国見キャンパスの南西門及びステーションキャンパス館の西側外階段により、学生の通学環境の改善を図っている。

③ バリアフリーに対応した安全で適切な施設・設備の整備

学生を含む学内外の障がい者を有する方に、安全で快適な環境を提供するため、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進している。平成28年度は、障がい者用トイレの整備について、3号館に「ひろびろトイレ」、オストメイト設備トイレを増設した。「広くて

使いやすい」「健常者と混交せず使いやすい」という学生からの感想を学生生活支援課・障がい学生支援室から把握しており、障がい者用トイレの利便性が向上したことを確認した。

④ 学生が自習時間以外にも個人学習やグループ学習ができる空間・環境の整備

平成 28 年度は、キャンパス内の数か所に設けている学生ホールについて、2 号館 1 階学習室の新設、2 号館 1 階学生休憩室の増設、福聚殿 1 階学習ホールの改修を行って学習環境を整備した。また、キャンパス内の中庭や音楽堂地下広場などに多くのテーブル・ベンチを配置するとともに講義棟の各所に談話のためのコーナーを設置して、休息の場の充実を図っている。

⑤ 学生の感性教育のための環境の整備

平成 28 年度は、美術工芸館の照明器具を LED に交換した。音楽堂「けやきホール」は、音楽堂舞台上使用照明器具を更新して改善を図った。また、感性教育のための環境の整備の一環として、音楽堂地下広場に大学の新たなシンボルとしてオリーブの木を植樹するとともに、構内の花壇・プランターの花について春・秋に植え替え、ミニトマトの栽培も実施した。

⑥ 教員が十分な研究活動を行える研究室等の確保

年度当初の教職員の異動時期に連携し、教員の希望を反映した研究室等の移動を実施して、教員が十分な研究活動を行える研究室等の確保に努めた。この際、書架について耐震補強を行うとともに、机・テーブル・椅子・キャビネット等の遊休品の活用を図った。

⑦ 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

校地・校舎・施設・設備の維持・管理は、管財部管財課が事務分掌規程に基づき管理規程を遵守して実務の中心となり管理を行っている。施設・設備等を維持するため、修理・修繕する場合は、所定の手続きを経て実施している。施設・設備等を維持管理するためには、日常の巡視・点検をきめ細かく行うことが重要であり、点検項目や点検内容、さらには点検時期などを細部にわたって取り決め、それにそって巡視・点検を行い、特に安全上の見落としがないように徹底している。

防災面の安全の確保面においては、安全を確保するための防火・防災体制の整備として、規程に基づき、災害対策本部を確立するとともに、学生や教職員の防災に対する意識の高揚を図り安全の確保に努めている。学生の防災意識高揚の一環として、リエゾンゼミにおける体験型防災訓練を実施している。防災・防犯については、守衛による 24 時間の警備体制により災害・犯罪の兆候の早期発見、迅速な対処、犯罪の未然防止に努めるとともに、防災・防犯に関わる各種施設・器材の整備・更新を計画的に実施している。本年度は、正門及び福聚殿 1 階に防犯カメラを新設するとともに 6 号館の防犯カメラの更新を行った。

校地・校舎・施設・設備の衛生の確保については、法令に基づき水質検査及び照度検査等諸検査を実施するとともに、日常の巡視・点検をきめ細かく実施している。委託食堂には、食品衛生管理者を配置し、「衛生管理・運営の基準」を順守し、適切な運営を実施している。

(3) 図書館、学術情報サービスの十分な機能

図書館では、本学の教育・研究、学習に必要な図書及びその他資料を収集、管理し、その利用に供するとともに地域の知の拠点として地域社会に貢献することを目的として図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子資料等を体系的に収集し、学習、教育・研究活動支援を行うよう学術環境の機能を整備している。

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

図書館は、図書館規程第3条の目的に定めるように、教育及び研究に必要な資料を収集、整理、保管して、本学の教職員、学生及び一般の利用に供している。この図書館資料は、図書館資料収集規程に基づき、図書館資料選定委員会を定期的で開催し選定している。また、学生リクエスト、研究用図書、リザーブブック等の図書購入申込みを「東北福祉大学図書館 OPAC」の利用者サービス機能を使い行うことができるように整備することにより、体系的・網羅的に蔵書を収集するよう努めている。

また、東日本大震災関係資料の収集にも努め、特設コーナーを設置して利用に供している。

○図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備等の利用環境

図書館は、地上3階建（一部4階）で各階に閲覧室（602席）を有するほか、ブラウジングルーム、パソコンコーナー、AVブースコーナー、ラーニングコモンスの機能を備える集団学習室などを併設している。また、国見ヶ丘第1キャンパスにリハビリテーション学科及び大学院向けのサービスを提供するため分室を設置している。分室には閲覧室（51席）、パソコンコーナー、AVブースコーナーを設置している。

職員は、館長以下13名（内有司書資格者9名）、パート職員2名（内有司書資格者1名）、学部学生・大学院生のサポーターで構成している。

開館時間は、本館が平日9:00～20:00、土日祝日10:30～18:30で平成26年度の開館日数は328日、分室はリハビリテーション学科、大学院と協議し、平日11:00～19:00、土日祝日休室とし、開室日数は225日である。平成27年度から更なるサービス向上を目的として学部学生の貸出冊数を5冊から10冊に、大学院生は15冊から30冊に改訂し、学外での長期実習中の特別貸出も開始した。

学部学生は全員パソコンの貸与を受けており、図書館をはじめ学内のほとんどの場所から無線LANに接続し情報検索を行える環境を整備している。図書館では情報検索用パソコン12台、OPAC検索用パソコン6台、プリンター3台（用紙持参で無料）を設置している。また、平成26年度から論文検索ガイダンスを学部学生希望者対象に実施している。

○国内外の教育研究機関との学術相互提供システムの整備

国立情報学研究所の提供するCiNiiを機関定額制での契約や単位互換ネットワークに参加する大学・短大および宮城県図書館の蔵書目録を同時に検索することができる「学都仙台 OPAC」に参加している。さらに、国立情報学研究所のNACSIS-CAT/ILLによる相互協力により、目録情報の共有化、図書・雑誌文献の相互貸借サービスにより資源の有効化を図り、学術機関リポジトリポータル JAIRO に参加しその構築と連携に努め、国内外への学内学術情報の提供に努めている。

また、私立大学図書館協会、東北地区大学図書館協議会等に加盟し最新の大学図書館情報を加盟館と共有している。東北地区大学図書館協議会で協定を結び、学生証での入館を

可能にしている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件の適切な整備

1) 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

①教室等の整備

本学では、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた教室等を次のように設置している。講義室 78 室、演習室 37 室、実験実習室 40 室、情報処理室 6 室、語学学習施設 5 室、そして体育館、ゴルフ練習場 1 面、野球場 2 面、テニスコート 3 面、弓道場 1 面などを整備している。

②学修の支援室とラーニングコモنزの整備

本学では、学修創造支援室と語学・異文化学習支援室を設置している。また、語学・異文化学習支援室がラーニングコモنزとして作られているほか、ラーニングコモنزの機能を備える集団学習室及びグループ学習ができる学習ホールや学習スペースを学内に整備している。

③情報基盤及び各種システムの整備

本学ではさまざまな教育・研究活動を通じて、あたま(知)とこころ(心)とからだ(体)の三つのバランスがよく取れた、21 世紀を支える人づくりに取り組んでいる。この取り組みの中で ICT 教育にも力を入れており、平成 17 年度より全学部生を対象にノート型 PC を貸与し、講義やゼミ、自宅学習や学務など様々な場面で利活用できるよう整備している。

ネットワークをはじめとする情報基盤や各種システムについても教育・研究ニーズに合わせ積極的に整備を進めている。

本整備については総務部情報センターが担当しており、各種システムの企画・管理・運営に加え、学生・教職員の PC 関係のトラブル対応も当センターで実施しているため、安心して ICT を利用できる環境を整備している。

○全学部生を対象としたノート型 PC の貸与

平成 17 年度より全学生を対象にノート型 PC を無償貸与している。平成 27 年度は Apple 社製 Macbook Air を貸与した。OS については MacOS、Windows のデュアルブート構成、両 OS には Office やウィルス対策ソフトをインストールしており、幅広い教育ニーズに対応できるよう整備している。

○学内無線 LAN

講義内での ICT 利活用推進のため、ほぼ全ての教室・演習室・自習室において学生・教職員が利用できる学内無線 LAN を整備している。

○学内共通 ID、パスワード

学内各種サービスを利用するために必要な学内共通 ID・パスワードを各個人に対し付与している。

○学内ポータルシステム

学内における各種事務連絡、Web 履修登録や講義資料・課題管理など教育面での機能や、就職支援、ポートフォリオ、授業評価アンケートなど様々な機能を Web ブラウザ上から利用できるポータルシステムを整備している。

○グループウェア

学生、教職員がメールやカレンダー、ファイルストレージなどの機能を利用できるグル

ウェアを整備している。

○各種ソフトウェアライセンス (Windows、Office、SPSS、ウイルス対策)

教育・研究目的で全学生・教職員が利用できる各種ソフトウェアライセンスを整備している。

○専門教室 (2001 館、CALL 教室など)

特殊なアプリケーションを用いて実施される教育 (プログラミング、グラフィックデザインなどの情報系処理実習、外国語、心理学など) のため、専用の教室 (2001 館、情報処理室、CALL 教室) を整備している。

○その他

各教室には PC やタブレット等の画面が投影できるディスプレイやプロジェクターを整備している。

④バリアフリーの推進

学生を含む学内外の障がい者を有する方に、安全で快適な環境を提供するため、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進している。

平成 18 年度より設置された障がい学生支援室と連携し、ハード面はもとよりソフト面においても積極的にバリアフリー化に取り組んでいる。障がいのある学生の授業受講においては、ボランティア学生と連携した聴覚障がい学生への文字通訳 (ノートテイク) 支援や、肢体不自由や視覚障がい学生への移動支援などの環境が整備された。また、東日本大震災を経験し、障がいのある方の災害等発生時の支援態勢について検討を行っている。今後も東日本大震災被災地にある福祉系大学の使命として、更なる充実を図っていく必要がある。

本学の各キャンパスは丘陵地に存在している。特に中心校地である国見キャンパスは、正門から講義棟までが坂道で、下肢に障がい者を有する学生の中には自力で上ることが困難であるなど、地形そのものが大きな問題を抱えている。現在は既述のとおり、単独で講義棟まで来ることが難しい学生には、学生ボランティアを派遣し移動をサポートしている。また、授業開講が多い講義棟にはエレベーターが、段差のある箇所にはスロープが設置され、下肢に障がい者を有する学生の学内の単独移動がほぼ可能となっている。

また、弱視など視覚に障がい者を有する学生に配慮して、各教室入り口やエレベーター内、階段手すりなどに点字標記を行っている。

更に、図書館の閲覧室には、車椅子利用者対応の昇降式デスク、弱視者対応の拡大読書器なども配備している。

2) ティーチング・アシスタント (TA) ・リサーチ・アシスタント (RA) ・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

教育支援体制として、ティーチング・アシスタントは、「ティーチング・アシスタント等採用内規」によって制度化している。本制度は、教育効果を高める目的で、本学学生に教育・調査・研究等の補助的実務を担当させるものである。実務内容によって①リサーチ・アシスタント (RA) 、②ティーチング・アシスタント (TA) 、Non-TA/RA ・アシスタント (UGA) に区分される。前 2 つは大学院生および大学院研究生に限り、後者は学部学生等となっている。これらの者は、本学諸部署の長やその他学長が特に認める者が、時間管理をも含め指導監督の責任を持つ。TA は、実習等の教育の補助に当たるほか、UGA の統括や指導の任にも当たっている。

たとえば、主として通学課程の大学院生が心理学実験・研究法のスクーリングで、TAとして実験機材の使用指導、実験レポートの書き方指導、統計ソフト使用時のパソコン操作補助を行っている。また、カウンセリング系のスクーリングにおいて、小グループに分かれてワークを行う際のファシリテーター（ワークを円滑に進めるための進行役）としてサポートを行っている。これらの効果測定は、学生へのアンケートによって測っている。具体的に学生からは、「心理学研究や実験は難しいものだと考えていたが、先生やアシスタントがサポートしてくれて、何とか取り組むことができた」などの感想が多く寄せられている。TAが入る科目は実験など初学者が不安を感じる科目が多いものの、スクーリング・アンケート結果によるスクーリング満足度は平均3.26点（満点4.0）となっている。

3) 教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

本学では、個人研究費22万円（年）、図書購入費10万円（年）、学会出張など旅費10万円（年）を教員に保証している。この他、特別研究助成制度（40万円、50万円、200万円のいずれかの助成額申請が可能）を設けている。

全教員に研究室（約22㎡）を配置している。研究室には、教育準備や研究に必要な備品（書架、机、椅子など）を配置している。全ての教員（専任講師以上）の責任担当授業時間数は12時間（6コマ、ただし外国語およびスポーツ担当は14時間、7コマ）と画一化しており、大学院教員については、学部における担当科目数を配慮している。なお、研究専念時間の確保として、月曜日から金曜日のなかの1日を研究日として各教員に担当している。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、平成11年4月1日に開設した感性福祉研究所における、人を対象とした研究およびその実践を倫理的、福祉的観点から審議する「研究倫理委員会規程」を制定した。また、平成16年4月1日に、本学及び感性福祉研究所で研究にあたるすべての研究者に倫理原則を周知徹底させるため、「研究倫理原則」を定めた。研究のみならず、あらゆる分野での不正を排除するため、平成18年12月1日に、「監査委員会規程」を定めた。不正行為の早期発見・早期是正のためには、情報提供が不可欠と考え、同年に、「公益通報者保護規程」も制定した。

知的財産権の高まりとともに、「東北福祉大学知的財産に関する基本理念」を宣言し、研究成果の公開原則を決定した。また、「東北福祉大学利益相反ポリシー」を定め、利益相反を防止するための体制作りを定め、研究機関の透明性、公益性を確保することとした。平成22年9月1日に、「東北福祉大学職務発明規程」を制定し、特許権を中心とした知的財産権の帰属を明確化した。あわせて、その際の「実施補償金の取扱細則」も定め、適正処理に努めた。平成23年4月1日には、「東北福祉大学産学官連携ポリシー」で産学官連携の透明性を確保し、同時に、「東北福祉大学著作権取扱規程」を制定し、三者間における著作権の帰属関係を明確にした。翌平成24年4月1日には、「東北福祉大学共同研究取扱規程」で、研究費の取扱いを明確にし、同時に、「東北福祉大学受託研究取扱規程」も制定した。

平成26年の文部科学省ガイドラインを受け、本学も早期に学内での検討作業に入った。平成27年4月1日に、「東北福祉大学研究活動不正行為の防止等に関する規程」を制定・施行した。従来の研究不正の防止に関する取組は、研究者自身への規律を強め自律を求め

るものが中心であった。今回は、それに加え、大学が制度として研究不正の防止に取り組む方針を採用した。また、学長のリーダーシップで、早急に是正措置がとれるよう配慮した。

「東北福祉大学研究活動不正行為の防止等に関する規程」では、本学の研究活動の不正行為防止についての最高管理責任者を学長とし、研究活動に関する行動指針ならびに不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針を策定することを責務としている。学長を補佐する実質的責任者として、副学長を統括管理責任者とした。統括管理責任者は、研究倫理教育の実施計画の策定が最大の職務となる。また、その指針を受けて、現実に研究倫理教育を実施するのが、研究倫理教育責任者であり、原則として、学部長ならびに大学院研究科長がこれに当たることになる。

研究倫理意識の醸成に向けて、平成 27 年度には、FDテーマとして「研究倫理（含 SNS）」を取り上げるとともに、CITI Japan プロジェクトの研究倫理教育プログラム（eラーニング）を用いるなどの取組を実施している。

2. 点検・評価

本学の学修や教育研究等のための整備については、適切に行っており、校地・校舎および施設・設備についても適切に整備している。また、図書館サービスを含む教育研究環境は十分に配慮するとともに、全教職員が研究倫理を遵守するための体制を構築している。このように学生の学修並びに教員による教育研究活動が行えるような支援体制をとっている。

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 方針の明確化

社会連携・社会貢献の方針については、以下のように定めて明確にしている。

① 地域社会・国際社会への協力的方針

本学ホームページ トップ>大学について>東北福祉大学の挑戦―地域共創に向けて―において、本学の社会貢献の方針、歩み等を明確にして公開している。しかし、平成27年度の「改善すべき事項」として、簡潔な「社会貢献・地域連携ポリシー」を定めることとしていたので、平成28年度に規程集に「社会貢献・地域連携ポリシー」として定め明確にした。

② 産学官連携の方針

規程集に「東北福祉大学産学官連携ポリシー」として定め明確にしている。

(2) 教育研究の成果の社会還元

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動については、以下のとおりである。

○附属病院せんだんホスピタル

せんだんホスピタルは、地域社会に対する良質な医療の提供、福祉系大学としての充実した教育・研究の実施、及び学生の臨床実習による良質な医療人の育成を目指し平成20年6月に開院した。主な診療機能として、病床数は144床、診療科は精神科、児童精神科、神経小児科、内科の四科を標榜し、特診外来として児童思春期外来を設け東北地方では初となる児童思春期専門の子供専門病棟を有している。さらに、包括型地域生活支援部門を備え、専門医や精神保健福祉士、作業療法士、看護師がチームを組み、積極的に在宅訪問する包括的サービスを365日、24時間体制で提供している。平成21年度から入院中の中学生に対する教育の場として病弱・身体虚弱特別支援学級としての「院内学級」を開設して教育上の利便性を担っている。

平成28年8月1日に国が定める認知症疾患医療センターとして指定を受けセンターを開設し順調に診療を行なっている。

○本学の関連福祉施設

本学は建学の精神に「行学一如」（学業も実践も本は一つ）を掲げ、実践の場として関連福祉施設を有し地域社会の人々に福祉サービスを提供している。福祉サービスとして全国的に行われている「認知症の利用者を対象とする少人数生活空間「ユニットケア」」、《ユニットケアを地域の中に取り込む「逆デイケア」》、《施設ケアを地域密着型にするため、施設の近隣にサテライトを置き、在宅ケアの充実を図る「地域密着小規模・多機能サービス」》は、本学の関連福祉施設が先行して実践してきたモデル事業を参考としている。

以下、社会貢献・地域連携センターの各室等の社会へのサービス活動を述べる。

○社会貢献・地域連携センター生涯学習支援室

本室は、公開講座をはじめとする「開かれた大学」の推進を通して、本学の教育・研究の成果を広く社会に開放し、生涯学習に対する社会の要請や職業人の再教育など社会の期

待に応えることを目的として平成 5 年に設置された。①市民開放講座、②履修証明社会人コース（職業人の再教育講座）、③社会人聴講生の受入を行っている。平成 28 年度は、リカレント講座を含め年間 4 つの講座を開催したところ、公開講座「古文書の解読法」「道元禅師の生涯」は定員を大幅に超過する応募があった。社会人聴講生に開放した科目数は延べ 146 科目であり、社会人聴講生の入学者数は、4 月入学 18 名、9 月入学 4 名の計 22 名であった。履修証明社会人コースについては、異文化コミュニケーションコースに 2 名入学した。さらに、地域支援として、泉区内の団体受入（座禅会とワークショップ）と、講師派遣依頼（市民センター2件）に対応した。適任の教員に相談しながら対応することで、事後の評価は高いものになった。

○社会貢献・地域連携センター地域共創推進室

大学の周辺自治会と大学とが地域が抱えるさまざまな課題と情報を共有し、課題解決を図るため平成 22 年に開設された。平成 28 年度は、以下の支援事業を行った。3 者による地域共創推進連絡協議会も年 3 回開催し、意見交換、活動報告等も行った。

(前期・後期)

支援分類	地域支援（個人）	地域支援（団体）	特別支援（災害）	その他支援（他地域）
小計	1日 3名	29日 268名	1日 6名	2日 9名
合計	33日 286人			

また、大学周辺自治会にとどまらず、七ヶ宿町活性化支援、名取市の震災復興プロジェクト「ナタネによる東北復興プロジェクト」の支援等を行なった。

○社会貢献・地域連携センター予防福祉健康増進推進室

本室では、「自分に合った健康をデザインする」をテーマに、平成 16 年開設以来、さまざまな健康増進プログラムを通して“地域の皆さんの元気づくり”を支援している。平成 28 年度の実績は以下のとおりである。

- ① 人材育成講座の開催に関しては、平成 28 年 8 月末時点で、人材育成講座（メディカルフィットネス講座、臨床美術講座）がそれぞれ 7 講座（180 名）、1 講座（136 名）開催された。メディカルフィットネス講座では、運動指導または栄養指導に従事する方向けに「ロコモ予防」をテーマとした講座を行い、定員を越える参加があった。また、臨床美術士 4 級講座では、定員 18 名に対し 17 名の参加となった。
- ② 地域住民の健康増進に寄与する健康増進教室、交流企画、セミナーの開催については、平成 28 年 8 月末時点で、健康増進教室（元気健康セミナー、メディカルフィットネス教室、臨床美術教室、交流企画）がそれぞれ 1 回（20 名）、295 教室（3,251 名）、24 教室（102 名）、1 回（23 名）開催された。平成 28 年 2 月より交通アクセスの良い仙台駅東口キャンパスにてトライアル教室を実施した。
- ③ 近隣自治体の健康増進事業の支援については、平成 28 年 8 月末時点で、自治体契約件数は 9 件。今年度は、浪江町の案件の実施回数が多くなった。
- ④ 学生実習受入の推進として、平成 28 年 8 月末時点で、学生教育として、375 名の実習受入れを実施した。実学臨床教育としては、4 年生 1 名、2 年生 5 名、1 年生 6 名の受入れを年間通して行っている。
- ⑤ 9 月～10 月にかけては、医療経営管理学科のリエゾンゼミの受入れを行ったところ

である。

○社会貢献・地域連携センター臨床心理相談室

我々は、複雑な現代社会で生きていく上でいろいろな悩み、葛藤、ストレスを受けている。本室は、一般市民を対象にこころの健康の回復、維持、増進のために臨床心理相談を行っている。対象は、子どもから成人までである。相談内容は、不登校、いじめ、チック、引きこもり、親子関係・夫婦関係、うつ、パニック障害傾向等幅広い。平成28年度の実績は、相談人数が約330名（延べ人数）である。

○社会貢献・地域連携センター鉄道交流ステーション

平成19年5月、本学ステーションキャンパス3階にオープンした鉄道歴史文化資料館である。平成19年3月に新設された「東北福祉大前」駅が、鉄道発展史上重要な交流電化試験を行った交流電化発祥の路線であるJR仙山線にあることから、鉄道の歴史資料を一つの地域文化遺産として収集・保存し、後世に伝えていく教育普及活動を推進するとともに、大学と地域の人々との交流を発展させる場となることを目指している。

○社会貢献・地域連携センター次世代育成支援室

本室は、子育て支援の基盤となる家族を形成あるいは今後形成していくであろう人々（思春期以降）を対象に、“いのち”の大切さを知り、“いのち”を育む力を育てること、及び0～3歳児およびその養育者を対象に、子育ての不安や精神的負担感の軽減とネットワーク形成を図ることを目的に開設された。平成28年度における次世代育成支援事業としての各種講座、法人連携・地域連携事業としての講座の開催として、幼年教育部では、「ものづくり教室」が7月と12月の2回開催された。また、小学校を中心とした現職教員（本学卒業生も含む）や教育関係者が集まり、さまざまな教科の実践報告や検討、教材の提案を行う「第2日曜の会」が9回開催された。また、母子保健部では、親子遊び「はっぴーらんど」および育児講座として、国見ヶ丘せんだんの杜保育園子育て支援センターと共催で、乳幼児およびその養育者を対象とした親子遊び・育児講座を開催（無料、申し込み制、1回90分、第I期（5月～8月））が開催された。また「Future 子育てへの提言 - 子育ての疑問・質問」（月刊「ままばれ宮城版」（東北放送、メディアパレット発行）へ（1回/月）を4月から9月まで連載した。

○学生生活支援センターボランティア支援課

ボランティア支援課は、学生及び教職員のボランティア活動を推進・支援し、地域社会のニーズに対して協力できるシステムを作り上げ、もって地域社会に貢献することを目的として平成10年に設立された。なお、ボランティア活動は、福祉ボランティア活動I～IVとして教育課程の中に組み込まれ単位認定している。

平成28年度の実績は、以下のとおりである。

i) ボランティアコーディネート

依頼件数:349件、活動者数:2,194名(平成29年3月末現在)

ii) 自治体連携事業

- ・松島町立教育委員会・松島中学校・松島町立各小学校と連携し「まつしま防災学」を実施。町内の子ども達へ、防災力向上や震災被害の風化を予防する減災防災教育を実施した。
- ・山元町及びTKK(東北福祉大学・神戸学院大学・工学院大学)と連携し、山元町に新たにできた団地の清掃活動や被災された住民の方々とディスカッションを実施した。

- ・ 茨城県高萩市と連携し「萩っ子防災訓練」を開催。高萩東小学校全校生に減災防災教育を実施し、意識の向上を図った。その他に、栃木県さくら市社会福祉協議会と連携し「減災運動会」の実施、宮城県大崎市や利府町、名取市社会福祉協議会などと連携して、子ども達や地域向けに減災防災教育を実施した。

iii) 地域交流事業への参加（国連防災世界会議関連事業の実施）

外国人留学生の地域住民との文化交流活動、地域に居住する外国人への情報発信（防災教育等）、海外政府招請事業参加、日本語弁論大会出場、海外協定校の教職員・学生の地元施設における学術交流・研修支援、宮城県海外研修員受入支援、日本・アジア青少年サイエンス交流事業受入支援、国際福祉公開セミナー実施、外務省青年交流事業『Jenesys』の受入、仙台市国際交流協会・仙台国際観光協会事業への参加協力、EPA 介護人材育成協力、等

○芹沢銈介美術工芸館

本館は、地域に開かれた大学構想の一翼をになう文化施設として市民に公開し、生涯学習時代に即応した多様な学習機会や芸術文化に触れる機会を提供する目的で平成元年に開設された。学内外と諸団体との連携を図りながら活動を行っている。平成 28 年度の実績は、展覧会事業として、例年通り特別展、企画展を行い、また仙台駅東ロキャンパス TFU ギャラリー MiniMori での展覧会等を開催した。

学生教育事業として、ミニモリサポーターズの指導や七夕まつり・うちわコンテスト等々を開催した。

平成 28 年度実績は以下のとおりである。

i) 教育事業

当館学芸員によるギャラリートーク—5 回、174 人、工芸館講座—4 回、100 人、型絵染講習会—1 回、16 人、ワークショップ—96 回、1,346 人

学生教育事業として、リエゾンゼミ見学、その他授業の受け入れの他、工芸館クラブ「風の会」の活動、博物館実務実習、生誕祭を実施した。また今年新たに、ミニモリサポーターズの指導や、七夕まつり、学生を対象にした「うちわコンテスト」を企画した。

ii) 地域連携事業

仙台・宮城ミュージアムアライアンス(SMMA)への事業参加(こどもひかりプロジェクト[仙台卸商センター産業見本市会館]、ミュージアムユニバース[せんだいメディアテーク])、国際博物館の日・東北文化の日(10 月下旬)への協力(無料開放)、各種団体への無料割引サービスへの協力を例年通り実施した。

また、視覚障害者の支援を行う NPO 法人ビートスイッチが芹沢作品の立体コピー(コミカミノルタジャパン(株)の技術提供)を使い見学をし、ワークショップの体験も行った。

○音楽堂「けやきホール」

音楽堂「けやきホール」は、地域に開かれた大学構想の一翼をになう文化施設として市民に公開するとともに、学生に情操と教養、感性を身につけてもらいたいという願いから平成 6 年に開設された。学内外と諸団体との連携を図りながら活動を行っている。平成 28 年度の外部使用実績は、講演会 4 回、コンサート 14 回、学会 1 回、その他シンポジウム・イベント、小中学校演奏会・合唱コンクール等 8 回である。

○教育・教職センター特別支援教育研究室

本室は、発達障害のある子どもが、その持てる力を最大限に発揮しながら生活し学習できることを目指し、そのための新しい支援の方法・内容を実践的に追求し、その支援の方法・内容を一般化することによって、我が国における特別支援教育の質を向上させる推進力となることを目的の一つとしている。平成 28 年度の実績は以下のとおりである。

- ・発達障害児・者の発達支援、学習や行動上の課題に関する個別相談・検査 163 件
- ・発達障害児・者へ学習支援、行動のつまづきへの支援等

	個別学習	ソーシャルスキル	作業療法	パソコン教室	ペアレントトレーニング
回数	13 回	75 回	20 回	15 回	29 回
参加延べ人数	13 名	405 名	20 名	45 名	85 名

○総務部災害対策課防災士研修室

本学では、東日本大震災の教訓から実践を踏まえ、防災知識を身につけた人材育成が地域や職域における災害への備えを担い、安心・安全な社会づくりが必要、急務であると考え、防災士（日本防災士機構認定）養成の本室を平成 24 年度に開設した。平成 28 年度の実績としては次のとおりである。

(ア) 防災士養成講座の開講

東北の防災リーダーの養成機関として市町村や関係団体とともに、学生、一般対象の防災人材育成を積極的に行い、次の大規模自然災害に対応できる環境整備を進めた。平成 28 年度は、本学、福島県いわき市、宮城県石巻市等 6 自治体での 11 回の開講、約 900 名の受講があった。

(イ) 普通救急救命講習の開講

防災士研修カリキュラムでは、消防署等が実施する「普通救急救命講習」を受講し、応急手当の技術等について習得するよう定められている。平成 28 年度は、学生、教職員約 200 名を対象に 11 回開講した。

(ウ) 防災士スキルアップ研修

東北福祉大学防災士養成研修講座を受講し資格を取得した学生及び社会人防災士を対象に、5 回開催した。

(エ) 防災士活動

東北福祉大学防災士養成研修講座を受講し資格を取得した学生及び社会人防災士の地域等と連携した防災士活動を 50 回開催した。

○国や地方自治体等の委員委嘱による政策形成等への寄与の状況【資料 8-17】

大学に所属する人的資源を国や地方自治体、社会福祉法人、公益財団の政策形成への寄与として、教職員約 100 名、約 100 の委員会等の委員へ委嘱されている。

○大学の施設設備の開放

芹沢銈介美術工芸館、音楽堂、図書館、校地の開放を行っている。芹沢銈介美術工芸館、音楽堂については、既述した通りである。

図書館については、平成 19 年度から社会人を対象とした「登録会員制度」を設けて地域の人々に開放している。延べ現在 1,171 名の利用があった。

校地については、高齢者等の健康増進施設としてパークゴルフ場を設けて、地域の人々に開放している。

学外組織との連携協力については、以下のとおりである。

○関連福祉施設との連携

「実践現場における学び（実習）」と「大学における学び（講義・演習・グループスタディー等）」を有機的に結び付ける「実学臨床教育」と呼ばれる少人数の教育プログラムを実施している。

○産学官連携共同研究

地元企業、全国展開企業、自治体等と連携協力して、認知症予防や睡眠関係の共同研究等を実施している。

○コージェネレーション

地球にやさしい環境・エネルギーの品質別電力供給システムの実証研究を本学、仙台市、N T Tファシリティーズ、N T Tファシリティーズ総合研究所が共同で実施した。2011. 3. 11 の東日本大震災時も本学施設・関連福祉施設へ電力を供給し続けた。震災後、そのことが高い評価を受け、国内外から視察が増えている。

○自治体との連携事業

既述した通りボランティア活動、防災士養成、予防福祉健康増進事業等で自治体と連携したさまざまな事業を実施している。

地域交流・国際交流事業への積極的参加については、以下のとおりである。

○地域交流事業への積極的参加

- ・既述した地域共創推進室の活動は、大学が地域に日常的、具体的（PTA 支援、運動会支援等自治会活動に参加）に関わり、大学と地域のお互いの顔が見えるお付き合い（交流）である。
- ・既述のボランティア支援課の地域交流事業への参加の項を参照。
- ・既述の芹沢銈介美術工芸館の地域連携事業の項を参照。
- ・本学が設立した NPO 法人せんだいアビリティネットワーク (<http://www.san.or.jp>) と協力し、障害者や高齢者、子ども及び一般市民に対して、I T 支援を通じた情報技術の修得並びに少子高齢社会に対処するための福祉支援に関する活動を行なっている。

○国際交流事業への積極的参加

- ・仙台フィンランド健康福祉センタープロジェクトへの参加

『仙台フィンランド健康福祉センタープロジェクトは、フィンランドの国家プロジェクトと仙台の国際共同プロジェクトです。仙台市青葉区水の森に平成 17 年 3 月にオープンした仙台フィンランド健康福祉センターを拠点に、高齢者の自立した生活を実現するために、フィンランドと日本の企業・大学が行うサービス・機器の開発支援を行っています。』（以上、仙台フィンランド健康センターHP より）。発足当初より、本学と関連福祉施設「せんだんの館」が参加。現在も、プロジェクトに参加しているフィンランドの大学の研究者や地方自治体関係者、福祉関連企業と本学の施設関係者や研究者との間で研究交流が行われている。

- ・中国における保健・福祉・医療分野の教育・研究・実践

平成 16 年から中国の大学等からの要請に応じて、中国の全人口の 10%超 1 億数千万人と言われる 60 歳以上の高齢者問題について、教育、研究の連携支援を行なってきた。留学生の受入はもとより、日中共同の研修会の実施、中国福祉関係実務者の研修受入、福祉人材育成の学科開設の支援等を行なってきた。その結果として、東北師範大学人文学院に福祉学院社会福祉系 (<http://chsnenu.edu.cn/fz/fzx/>) が設置された。

平成 23 年からは日中関係が悪化したことから留学生の受入に留まっていたが、近年、社会福祉分野での教職員の研究交流が再開している。

・平成 28 年度実績

外国人留学生の地域住民との文化交流活動、地域に居住する外国人への情報発信(防災教育等)、海外政府招請事業参加、日本語弁論大会出場、海外協定校の教職員・学生の地元施設における学術交流・研修支援、宮城県海外研修員受入支援、日本・アジア青少年サイエンス交流事業受入支援、国際福祉公開セミナー実施、外務省青年交流事業『Jenesys』の受入、仙台市国際交流協会・仙台国際観光協会事業への参加協力、EPA 介護人材育成協力、等を行なった。

2. 点検・評価

社会と連携・協力に関する方針を規程集やホームページで明示し、その方針に基づき、教育研究の成果を地域貢献、国際交流に活かしている。

特に、平成 28 年 8 月 1 日、せんだんホスピタルに国が定める認知症疾患医療センターを開設し、世界、日本の喫緊の課題である認知症対策に大きく貢献している。また、地域共創推進室の活動は、平成 28 年度の大学評価において「長所として特記すべき事項」として評価された。

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けての管理運営方針の明確化

管理運営方針は、ホームページ [トップ>大学について>各種方針](https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)
https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.htmlで公表している。

特に、その中に中長期計画の策定と意思決定プロセスについても明確に示されている。

1) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

寄附行為第6条第3項に「東北福祉大学長たる理事を常務理事とする。」、東北福祉大学組織・職制規則第7条第1項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統括する。」とあり、教学組織（大学）の権限と責任は学長にあることが明確化されている。

また、学長と理事長との関係においては、寄附行為第15条第2項に「常務理事はこの法人を代表し、理事長を補佐する。」と規定されており、法人組織（理事会等）における権限と責任は、理事会にあることが明確にされている。

2) 教授会の責任と明確化

学則の第11条第1項に教授会の必置が明確化され、第13条第3項に「この学則に定めるものの他、教授会に関し必要な事項は別に定める。」との規定に基づき、教授会規程が定められている。

教授会規程の第4条（審議事項等）として教授会の責任が明確化されている。

また、教授会規程第8条第2項に「各学部学科に学科会議を置くことができる。」とあり、教授会の構成員となっていない教員からの意見の聞き取りや教授会の決定事項の周知は学科会議を通じて行われる。

(2) 明文化された規程に基づいての管理運営

1) 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）及び大学設置基準第41条（事務組織）に基づき、組織・職制規則、事務分掌規程及び教員選考基準を定めて、適切な運用を行っている。

組織・職制規則の第8条（職位及び職能）には、副学長、学部長、学科長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手を置く旨が規定され、適切に運用している。組織・職制規則の第7条には、学長の所掌事務、組織・職制規則の第9条（所掌事務）には、副学長、学部長、学科長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手の所掌事務が定められ、適切に運用している。

教員選考基準には、教授、准教授、講師、助教、助手の選考基準が定められ、その基準に基づいて、人事委員会にて教員選考が適切に行われている。

そして、事務を処理するための事務組織については、事務分掌規程に定めて適切な運用をしている。

2) 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

学長、学部長、研究科長の権限と責任は、組織・職制規則第7条に明確に定められてい

る。

また、寄附行為第 6 条第 3 項に「東北福祉大学長たる理事を常務理事とする。」と規定されており、学長が学務担当の責任理事となることが明確化されている。

3) 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長の選考については、寄附行為第 3 条第 2 項「この法人の運営管理は、私立学校法、曹洞宗宗制に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる」の曹洞宗宗制の曹洞宗教育規程第 39 条第 2 項「前項の学校法人が設置する各学校の長、副学長、学監、高等学校及び中学校の教頭は、内局の推薦により管長が任命し、その任期は 4 年とする。ただし、再任を妨げない。」により、曹洞宗管長の任命による。

学部長、研究科長については、組織・職制規則の第 8 条及び第 10 条により学長が任免・委嘱する。

(3) 大学業務を支援する事務組織の設置と十分な機能

1) 事務組織の構成と人員配置の適切性

本学も事務組織は、組織・職制規則及び事務分掌規程に基づき組織されている。本法人は、東北福祉大学と東北福祉看護学校の 2 つの学校を設置しているが、その事務のほとんどが東北福祉大学の事務であることから、大学事務と法人事務を分けることなく総務局で取り纏め一体として行っている。

東北福祉看護学校は、別学校であり独立した事務組織となっているが、大学職員が事務長を兼務し、すべての承認は、法人として総務局総務部が関わり意思疎通ができるようになっている。また、総合福祉学部、健康科学部では介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等の人材育成を行なっているため、その実習の場として附属病院せんだんホスピタルを設置しており、その事務組織を別にしているが、全ての処理の承認には、総務局総務部が関わり意思疎通ができるようにしている。

教務部は、学部ごとの人員配置とし、職員は担当学部の教育課程、取得できる資格等を中心にして専念して学生に対応できるようにしている。また、大学院については、教務部内に大学院事務室を置き対応している。

キャリアセンターにおいては、入学から卒業に至るまでの「リエゾン型キャリア教育」を行っており、教務部と一体となった就職支援を行っている。

事務組織の特徴の一つとして、本学の建学の精神「行学一如」（学業も実践も本は一つ）、教育の理念「自利・利他円満」（支え合い、ともに幸せに）を特に推進する組織として、教務部実学臨床教育推進室、学生生活支援センターボランティア支援課を設置している。実学臨床教育推進室は、「実践現場における学び（実習）」と「大学における学び（講義・演習・グループスタディー等）」を有機的に結び付ける少人数の教育プログラムを推進する組織である。ボランティア支援課は、その名が示す通り学生ボランティアを推進する組織である。

人員配置については、事務組織の部長、副部長、センター長、副センター長等の多くの役職者には教員に委嘱するとともに、教育研究の審議機関として全学的な調整を行う各種委員会の委員には教員と職員を必要に応じてバランス良く委嘱しており、教育研究と事務が齟齬なくスムーズに運ぶように配慮している。また、財務部には元銀行員・会計事務所の経験者、キャリアセンターにはキャリアカウンセラー・企業の経験者、学生生活支援セ

ンターには元警察官、災害対策課には防災士・元自衛官・元消防士、国際交流センターには外国人の配置を行なっている。

2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

18歳人口の減少により大学の半数近くが定員割れし廃止する大学も出始め、大学の淘汰が始まっており、教育及び経営情報の調査及び分析とそれに基づく経営改善（IR）の必要性が高まっている。また、大学に対する期待として「地域の課題解決に応える教育研究を行ってほしい」「学生が地域社会に出てから役立つ学びに力を入れてほしい」「教員個人のつながりから、大学が組織的に取り組む連携体制に発展させてほしい」（文部科学省COC資料より）があり、大学の国家戦略である地方創生の取組みの強化への対応が望まれている。さらに、グローバル化への対応や産業界との連携強化等大学が対応すべきことは多岐に渡ってきている。

本学は、それらのことに対応するとともに、「社会が必要とする即戦力の人材を育成」するため、特に平成16年度から学部学科の再編や組織の変更を含む事務機能の改善を臨機に行なってきた。

学部学科の再編、事務機能の改善に際して、同時に、新規教職員の採用や異動を実施し人員体制も強化している。

さらに、平成26年度より内部監査を強化し、事務機能の改善を進めている。具体的には、内部監査により、業務フロー・業務手順書・備品管理・SD・人事考課等の改善検討の指摘があり改善を進めている。

3) 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用【資料9(1)-17】

職員の採用については、就業規則第8条から第11条に規定されており、適切に運用されている。職員の昇任については、職能制の実施に関する規程に規定されている。その第4条に以下の昇任の規定がある。

第4条 昇任とは、その経験、意欲及び能力に応じ、別表に掲げる職能につきその者を1階級上位に決定することをいい、原則として定期昇給の時期に行う。

しかし、この規程及び別表の評価基準、評価者等の評価基準が明確ではなく、現在、人事考課に基づく業績評価と昇任等の処遇改善について検討をしているところである。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

1) 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善【資料9(1)-16】

毎年年度始めの昇任等の処遇改善は、人事の担当部署である総務部が、年末までに各部署の長等に昇任等の聞き取りをし、その内容を基に処遇改善を検討し、学長の承認を得て行っている。既述したとおり、業績評価基準、評価者等が明確ではなく、さらに、内部監査において、「階層別研修等研修体系を構築し教職員の能力向上を図ること、及び研修体系を構築するにあたり、研修と人事考課の関係も考慮すること」と指摘されており、現在、SDとも関連づけて人事考課に基づく業績評価と昇任等の処遇改善について検討をしているところである。

2) スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性【資料9(1)-18】

平成25年度は、テーマ「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」で本学教員を講師としての研修を行った。平成26年度は、FDとの共催で2回、テーマ「教育の質的転換：シラバス、アクティブラーニング、ルーブリック」「ICT&UNIPAの活用について」、

単独開催で1回、テーマ「労働基準法・有給休暇・個別労働紛争・セクハラ・パワハラについて」の研修を行った。

2. 点検・評価

管理運営方針が明確にされ、それに基づき、おおむね適切に運営されている。

平成27年度の自己点検・評価での「改善すべき事項」へ対応状況は以下のとおり。

〈1〉中長期計画の策定と大学構成員への周知

中長期計画は、平成21年度、平成26年度と5年毎に策定しており、次の時期は平成31年度予定である。その時期までには、次期中長期計画を理事会で承認し大学構成員へ周知する予定である。

〈2〉業務フロー・業務手順書の整備

業務フロー・業務手順書の整備については、平成26年度に全部署で作成を行っており、内部監査で、業務フロー・業務手順書の整備状況が順次精査されている。

〈3〉SDの実施と有効性の検証および人事考課の導入

SD（職能階層別研修）の内容と連携させた人事考課を検討している。平成26年度からSDを実施しており、アンケートにより有効性の検証も行ない、有効であることがわかっている。

(2) 財 務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤の確立

＜中長期的な財務計画の立案＞

中長期事業計画に基づき財政計画を立案している。

＜科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況＞

外部資金の受け入れは改革総合支援事業でタイプ1～4総て採択される等、意欲的な取り組みが実現されている。また、科研費を中心とした公的資金の過去8年間の交付金額の推移を見ると、変動しながらも右肩上がりである。

＜消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性＞

適切性の検討として、事業活動収支・貸借対照表の各比率と全国大学比率を比較し、優劣を理解したうえで経営の指針としている。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

＜予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査＞

予算編成は収入支出とも数値根拠を、理事会・評議員会開催時に予算書説明資料として添付し説明している。

執行は支払伺に基づき学長、局長の決裁後に行なっている。

決算の監査については公認会計士4名が7日に渡り監査を実施している。

＜予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立＞

予算執行に伴う効果については決算報告時に予算との対比説明を行なっているほか、予算編成時の事業活動計画に対し決算時の事業報告により検証が図られている。

2. 点検・評価

教育研究のための財政的基盤を確立し、予算編成及び予算執行については適切な執行が図られている。

平成 28 年度に実施された大学評価において、努力課題として『「要積立金に対する金融資産の充足率」が低位で推移しているうえ、「帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合」が増加傾向にあることから、今後の教育研究を安定的に遂行するため、具体的な数値目標を明示した中・長期財政計画を策定し、財政基盤の安定化に向けて取り組むことが望まれる。』と提言されたので、改善を図っていく。

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価と結果の公表

①自己点検・評価の実施と結果の公表

平成27年度から、内部質保証組織、内部質保証ポリシー、内部質保証規程、内部質保証システム実施マニュアル等を整備し、平成28年度から内部質保証システムの運営を開始し、自己点検・評価を実施し、その結果をホームページに公表し社会への説明責任を果たしている。

また、平成27年度、平成28年度に外部評価も実施し、その結果をホームページに公表し、社会への説明責任を果たしている。

トップ>大学について>大学評価 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/evaluation.html>

②情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

情報公開の内容は次のとおりであり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月16日付、文部科学省公示）」により公表すべき事項は全て含んでおり、情報公開は適切に行なっている。

(ア) 教育研究上の目的及び3つの方針

全学、学部・学科ごと、研究科ごとにホームページで公開している。

トップ>教育方針 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>

(イ) 学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）

機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでポリシーを定めるとともに、アセスメントの仕組みの概要をホームページで公開している。

トップ>大学について>アセスメントポリシー

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/assessment_policy.html

(ウ) 学生、教職員、学生数等

ホームページで公開している。

トップ>大学について>学生・教職員・卒業生数

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/count.html>

(エ) 教員組織

学部・学科ごとの教員氏名をホームページで公開している。

トップ>学部・大学院>教員紹介

<https://www.tfu.ac.jp/education/professors.html>

(オ) 学則

学部、研究科の学則をホームページで公開している。

トップ>大学について>学則

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/regulations.html>

(カ) 校歌

校歌をホームページで公開している。

トップ>大学について>校歌の歴史

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/schoolsong.html>

(キ) 校章、マーク、カラー

校章、マーク、カラーとその使用に関するガイドラインをホームページで公開している。

トップ>大学について>校章・マーク・カラー

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/symbol.html>

(ク) 教員業績

教員ごとの業績をデータベース化して、ホームページで公開している。

トップ>学部・大学院>教員紹介

<https://www.tfu.ac.jp/education/professors.html>

(ケ) 入学者選抜に関する情報

入学者選抜に関する情報をホームページで公開している。

トップ>入試情報

<https://www.tfu.ac.jp/admissions/index.html>

(コ) 授業科目、授業の方法・内容、年間授業計画、評価方法等

シラバスをデータベース化して学内ポータルに公表し、科目名や教員名等で検索できるようにしている。

(サ) 教育研究環境に関する情報

キャンパス概要（校地・校舎、運動施設、図書館、ラーニングコモンズ、交通手段）、課外活動の状況、健康管理施設（附属病院）等をホームページに掲載している。

トップ>アクセス <https://www.tfu.ac.jp/access/index.html>

トップ>課外活動 https://www.tfu.ac.jp/campus_life/index.html

トップ>施設利用 <https://www.tfu.ac.jp/hospital/index.html>

(シ) 入学金、学費等の情報

入学金、学費等の大学が徴収する費用について、ホームページで公開している。

トップ>入試行訪>学費・入学手続きについて

<https://www.tfu.ac.jp/admissions/index.html>

(ス) 学生支援に関する情報

奨学金制度、履修支援、学修支援、ボランティア活動等をホームページで公開している。

トップ>学部・大学院>学生生活サポート

https://www.tfu.ac.jp/education/student_support.html

トップ>在学生の方へ>経済支援（授業料減免・奨学金等）

https://www.tfu.ac.jp/students/financial_support.html

トップ>在学生の方へ>履修支援

https://www.tfu.ac.jp/students/completion_support.html

トップ>在学生の方へ>学修支援

https://www.tfu.ac.jp/students/learning_support.html

トップ>施設利用>ボランティア支援課

<https://www.tfu.ac.jp/facilities/volunt/index.html>

(セ) 就職支援に関する情報

キャリアデザイン、就職活動支援、就職状況、卒業後の支援等をホームページで公開している。

トップ>進路・就職

<https://www.tfu.ac.jp/career/index.html>

(ソ) 財務情報

計算書、財務の概要、事業報告書をホームページで公開している。

トップ>大学について>情報公開

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/finance.html>

情報公開請求については、情報公開規程、情報公開規程施行細則及び情報公開委員会規程に沿って適切に行われている。

(2) 内部質保証に関するシステムの整備

①内部質保証の方針と手続の明確化

内部質保証ポリシー、内部質保証規程、内部質保証委員会規程、内部質保証システム実施マニュアルを整備して、方針と手続を明確にし、PDCA のサイクルが実行できるようにしている。

②内部質保証を掌る組織の整備

内部質保証を掌る組織は、内部質保証委員会である。内部質保証委員会は、既述した部長学科長会議の下の委員会であり、その下に各研究科単位、各学部単位、事務部門の内部質保証小委員会があり、各学部、各研究科、各部署単位にPDCA のサイクルが実行できるようにしている。

③自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

内部質保証システム実施マニュアルに実施プロセスを示しており、その中に、前年度の改善のフィードバックを次年度の目標に反映することを明示して継続的にPDCA が実行できるようにしている。

さらに、そのことが実際に行なわれているか内部監査において監査している。

④構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

法令等の遵守については、就業規則第 4 条に規定されている。コンプライアンスに関する事務は、事務分掌規程第 3 条の 2 に総務部法務室の事務分掌として規定されている。そして、信用失墜行為等の禁止や秘密の保持義務等の行動規範については、就業規則第 3 章第 1 節服務に規定されており、就業規則を含む規程集は、教職員用の web 掲示板に公開している。さらに、その意識の徹底は、FD 等を通じて教職員に行なわれている。特に、新任教職員には雇用時にも説明している。

(ア) ハラスメントについて

ハラスメント防止に関する規程を制定しているとともに、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントについて、FD で説明会を実施している。

(イ) 個人情報保護について

個人情報保護規程、個人情報保護規程施行細則を定めて、情報に関する取扱い及び管理

を適切に行なっている。

研究所における個人情報保護については、感性福祉研究所における個人情報保護のための措置及び感性福祉研究所個人情報保護規程を定めて、情報に関する取扱い及び管理を適切に行なっている。

(ウ) 産学官連携関係について

産学官連携の共同研究や受託研究等については、遵守すべき事項について、産学官連携ポリシーや利益相反ポリシーを定めて、適切に実施している。

営業秘密管理については、産学連携関係のみではなく、学生が参加する企業のインターンシップにおいても関係する。平成 29 年 4 月から、ポリシー、規程、体制を整備し、実施した。安全保障貿易管理についても、教員の研究が関係する場合もあるので、早期の整備と周知徹底を進めているところである。

(エ) 研究倫理について

研究倫理については、研究倫理委員会を設置し、研究等が倫理上適切に行われるように研究計画や研究成果について審議している。

(オ) マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

平成 28 年 1 月からのマイナンバー（社会保障・税番号）制度の開始に伴い、作業部会を設け準備作業を進めた。また、学生アルバイトや日本学生支援機構への奨学金の申請等にも関わることから適切に対応できるよう SD を実施した。

そして、平成 28 年 4 月より運用を開始している。

(カ) 公的研究費の管理・監査

公的研究費の管理・監査については、平成 26、27 年度に規程等を整備し、FD・SD で説明会を実施し、運用を開始している。

(キ) 附属病院せんだんホスピタル

次に示す規程等を定めて、安全な医療の提供、医療の質の向上に努めている。
薬事委員会規程、薬事委員会細則、医療安全管理委員会規程、院内感染防止対策委員会規程、褥瘡対策委員会規程、栄養管理委員会規程、安全衛生管理規程、安全衛生委員会規程、消防計画、個人情報保護に関する規程、個人情報保護委員会規程、医療ガス安全管理委員会規程、行動制限最小化委員会規程

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

平成 27 年度から構築、実施された内部質保証システムは、大学全体レベル、教育プログラムレベル、授業レベルで自己点検・評価を実施するようになっており、大学全体レベル、教育プログラムレベルにおいては、各研究科・専攻、各学部・学科ごとによる自己点検・評価、授業レベルにおいては、教員自身による自己点検・評価となっている。

自己点検・評価の実施については、内部質保証システム実施マニュアルを整備し、教職員用の web 掲示板に公開している。そこには、毎年の PDCA サイクル、4 年毎の外部評価、7 年毎の認証評価も記述されている。

平成 28 年度においては、マニュアル通りに進められている。

②教育研究活動のデータベース化の推進

(ア) 基礎データの組織的・継続的収集と管理

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成 22 年 6 月 16 日付、文部科学省公示）」により、教員の教育研究活動状況についての情報公開が求められたことに対応し、教員業績データベースを教員紹介ページに掲載し公開している。教員の教育上の能力に関する事項や現在行っている社会的活動等を発信し、当該教員の専門性や提供できる教育研究内容を確認できるようにしている。データベースは、インターネットを通じて、教育研究活動等の情報を入力することが可能であり、教員本人が新規登録や更新を容易に行うことができるようになっている。

また、シラバスについても、データベース化して学内ポータルに公表し、科目名や教員名で検索できるようにしている。

（イ）大学文書の保存と活用

大学文書の保存と活用については「学校法人梅檀学園文書取扱規程」を定め、正確かつ迅速に取扱い、学園の効率的な運営に寄与するよう努めている。

例えば、稟議書等の文書は検索しやすいように整理し、円滑な事務が行われるように留意している。

（ウ）大学沿革史の編纂

大学沿革史の編纂に関しては、ホームページに公開している。大学の歩みとして、学部・学科の変遷、キャンパスの拡充、教育・研究の3分野に分け、紹介している。

③学外者の意見の反映

（ア）内部質保証システムの中に原則 4 年ごとの外部評価を設けている。外部評価委員会規程も整備している。平成 27 年度から、認証評価と同時並行して第 1 回目の外部評価を実施した。

（イ）保護者の会：キャリアセンターと教務部合同にて、年 10 回程度東北の主要都市を中心に保護者会を開催して、大学の近況報告やキャリア支援等の報告をするとともに、個人相談も実施して質問、要望事項を学修支援や就職支援の改善に繋げている。

（ウ）卒業生アンケート：卒業生にアンケートを実施して、その結果を修学支援等の改善に繋げている。

これらの活動についても、点検報告⇒改善検討報告⇒改善完了報告のような定型化を図り、定期的自己点検・評価と合わせて内部質保証システムの中の日常的点検・評価として定着させ、学外者の意見を確実に反映させていく予定である。

④文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

平成 28 年度の大学評価で指摘された努力課題については、今後改善策を検討し対応する。

2. 点検・評価

内部質保証は、平成 27 年度から運用を開始した内部質保証システムの PDCA により計画的、体系的に機能し始めている。しかし、目標設定や評価の内容については、学部・学科や部署間でばらつきがあり、今後、内部質保証委員会や内部監査等において、内容を精査して深化させていく必要がある。